

デュルケム・アノミーの概念的分析

米 川 茂 信

目 次

はじめに

第1節 デュルケム・アノミーの諸属性

第2節 デュルケム・アノミーの概念的標識(1)——道徳的非統合性

第3節 デュルケム・アノミーの概念的標識(2)——規範的機能障害

 第1項 規範的事象としてのアノミー

 第2項 規範的機能障害の二次元性

 第3項 社会の規範化機能の障害

 第4項 規範の社会的機能の二側面

 [一] 遵守的義務とサンクションの体系化としての規範機能

 [二] 行為の方向性の付与とその履行の当為化としての規範機能

 第5項 規範の社会的機能障害

第4節 デュルケム・アノミーの概念的枠組

 第1項 歴史的範疇

 第2項 現象契機

 第3項 現象様態

 第4項 現象範域

第5節 デュルケム・アノミーの概念的総括

 第1項 デュルケム・アノミーの概念定義

 第2項 社会的無規範としてのアノミー

 第3項 デュルケム・アノミー概念に内在的な規範の連関構造

 第4項 デュルケム・アノミーの概念的諸問題

は じ め に

アノミー (anomie) の概念化を最初に試みたデュルケム (Durkheim, É.) と、これをさらに体系的に整序・展開することを試みたマートン (Merton, R. K.) に即するかぎり、アノミ

一は、種々の逸脱行動にその原因なり背景なりとしてかかわる社会のある一定の特性を把握する概念として位置づけられなければならない。すなわち、アノミーとは、逸脱行動の原因的概念であると同時に、特殊歴史的諸条件を内包した特定の社会を分析的に把握する概念、つまり実体的社会認識概念でもあるわけである。

本論は、実体的社会認識概念としてのアノミーを対象として、この種のアノミー概念に包含されている理論的被規定性をデュルケムの先駆的業績から剔出し、そのことをとおしてデュルケム・アノミーの概念構成を体系的に解釈し直すこと目的としている。

実体的社会認識概念としてのアノミーを対象とするのは、第1に、本論の各節で展開される叙述から明らかであるように、また、マートンの最初のアノミー研究『社会構造とアノミー』(“Social Structure and Anomie” 1938)においてもそうであるように、アノミーは、第一義的には、一定の歴史特殊的な社会の構造的・状況的ありようを実体的に把握する概念だからである。第2に、デュルケムおよびマートンの遺産を継承したとする従来のアノミー研究の大勢が、少なくとも社会病理学においては、逸脱行動の原因的概念としてのアノミーを対象としており、実体的社会認識概念としてのアノミーの研究は相対的に無視されるか、あるいは二義的にもしくは断片的に試みられてきたにすぎないからである。第3に、アノミーをとおして逸脱行動を原因論的に分析しようとするばあいでも、特殊歴史的諸条件を内包した特定の社会が、逸脱行動との原因論的連関において、つまりアノミーの概念範疇のなかで前提的に解明されなければならないからである。言い換えれば、実体的社会認識概念としてのアノミーが逸脱行動の原因的概念としてのアノミーの基底をなしているからである。

また、デュルケム・アノミーの概念構成を体系的に解釈し直すこと目的とするのは、第1に、アノミーの概念化を最初に試みたのがデュルケムであり、デュルケム・アノミーがその後のアノミー研究の基礎をなしているからであり、第2に、にもかかわらず、デュルケムの著作それ自体においてアノミーの概念化は必ずしも体系的に明確化されているとはいはず、また、その後のデュルケム・アノミーの諸研究においても、その多くは、単なる表面的解釈の域を出ていかなかったり、あるいは部分的側面の断片的研究にとどまったりしていて、デュルケム・アノミーの概念それ自体を体系的に再把握しようとする試みはほとんどなされていないからである。さらに、第3に、アノミーは、歴史的・社会の構造的・状況的実体を分析的に把握する概念であるため、社会病理学の1つの鍵闇的概念を成しており、それゆえ、デュルケムによってアノミーが最初に概念化されたことを想起するならば、デュルケム・アノミーを概念的に再構成することは、社会病理学そのものの原点の1つを再確認することにつながるからである。つまり、デュルケム・アノミーの概念を体系的に分析することによって、社会病理学の原基的で基礎的な1つの認識視角が明確化されうるからである。

以上の問題意識にたって、本論では、デュルケム・アノミーに付されている種々の概念的属性を『分業論』および『自殺論』の叙述から剔出し、ついで、これらの諸属性からデュルケ

ム・アノミーの実体を概念的に総括する2つの標識——<道徳的非統合性>と<規範的機能障害>——と、この2つの標識が概念的に展開されるさいの4つの枠組——歴史的範疇、現象契機、現象様態、現象範域——とを析出・考察することにする。とくに<規範的機能障害>の分析を中心的課題とし、それを、さらに、規範それ自体の欠如を問題とする<社会の規範化機能の障害>と、所与の規範の社会的効力の問題に帰着する<規範の社会的機能障害>とに二分して考察する。最後に、まとめとして、上記の諸点を踏まえたうえで、デュルケム・アノミーの概念定義を試みるが、そこでは、デュルケム・アノミーは、コントロール (control) 概念をその下位概念として指定しながらも、一面的に<社会的無規制>の意味においてのみ理解されるべきではなく、より広く<社会的無規範>として捉えられなければならない、ということが強調される。この<社会的無規範>の意味するところは、欲望と手段との点において社会構成員の行動を規定——方向づけと当為化——するような規範機能の欠如、つまり、職業活動をとおして達成されるべき個々人の経済的利得欲求を中庸化しえないような規範的機能障害である。以下、本論で分析・考察される以上の諸点を原著者の文献に即して考証していく。

第1節 デュルケム・アノミーの属性

デュルケムがアノミーの概念に帰した諸属性は、その著『社会分業論——高度社会の組織に関する研究——』(“*De la division du travail social : Étude sur l'organisation des sociétés supérieures*”, 1^{er} edit., 1893, 2^e edit., 1902, 以下『分業論』)と、『自殺論——社会学的研究——』(“*Le suicide : Étude de sociologie*” 1897, 以下『自殺論』)とから剔出することができる。この点に関して、デュルケムの理論展開にとってアノミーの占める比重が『分業論』と『自殺論』とでは異なり、前者においてはアノミーはほとんど概念化されていない、とする見解がある。たとえば、パーソンズ (Parsons, T.) は、デュルケム理論の展開をその初期著作から後期著作に至るまで内在的に検討しながら、行為論の観点から、『分業論』におけるアノミーは、たんに分業の異常形態の1つを記述しているにすぎない、としている。¹⁾

また、わが国においてデュルケム・アノミーの研究に多くの示唆を提供している宮島喬も、産業社会の危機についてのデュルケムの理解と関連させて、『分業論』では分業の異常形態を *anomique* と形容しているにすぎず、産業社会の矛盾の把握の中心的範疇としてアノミーのタームが用いられていない、としている。²⁾

しかし、デュルケム社会学の基礎的モチーフであるところの社会的連帶とその道徳性を社会的分業の分析をとおして理解しようとする『分業論』においては、分業の異常形態の1つとしてのアノミー的分業に具現化したアノミーの問題は、デュルケムの中心的関心事の1つであったことは否定しえない。ギデンス (Giddens, A.) は、これを、「デュルケムは、近代社会の社会構造が、エゴイズムと、個人が集合体の成員となることから課される道徳的要求との対立を

激化させると考える。この二項対立を解決する可能性は存在しない。・・・さらには、デュルケムの分業の理論では、有機的連帶——分業における機能的相互依存——が近代の『正常』(normal)類型だとされているので、ここから当然、道徳的統合の問題（アノミー）が最上位に置かれなければならない。」³⁾(カッコ内原著書)として述べている。

したがって、『自殺論』に限定することなく、『分業論』からもデュルケム・アノミーの諸属性を剔出すべく努力がなされなければならない。これは、『分業論』の叙述とその行間を詳細に読み取れば、けっして不可能なことではない。むしろ、のちに記述するところからおのずと明らかであるように、少なくとも社会認識概念としてのアノミーに関するかぎり、デュルケム・アノミーの諸属性にかかる多くの鍵関的認識を、『自殺論』からと同じ程に、あるいはそれ以上に、『分業論』から析出することができるるのである。

デュルケム・アノミーの諸属性を『分業論』および『自殺論』から年代順にかつ叙述の展開にそって剔出してみると、以下のとおりである。

- 1 アノミーは、あらゆる道徳を否定するものである。⁴⁾
- 2 アノミーは、分業の異常形態の1つを特徴づける。⁵⁾
- 3 アノミーは、準則(*règle*)の規定(*réglementation*)が欠如しているか、あるいは分業の発展度となんの関係もない状態であり、諸機能の規則正しい調和を不可能にしている状態である。換言すれば、アノミーとは、社会の諸器官の関係が規定されて(*réglementées*)いない状態である。⁶⁾
- 4 アノミーとは、諸準則の総体にかかる事象である。⁷⁾
- 5 社会の連帶的諸器官が十分に接触を保ち、かつその接触が十分に持続的であれば、アノミーの状態は存在しない。⁸⁾
- 6 社会構造がもはや変化しえないばあいに、その変化に代わるものとしてのみ、必要な規定が確立されるときには、諸器官の隣接が十分であったとしても、アノミーが生じうる。⁹⁾
- 7 アノミーは、欲望を社会的に解放したり、経済的危機を周期化したりするような社会構造における深刻な変動に起因している。¹⁰⁾
- 8 アノミーとは、組織的類型の社会構造への移行過程において、それに相応した道徳が欠如している状態、すなわち、社会的諸機能が相互に調整(*s'ajuster*)されず、生活が完全に組織化されていないような社会状態である。¹¹⁾
- 9 アノミーとは、「職能の序列」(*hiérarchie des fonctions*)の規定と「職能に人々を補充する仕方」(*façon dont ces fonctions se recrutent*)の規定の両者、あるいは少なくともそのいずれかが欠如しているか、もしくは、存在していたとしても人々によって正当なものとみなされていないような社会状態である。¹²⁾
- 10 (商工業の世界において)慢性的なアノミーの状態にあっては、欲望を神聖化し、欲望

を人間のあらゆる法よりも上位におくところの物質的満足礼讃(*apothéose du bien-être*)がみられる。¹³⁾

- 11 (商工業の世界では) アノミーの現象は常態(normal)となっている。¹⁴⁾
- 12 (慢性的アノミー状態においては) 無限なものを目ざす情念は、つねに卓絶した道徳性(*distinction morale*)のしるしとして説明され、進歩の教説(*doctrine du progrès*)が1つの信条(*article de foi*)となっている。¹⁵⁾
- 13 アノミーは、同業組合の再建によって対処される。¹⁶⁾
- 14 アノミーは、社会のある部分において、集合的な力、すなわち生活を規定すべく構成された集団が欠如することによって生まれる。¹⁷⁾
- 15 (a)経済生活における法的・道徳的アノミーは、職業道徳の欠如、ないし萌芽的状態を意味している。(b)これは、経済という集合生活の全領域が、その大半において、準則の中庸化作用(*action modératrice*)を除去されているような状態である。¹⁸⁾
- 16 アノミーとは、社会の存在にとって不可欠な凝集性と規則性とを欠いている社会状態である。¹⁹⁾
- 17 アノミーを終熄するには、げんに欠落している諸準則の体系を構築できる集団の存在あるいは形成が必要である。このような集団として、同業組合または職業集団が相当する。²⁰⁾
- 18 アノミーは、全体社会をその空間的現象範域とし、種々の職業活動がそこにおいて展開される経済社会をその機能領域的現象範域としている。²¹⁾

以上、デュルケム・アノミーの諸属性の剔出を試みたが、このうち、1の属性は『分業論』初版序論「問題」から、2から8までの属性は『分業論』本文から、9から14までの属性は『自殺論』から、15から18までの属性は『分業論』第2版序文「職業集団化にかんする若干の考察」('Quelques remarques sur les groupements professionnels')から剔出したものである。その文献箇所は注に記してある。それぞれの属性を剔出するにあたっては、原則として文献における記述をそのまま要約・抜粋したが、ばあいによって筆者の読み込みに負うところもある。このばあい、当該文献箇所を本文中に明記し、読み込みの過程を詳述すべきであろうが、のちの論議のなかで、必要なかぎり、その都度検討することにしたい。

なお、剔出した属性は、いずれも、経済社会つまり経済生活がそこにおいて展開される社会において生起する事象を中核として現象するアノミー、すなわち経済的アノミーに関するものである(属性15にみられる法的・道徳的アノミーもまた経済的アノミーであることはもちろんである。法的・道徳的アノミーという用語法は、経済的アノミーが法的・道徳的範疇において把握されるということ、換言すれば、アノミーとは法的・道徳的次元に位置する問題である、ということを意味しているにすぎない。ただし、このばあいの法とは、むしろ規範に置換されるような緩やかな意味で用いられている、と解する)。

『自殺論』においてとりあげられている他の類型のアノミー、すなわち、家族的アノミー、夫婦のアノミー、性的アノミーに関してはあえて問題としなかった。ひとつには、本論の目的がアノミー概念をとおしての社会認識にあるからであり（本論で対象とするアノミーが実体的社会認識概念としてのそれであることを想起されたい）、他のひとつには、かりに、家族的アノミー、夫婦のアノミー、性的アノミーなどの分析からある程度の社会認識が可能となるとしても、これらの類型のアノミーを経済的アノミーと同時的に扱うことは、その概念範疇と論理的次元を異にするため、かえって分析を無用に複雑化し、混乱におとし入れることになるからである。

ところで、さきにあげた18のデュルケム・アノミーの属性は、アノミーの概念構造に占めるその位置の差異によって、3つの属性群、すなわち実体的属性群、枠組的属性群、補遺的属性群の3つに類別される。実体的属性群には属性1・3・4・8・9・10・12・15・16が、枠組的属性群には属性2・6・7・11・18が、補遺的属性群には属性5・13・14・17が含まれる。ここで、実体的属性とは、アノミーの実体そのものを構成する属性、すなわちアノミー概念の実体にかかる属性のことであり、枠組的属性とは、アノミー概念の実体がそのなかで展開され、条件づけられるところの概念的枠組を構成する属性のことであり、補遺的属性とは、アノミー概念の実体もしくは枠組そのものを構成するのではなく、その周辺にあってそれらを補遺する二次的属性のことである。

以下、次節および3節において、実体的属性群からデュルケム・アノミーの標識を析出し、これを介してさらにデュルケム・アノミーそのものの実体ないし本質への接近を試みる。また、4節において、枠組的属性群からデュルケム・アノミーの概念的枠組とその内容を析出し、アノミー概念に帰せられる種々の理論的被規定性の明確化を試みる。補遺的属性に関しては、前二者の考察にさいし必要に応じて適宜とりあげることとし、独立に考察することはしない。

注

- 1) Parsons,T. "The Structure of Social Action" Free Press, 1968, p.334.
- 2) 宮島喬「アノミー論への現代的視角——デュルケム理論と現代——」『思想』547号, 1970年1月, 24頁。
- 3) Giddens, A. "Capitalism and modern social theory : an analysis of the writings of Marx, Durkheim and Max Weber" Cambridge Univ. Press, 1971, p.232. 犬塚先訳『資本主義と近代社会理論』研究社, 1974年, 270頁。
- 4) Durkheim, É. "De la division du travail social : Étude sur l'organisation des sociétés supérieures", 1^{er} édit., Félix Alcan, 1893, p.32, note 3. 田原音和訳『社会分業論』現代社会学大系第2巻, 青木書店, 1971年, 432頁, 注25。
- 5) Durkheim, É. "De la division du travail social", nouvelle édit., Presses Univ. de France, 1973, pp.343—406. 田原訳, 前掲書, 342—393頁。

- 6) ibid., pp. 358—360. 前掲邦訳書, 354—355頁。
- 7) ibid., p. 360. 前掲邦訳書, 355頁。
- 8) ibid., p. 360. 前掲邦訳書, 355頁。
- 9) ibid., p. 361, note 1. 前掲邦訳書, 360頁, 注25。
- 10) ibid., p. 405. 前掲邦訳書, 391頁。Durkheim, É. "Le suicide : Etude de sociologie" Presses Univ. de France, 1973, pp. 280—281, 282—284. 宮島喬訳『自殺論』(『世界の名著 デュルケム・ジンメル』所収) 中央公論社, 1968年, 210—212, 213—215頁。
- 11) Durkheim, É. "De la division du travail social", 1973, op. cit., p. 405. 田原訳, 前掲書, 391頁。
- 12) Durkheim, É. "Le suicide", op. cit., pp. 275—281. 宮島訳, 前掲書, 206—212頁。
- 13) ibid., pp. 282—284. 前掲邦訳書, 213—215頁。
- 14) ibid., pp. 284—285. 前掲邦訳書, 215頁。
- 15) ibid., p. 287. 前掲邦訳書, 216—217頁。
- 16) ibid., p. 440. 前掲邦訳書, 368頁。
- 17) ibid., p. 440. 前掲邦訳書, 368頁。
- 18) Durkheim, É. "De la division du travail social" 1973, op. cit., pp. Ⅱ—Ⅲ. 田原訳, 前掲書, 1—2頁。
- 19) ibid., p. VI. 前掲邦訳書, 4頁。
- 20) ibid., p. VI. 前掲邦訳書, 5頁。
- 21) この属性が剔出される根拠の詳細は, 第4節第4項参照。

第2節 デュルケム・アノミーの概念的標識(1)——道徳的非統合性

前節でみたように, デュルケム・アノミーの実体的属性群には属性 1・3・4・8・9・10・12・15・16の9つの属性が含まれている。これらは, それぞれ相互に関連し合っているのであるが, 分析的には大きく2つに類別される。ひとつは道徳的属性群であり, 他のひとつは規範的属性群である。この2つは, のちの考察(とくに第3節第1項)で明らかとなるよう, デュルケムにおいては密接不可分の関係にある。しかし, 道徳と規範がいかに密接不可分の関係にあろうとも, それらが相互に独立した範疇を構成するものである以上, 道徳的属性群と規範的属性群の2つを峻別して考察することが肝要である。

道徳的属性群には前節であげた諸属性のうち1・8・15(a)・16の属性が, 規範的属性群には3・4・9・10・12・15(b)の属性が含まれる。こうした類別から<道徳的非統合性>と<規範的機能障害>という2つのデュルケム・アノミーの概念的標識を析出することができる(析出の過程と根拠はのちの叙述において明らかとなる)。換言すれば, <道徳的非統合性>の標識によって道徳的諸属性が, また<規範的機能障害>の標識によって規範的諸属性が総括されるのである。さらに, 結論を先取りしていえば, これら2つの標識によってデュルケム・アノミーの実体ないし本質を識別することが可能なのである。したがって, <道徳的非統合性>と<規

範的機能障害>という2つのデュルケム・アノミーの概念的標識の分析的考察が本節と次節の課題となる。本節では<道徳的非統合性>について若干の考察を行ない、<規範的機能障害>については、次節において少しく詳述することにする。

なお、これらの標識の名称は、筆者なりの観点から便宜的に用いられるのであって、デュルケム自身の用語法にみられるものではないことを付言しておく。

デュルケム・アノミーの実体的属性のいくつかが<道徳的非統合性>の標識によって総括されるということは、デュルケム・アノミーが道徳的に統合性を喪失した社会状態として把握されうることを意味している。換言すれば、この標識は、デュルケム・アノミーを道徳的事象として捉え、この範疇に含まれるアノミーの道徳的諸属性を道徳的統合性を喪失した社会状態として総括的に把握するものである。このばかり、<道徳的非統合性>の標識には、その主たる内実として、道徳の社会構造的相応性の欠如、あるいは道徳の有する社会的諸機能の調整能力ないし生活の組織化能力の喪失、総じて道徳機能の喪失が概念的に内包されている。

デュルケム・アノミーが道徳的事象として捉えられているということは、前節でみたデュルケム・アノミーの実体的属性1・8・15(a)から明らかである。デュルケムはこう述べている。「もし、個人の自由な創造によって生まれ、どんな準則によっても左右されない、本質的にアノミック(anomique)な、そしておそらく最高の道徳があるということを認めたりすれば、責任の感情すなわち義務の存在を弱めてしまうおそれがあろう。われわれは、まさに逆に、アノミーはあらゆる道徳を否定するものと考える。」¹⁾(属性1、傍点筆者)。「道徳・・・は、おそるべき危機に逢着しているといった人があるが、これは正しい。・・・環節的類型に対応する道徳は退行してきたが、それがわれわれの意識のなかに空白のまま残していった領域は、他の道徳が急速に発達してそれを埋めあわせるまでにいたっていない。・・・必要なことは、このアノミーをとめることであり・・・」²⁾(属性8、傍点筆者)。「経済生活が現実におかれている法的・道徳的アノミーについて、われわれは本書(『分業論』初版)でくり返し強調してきた。この経済という機能の分野では、事実、職業道徳は存在するにしても、まことに萌芽的な状態であるにすぎない。」³⁾(属性15(a)、カッコ内および傍点筆者)。

これらの引用文とりわけ傍点を付した箇所に着目するなら、デュルケムがアノミーを道徳的事象として捉えているということは疑いの余地がない。それは、いま1つの道徳的属性(16)によっても、さらに、枠組的属性2およびアノミーを準則と関連づける規範的諸属性(3・4・9)からも、間接的にせよ証左されうる。デュルケム・アノミーは、属性16によれば凝集性と規則性とを欠いた社会状態として、属性2によれば分業の異常形態の1つとして捉えられるのであるが、デュルケムに内在するかぎり、社会の凝集性と規則性は道徳ないし道徳性の標識として、⁴⁾分業は有機的連帶の道徳的基盤として⁵⁾把握されうるからである。また、デュルケムにとってアノミーは道徳的事象であるとする理解がデュルケム・アノミーを準則と関連づける諸属性によっても証左されるということは、次節第1項において明らかとなるように、

準則それ自体を道徳的事実の表出として理解することがデュルケムに即して可能だからである。

このように、デュルケム・アノミーが道徳的事象として捉えられるのであれば、つぎに、その内実が識別されなければならない。つまり、〈道徳的非統合性〉の標識によって総括されうるデュルケム・アノミーの属性的内容が説明されなければならないのである。そのさい、『分業論』においてすでにおぼろげながら存在し、のちに（『道徳教育論』“L'Education morale” 1902—1903、および『道徳的事実の決定』“Détermination du fait moral” 1906）より明確化された、道徳に関するデュルケムのいくつかの認識に着目することが肝要である。それは、道徳内容の相対性すなわち特定の内容をもつ道徳と特定の社会構造との相応性の認識、道徳をその第1の構成要素たる規律（discipline）に内在する規則性と権威とによって把握しようとする認識、および、1つの道徳が唯一無二的に存在するのではなく、多くの道徳が同時に存在するという道徳の多元的存在の認識、の3つである。

これら3つの認識を、さきにみたアノミーはあらゆる道徳を否定するものであるとするデュルケム・アノミーの属性1と関連づけるならば、デュルケムがアノミーとして捉えようとした道徳的社会状態は、つぎのように特徴づけられる。第1に、道徳がかりに存在していても、その内容が社会構造との相応性を喪失しているような社会状態として。第2に、道徳がその基本的要素であるところの規則性と権威とを喪失しているような社会状態として。第3に、個別諸道徳の統合からなる道徳的全体の統合性の崩壊ないし欠如として。

したがって、『道徳教育論』なり『道徳的事実の決定』なりから後づけるかぎり、〈道徳的非統合性〉の標識によって総括されうるデュルケム・アノミーの属性的内容は、新しい社会類型もしくは社会構造に不相応的な諸道徳のいくつかあるいはそのすべてが、この不相応性によって規律つまり規則性と権威とを欠落し、かつ、諸道徳の調和すなわち道徳的全体の統合性が解体し、欠如しているような社会状態に求めることができる。

これを『分業論』の表現に即して捉え直すならば、つぎのようになる。すなわち、特定の社会類型が要求する社会的連帯に相応して社会的諸機能を相互に調整し、生活を組織化しうるような道徳力を喪失している社会状態として把握されるのである。規則性と権威とを欠落しているような道徳的状態は道徳力の喪失として、道徳的全体の統合性の解体・欠如は、その機能に着目するとき、社会的諸機能の相互調整ないし生活の組織化の失敗として捉え直されるからである。以上を敷衍していえば、〈道徳的非統合性〉の標識によって、道徳力が社会の機能的統合を可能としないような状態をアノミーの実体的属性として識別しうるのである。

要するに、〈道徳的非統合性〉の標識によって識別されるデュルケム・アノミーの実体的属性の内実は、前節でみたデュルケム・アノミーの属性8に集約されているといつてよい。そこで、属性8の内容について若干の考察を行なっておく。属性8において着目されるべきは、つぎの点である。すなわち、すでに前節で記したように、属性8では、特定の社会類型に相応し

た道徳の欠如状態が、社会的諸機能が相互的に調整されず、生活が完全に組織化されていない社会状態と等置されている、ということである。つまり、道徳の社会構造的相応性の欠如が、道徳の社会的諸機能の調整能力ないし生活の組織化能力の喪失として、機能的に捉えられているということである。なお、機能とは、デュルケムによれば、生命の運動と有機体の諸要求との間に存在する対応関係を示す。⁶⁾

このような置換ないし捉え直しは、つぎのような『分業論』の叙述から読み取ることができる。「(アノミーの状態にある社会においては)環節的類型に対応する道徳は退行してきたが、それがわれわれの意識のなかに空白のまま残していった領域は、他の道徳が急速に発達してそれを埋めあわせるまでにいたっていない。われわれの信仰はゆらいできた。伝統はその支配力を失い、個人的判断力は集合的判断力から解放されてきた。だが、他方、この動乱の過程でバラバラになった機能は、相互に調整しあうゆとりもなく、突如としてあらわれた新しい生活は、完全に組織化されるまでにいたっていない。……事態がかのごときだとすれば、……必要なことは、このアノミーをとめることであり、まだバラバラのままの動きのなかでぶつかりあっているあの諸器官(諸機能)を調和的に協同させる手段を発見することであり……」⁷⁾(一部前出、カッコ内および傍点筆者)。

みられるように、道徳の欠如ないし未発達なわち道徳の社会構造的相応性の欠如は、諸機能相互の調整の欠如として、生活の未組織化として問題とされており、諸器官すなわち諸機能の担い手の調和的協同化を課題としているのである。つまり、道徳の社会構造的相応性の欠如を問題とするばあいでも、その内実においては、道徳的機能障害が、すなわち社会的諸機能の調整能力ないし生活の組織化能力の喪失こそが問題とされているのである。

こうして、道徳機能の喪失こそが、デュルケム・アノミーの道徳的属性の中心的範疇として捉えられることになる。そして、この道徳的機能の喪失は、それが、すでにみてきたように、社会的諸機能の調整能力の喪失あるいは生活の組織化能力の喪失というデュルケムの道徳的社會状態についての認識をとおして膨琢された概念であることに留意するならば、社会的統合化機能の喪失として、言い換えれば、社会の道徳的統合性の喪失(道徳的非統合性)として問題とされるのである。だからこそ、生活を規定すべく構成された集団の欠如が問題とされているのであり(属性14)，裏を返せば、道徳的再建すなわち社会の道徳的統合化のための実践的方策としての同業組合ないし職業集団の再建が、⁸⁾アノミーの克服策として求められているのである(属性13・17)。

このように、デュルケム・アノミーの道徳的属性は、結局、道徳的非統合性として端的に総括されることになる。それゆえ、デュルケム・アノミーの概念的標識の1つとして、<道徳的非統合性>を位置づけることが可能なのである。アノミーはあらゆる道徳を否定するものである(デュルケム・アノミーの属性1)とするデュルケムの認識も、この位置づけに即して解される。

注

- 1) Durkheim, É. "De la division du travail social" 1893, op. cit., p. 32, note 3. 田原訳, 前掲書, 432頁, 注25。
- 2) Durkheim, É. "De la division du travail social" 1973, op. cit., pp. 404—405. 田原訳, 前掲書, 391頁。
- 3) ibid., p. II. 前掲邦訳書, 1頁。
- 4) ibid., p. VI, pp. 391—406, 前掲邦訳書, 4, 380—392頁。Durkheim, É. "L'Education morale" Librairie Felix Alcan, 1925, pp. 19—62. 麻生誠・山村健訳『道教育論1』明治図書, 1964年, 51—89頁。
- 5) Durkheim, É. "De la division du travail social" 1973, op. cit., pp. 79—102, 391—406. 田原訳, 前掲書, 111—129, 380—392頁。
- 6) ibid., p. 11. 前掲邦訳書, 52頁。
- 7) ibid., p. 405. 前掲邦訳書, 391頁。
- 8) ibid., pp. I—XXXVI. 前掲邦訳書, 1—27頁。

第3節 デュルケム・アノミーの概念的標識(2)——規範的機能障害

第1項 規範的事象としてのアノミー

前節冒頭で指摘しておいたように、デュルケム・アノミーの実体的属性群には、道徳的属性群と並んで規範的属性群（3・4・9・10・12・15(b)）が含まれております、そして、この規範的属性群からデュルケム・アノミーのいま1つの概念的標識として＜規範的機能障害＞を析出することができるのです。

この＜規範的機能障害＞の標識は、さきにみた＜道徳的非統合性＞の具象化されたものである。つまり、デュルケムに内在するかぎり、＜道徳的非統合性＞は＜規範的機能障害＞として様態化され、前者は後者の内実ないし本質であり、後者は前者の現象様式であるということができる。『分業論』および『道徳教育論』、『道徳的事実の決定』などをとおして明らかのように、道徳は、その機能の担い手としての、その表現形式としての準則のなかに表出されるとされているのであるが、換言すれば、「道徳とは行為をあらかじめ決定しているところの諸行為準則 (règles d'action) の体系である」¹⁾とされているのであるが、この種の準則は、デュルケムの観点に立つかぎり個人に一定の遵守的義務を命じ、かつ一定のサンクションを内在化しており、²⁾規範 (norme) としてより一般的に総括されうるからである。したがって、端的にいえば、道徳は規範のうちにこそ存在し、この本質を成していると理解することができるからである。

このように、＜道徳的非統合性＞が＜規範的機能障害＞の本質をなし、＜規範的機能障害＞

の標識において具象化され、様態化されているということは、デュルケム・アノミーの実体的属性が「規範的機能障害」の標識によってこそより十分に把握されうることを意味している。そこで、この「規範的機能障害」の標識について少しく述べることにする。

まず、「規範的機能障害」の標識の内実的考察に入る前に、デュルケム・アノミーが規範的事象として捉えられることが明らかにされなければならない。この点はすでに示唆されていることでもあるが、デュルケムの叙述に即していま少し考察することにする。

第1節でみたデュルケム・アノミーの属性4は、デュルケム・アノミーが準則にかかわる事象であることを示している。デュルケムはこう述べている。「諸準則の総体は、社会的諸機能間の自生的に設定された諸関係が時間をかけてつくりあげた確定的形態であるから、連帶的諸器官が十分な接触を保ち、また十分に持続的であるところでは、どこにおいてもアノミーの状態は存在しないとア・プリオリにいうことができる。」³⁾(傍点は原文のイタリック)。この叙述はつぎのように読み替えることができる。連帶的諸器官が十分な接触を保ち、また十分に持続的であるところでは、どこにおいてもアノミーの状態は存在しない(デュルケム・アノミーの属性5)。なぜならそのばあい、社会的諸機能間の自生的に設定された諸関係が時間をかけてつくりあげた確定的形態であるところの諸準則の総体が存在するからである。

この読み替えから容易に理解されるように、デュルケム・アノミーは諸準則の総体にかかわる事象(デュルケム・アノミーの属性4)であるといえる。こうした理解は、準則は連帶的な諸器官がおかれていたり依存状態を表明するものである⁴⁾という点を想起しながら、さきの引用文の直前にあるつぎの一節を見るとき、いっそう明確となる。「・・・分業が連帶を生じていないとすれば(諸器官の相互依存状態がみられないとすれば)、それは、諸器官の関係が規定されていないからであり(準則として表明されていないからであり)、それらの関係が、まさしくアノミーの状態にあるからである。」⁵⁾(デュルケム・アノミーの属性3後段、傍点は原文のイタリック、カッコ内は筆者)。

このようにデュルケム・アノミーが準則にかかわる事象であるということは、デュルケム・アノミーが規範にかかわる事象であるということ、より正確には、規範的範疇に属する事象であるということを意味している。(社会的に規定された行為規準としての)準則とは、本来的には規範の一現象形態として捉えられるべきものだが、デュルケムに即するかぎり準則と規範とは同一の範疇を成していると理解できるからである。つまり、準則も規範とともに社会の成員に課すところの遵守的義務とその違反者に対するあらかじめ確定されたサンクションの体系であり、かつ、社会の成員に対して行為の方向性を付与し、その履行を当行為するという機能を有している、とされているからである。

デュルケムによれば、*règle*という用語法は二様の意味に峻別される。ひとつは、たんなる行為の能率的あるいは技術的手順のとりきめ、つまり行為とその行為者に生じる結果との関連を当の行為それ自体に内在した自動的因果関係によって表示しているにすぎないようなたんな

る規則として用いられるばあいである。いまひとつは、道徳的意味を内在させた用語法である。⁶⁾このばあい、本節4項でみるように、道徳に内在する義務の觀念と望ましさの觀念とに基いて、一面において遵守的義務とサンクションの体系化としての機能を他面において行為の方向性の付与とその履行の当為化としての機能を看取することができる。つまり、道徳的に（社会的に）規定され、道徳的に（社会的に）当為化された行為の準拠規準としての *règle* の意味を剔出することができる。本論で用いる「準則」という訳語は、この後者の用語法に着目したものである。また、デュルケムが規範を問題とするばあい、本節4項で明らかとなるように、行為の準拠規準としての機能にも着目しているのである。換言すれば、デュルケム・アノミーにおける規範とは準則的機能をもつそれであるということもできる。事実、デュルケム自身においては、準則と規範とが置換的に用いられていることも少なからずある。

ところで、以上のような理解に立つとき、留意しておく点が1つある。それは、すでに＜道徳的非統合性＞が＜規範的機能障害＞の本質を成しているとする理解のうちに示唆されていることであるが、デュルケムに即して捉えたとしても、規範と道徳とは必ずしも同義的であるわけではなく、むしろ、前者の本質を後者が構成する関係にあるということである。道徳(moral)は、社会構成員相互の、しかしけっして個々の社会構成員に還元されることのない精神的所為として位置づけられ、他方、規範は、このような精神的所為の凝固された形態の1つとして位置づけられるのである。

第2項 規範的機能障害の二次元性

デュルケム・アノミーが規範的範疇に属する事象であると理解するだけでは、デュルケムがアノミーをとおして把握しようとした特定の社会状態を十分に理解したことにならない。規範的範疇に含まれるデュルケム・アノミーの諸属性を総括しうる標識が識別されなければならないのである。この標識が＜規範的機能障害＞である。

＜規範的機能障害＞とは、デュルケムに即して簡約に表現すれば、規範がその道徳的性格すなわち権威と規則性を喪失することから結果するものであって、2つの規範機能、すなわち、遵守的義務およびサンクションの体系としての機能と、行為の方向性を付与し、その履行を当為化するものとしての機能の両者がひとしく規範として機能しない状態、あるいは、これら2つの機能相互間に矛盾が存在し、それらが相互に機能的に調整されえないような状態を識別する標識である。ただし、デュルケム・アノミーは諸準則の総体にかかわる事象であるとする前記デュルケム・アノミーの属性4から判断すれば——準則は規範とその内実において同一であり、規範の1つの具体的現象形態である——、このような＜規範的機能障害＞は、たんに個々の個別規範においてではなく、規範的総体において；より適確には個別諸規範の連関において捉えられるべき事象である。この点に着目するなら、＜規範的機能障害＞とは、特定の社会

における規範的総体もしくは個別諸規範の連関において規範機能が遂行されえないような社会状態を識別するところの総括的標識である，として定義される。

しかし，〈規範的機能障害〉の標識がこのように定義されうるとしても，デュルケムに即したばあい，それは，ひとり規範の社会的機能に関する次元からのみ構成されているわけではない。その範疇は，また，社会の規範化機能の障害をも含んでいるのである。すなわち，〈規範的機能障害〉というデュルケム・アノミーの概念的標識は，規範の社会的機能障害と社会の規範化機能の障害という2つの次元を総括するものである。この点は，第1節で剔出したデュルケム・アノミーの規範的属性3の内容を手掛りとして明らかにされる。

属性3の前段は，アノミーは，準則規定が欠如しているか，あるいは分業の発展度となんの関係もない状態であり，諸機能の規則正しい調和を不可能にしている状態である，ということを明らかにしている。この点について，デュルケムはこう述べている。

「…有機的連帶が観察されるところでは，どこにおいてもこの連帶と同時に諸機能の相互関係を決定する十分発達した規定がみられる。有機的連帶が存在するためには，たがいに相手を必要とする諸器官の体系が存在すること，この諸器官が一般にその連帶を感じているということだけでは不十分である。そこにはさらに，諸器官の協力すべき様式が，あらゆる機会でなくとも，少なくとももっとも頻度の高い状況において，あらかじめ決定されていることが必要である。…／さらに，正常状態においては，これらの準則そのものが分業からでてくる。これらの準則は分業の延長のようなものである。…／換言すれば，分業には，慣習によって設定され，ついには強制的となる権利義務のいわば出発点がある。だから，準則は連帶的な諸器官がおかれている相互依存状態そのものを創出するのではない。それは，所与の状況にかかわりながら，1つの様式をはっきり表明するだけなのである。…／ところで，（アノミー的分業の現象形態のいずれにおいても）このような規定は存在しないか，あるいは分業の発展度となんの関係もない。こんにちでは，もはや経済企業の数を固定しようとする準則は存しないし，また各産業部門においても，生産が厳密に消費水準の高さにとどまるように規定されているわけでもない。…／ただ，たしかなことは，このような規定の欠落は，諸機能の規則正しい調和を不可能にするということである。」⁷⁾（一部前出，カッコ内および傍点筆者，／は段落の切れ目。）

ここには，2つの点が示されている。ひとつは，準則より一般的には規範が諸機能の相互関係の確定された様式，言い換えれば諸機能の相互依存状態の表明であるとする理解である。他のひとつは，準則規定より一般的には規範規定の欠落が社会的諸機能の規則正しい調和を不可能にするという理解である。このような規範についての一見矛盾する二様の理解は，デュルケムの「社会」の概念を媒介することによって，つぎのように統一される。すなわち，規範とは，それが正常であるかぎり，社会的諸機能の相互関係の確定された様式，つまり，個人の集合から構成されながらも，個人に対して外在的で超越的であり，そしてこれを拘束する

と同時に個人によって望ましいものともされているところの社会⁸⁾それ自体に内的な機能的連関の様式を内実としており、そしてそれゆえにこそ、個々の社会的諸機能の規則正しい調和を可能とするように、つまり、社会の構成要素としての個々人の（あるいは個々の社会的諸器官の）個別現実的関係を調整し、相互に結合させ、協力的たらしめるように機能するものである。⁹⁾

こうして、〈規範的機能障害〉というデュルケム・アノミーの概念的標識は、1つに統合されておりながらも分析的には峻別されるべき二様の機能障害を内在化している、ということができる。すなわち、〈規範的機能障害〉とは、ひとつは、社会の規範化機能の障害として、他のひとつは、規範に内在的な社会的機能の障害つまり規範の社会的機能障害として、二面的に捉えられるのである。前者は、社会に内的な機能的連関様式の規範的表出に関する社会の機能障害として、後者は、個別具体的な諸関係において必要な社会的諸機能の遂行を不可能とするような規範それ自体の機能障害として把握される。前記デュルケム・アノミーの属性3およびさきの引用文においては、社会の規範化機能の障害は、準則の欠如として、あるいは準則の内容が分業の発展度と何ら相応していないような状態つまり準則規定の社会構造との不相応性として表わされており、規範の社会的機能障害は、社会的諸機能の規則正しい調和の不可能化として表示されている。

以下、第3項において、主として準則規定の社会構造との不相応性に焦点を合わせて社会の規範化機能の障害を考察し、続く第4・第5項において、諸機能の規則的調和の不可能化を枠組として規範の社会的機能障害に関する多少なりとも詳しい分析を試みる。

第3項 社会の規範化機能の障害

前項でみたように、社会の規範化機能の障害とは、社会に内的な機能的連関様式の規範的表出に関する社会の機能障害を意味しており、そして、これは、準則そのものの欠如として、あるいは、準則規定の社会構造との不相応性として現象する。したがって、社会の規範化機能の障害に関する考察においては、まず第1に、デュルケム・アノミーの規範的範疇に指定されている準則規定の確定がなされなければならない。

デュルケム・アノミーを経済社会において生起する事象を中心として現象するような経済的アノミーに限定するかぎり、デュルケム・アノミーの規範的範疇において把握されるべき準則規定が経済的諸機能の連関様式の規範的表出であることは当然である。そして、しかし、このような経済的機能の連関様式が、デュルケムにおいては、職業活動における道徳的有機的な連帶の様式として捉えられていることも、アノミー的分業の実例としての商工業の恐慌、倒産、労働と資本との対立についてのデュルケムの考察¹⁰⁾などから、容易に理解できる。それは、また、同業組合ないし職業集団——デュルケムにとってその再建はアノミーの克服のため

に不可欠であった——に関するデュルケムのつぎの認識からも明らかである。「ある職業の活動は、その機能をよく知り、その欲求をすべて感じとつており、欲求の変化のすべてを追求できるほどに、この職業に近接した集団によってのみ効果的に規定されうる。このような条件に応じうる唯一の集団は、同一団体に結集され組織された同一産業の全従事者が形成するような集団である。同業組合または職業集団とよばれているものがこれである。」¹¹⁾(傍点筆者)。「なかんずく、われわれが職業集団のうちにみるものは、一個の道徳力 (*un pouvoir moral*) である。この力によってこそ、個人のエゴイズムを抑制し、労働者の心のうちにいきいきとした共同連帯の感情を絶やさぬようにし、弱肉強食の法則 (*la loi du plus fort*) が商工業上の諸関係にこれほど露骨に適用されないようにすることが可能なのである。」¹²⁾(傍点筆者)。

このような経済的機能の連関様式つまり職業活動における道徳的で有機的な連帶の様式の規範的表出として、デュルケムによって識別されたのが、『自殺論』において言及されたところの「職能の序列」の規定と「職能に人々を補充する仕方」の規定である(前記デュルケム・アノミーの属性9)。「職能の序列」の規定とは、社会的職務の相対的価値と各職務に与えられるべき相対的な報酬、総じて幸福 (*bien-être*) の度合いを職能の序列に占める地位の上下によって定めた規定であり、「職能に人々を補充する仕方」の規定とは、いろいろな地位が各個人に対してどのように開放されていなければならないかを定めた規定である。前者は、社会の各階級が正当に追求することのできる快適さの限度を定めたものである。これに対して、後者は、各職務への市民の配置を規定する原理であり、社会の諸部分間の関係を表現する理念として捉えられる。¹³⁾

〈規範的機能障害〉の2つの次元の1つを成す社会の規範化機能の障害は、このような「職能の序列」の規定と「職能に人々を補充する仕方」の規定の両者もしくはそのいずれかに関して、これらの規定そのものの欠如として、あるいは規定の内容的正当性の欠如として現象する。社会の規範化機能の障害は、すでにみたように、準則あるいは規範の存在それ自体の欠如としてのみならず、その規定の社会構造との不相応性として表わされているからである。そして、デュルケムの強調は、むしろ、後者の意味での社会の規範化機能の障害に置かれているといってよい。したがって、つぎに、規範ないし準則の規定の内容的正当性の欠如の問題について考察することとする。

『分業論』において分業の発展度との相応性の欠如として捉えられた規範規定ないし準則規定の社会構造との不相応性は、『自殺論』においては、その内容に対する人々の正当視の欠如として捉え直されている。デュルケム・アノミーの概念的範疇において規範規定ないし準則規定の内容的正当性が問題とされるということは、『自殺論』第2編第5章「アノミー的自殺」(*Le Suicide Anomique*)におけるつぎの一節から明確に証左される。

「しかし、世論によって設定されたとおりの職能の序列が正当なものとみとめられていても、同時に、それらの職能に人々を補充する仕方もひとしく正当なものとみとめられていないけ

れば、それは無意味であろう。」¹⁴⁾(傍点筆者)。「この規律(「職能に人々を補充する仕方」の規定)も、前述の規律(「職能の序列」の規定)とまったく同様に、それに服する人々が正当なものとみとめないかぎり、効力をもつことができない。それが習慣や強制力だけにさえられているならば、そこに維持されている平和と調和はただ形ばかりのものにすぎない。」¹⁵⁾(カッコ内および傍点筆者)。

みられるように、コンテクストの違いこそあれ、いずれの章句においても規範規定ないし準則規定の内容的正当性が強調されている。ところで、この問題とくに規範規定ないし準則規定に対する人々の正当視の欠如の問題はデュルケム・アノミーの概念的範疇外である、とするかのような叙述も『分業論』にみられないわけではない。

『分業論』第3編第2章「拘束的分業」(La division du travail contrainte)において、デュルケムは、拘束的分業をアノミー的分業から区別して、つぎのように述べている。「しかしながら、準則があるというだけでは十分でない。ときにはこれらの準則(の内容)自体が悪の原因であることがあるからである。」¹⁶⁾(カッコ内および傍点筆者)。「拘束的分業はわれわれの認める第2の病的類型である。だが、この拘束的という言葉の意味をとりちがえてはならない。ここで拘束(la contrainte)というのは、あらゆる種類の規定をさしているわけではない。まさしく逆に、これまでみてきたように、分業は規定なしに進むはずがないからである。諸職能が既定の諸準則にしたがって分割されるときでさえ、その分配は必ずしも拘束の結果ではない。…拘束は、規定がもはや物の真の本性に対応しなくなり、したがって習俗のうちにもはやその根拠をおかず、もっぱら力によって維持されるときにのみはじまる。」¹⁷⁾(傍点筆者)。

これらのデュルケムの記述は、一見したかぎりでは、つぎのように読み取ることができる。すなわち、準則があるだけではアノミー的分業が解決されるだけであって、拘束的分業の問題は依然として存在するのであり、これを解決するには準則の内容自体を正さなければならない、と。だとすれば、デュルケム・アノミーは、準則の存在そのものの有無と関係する事象であり、準則規定の内容的正当性までも概念的に包摂するものではない、とすることも可能である。しかし、このような理解は、さきにみた『自殺論』における「職能の序列」の規定と「職能に人々を補充する仕方」の規定とに対する人々の正当視の問題とか、あるいは、同じ『分業論』における準則規定の社会構造との相応性の主張とか——いずれもアノミーの概念的範疇において展開されている——と矛盾するものである。

この矛盾は、しかしながら、「拘束は、規定がもはや物の真の本性に対応しなくなり、したがって習俗のうちにもはやその根拠をおかず、もっぱら力によって維持されるときにのみはじまる。」という箇所に着目するならば、おのずと解消する類の矛盾である。この記述に着目するかぎり、アノミーの概念と「拘束」の概念との差異は、内容的に正当性を喪失した規範規定ないし準則規定が権力的に維持されて存続しているか否かの違いに帰着する、と解することが

できるからである。つまり、旧来の規範規定ないし準則規定が、社会の大部分の人々にとって内容的に正当性を喪失しているにもかかわらず、なお権力的に維持されているような、それゆえ社会の大部分の人々によって不平等で、「拘束」的であるような社会状態を「拘束」の概念において捉えようとする理解が可能だからである。そして、このばあいには、『分業論』におけるデュルケムの「拘束」概念の主張が、必ずしも、アノミーの概念的範疇において規範的正当性の問題を扱うことの否定につながることにはならない。

ところが、このように解すると、つぎに、アノミーは、権力的にのみ維持され，在続せしめられている旧来の規範規定ないし準則規定の内容的正当性については、これをその範疇外としているとする理解も可能となってくる。そこで、さきに引用した『自殺論』のつぎの一節を想起したい。「この規律（「職能に人々を補充する仕方」の規定）も、前述の規律（「職能の序列」の規定）とまったく同様に、それに服する人々が正当なものとみとめないかぎり、効力をもつことができない。それが習慣や強制力だけにささえられているならば、そこに維持されている平和と調和はただ形ばかりのものにすぎない。」¹⁸⁾（カッコ内および傍点筆者）。この一節は、アノミーにおける規範的正当性の問題を扱っている部分である。したがって、この一節から、アノミーの概念的範疇においても、権力的にのみ維持され、存続せしめられている旧来の規範規定ないし準則規定の内容的正当性が問題とされていることが理解できる。

こうした『分業論』と『自殺論』との相反する論述は、しかし、「拘束」概念とアノミー概念のそれぞれが規範規定ないし準則規定の内容的正当性にかかわるさいの、そのかかわり方の差異に帰着する。デュルケムは、「拘束」概念によって、旧来の規範規定ないし準則規定が、社会の大部分の人々にとってその正当性を喪失しておりながらも、権力的に維持され、そしてそのかぎりでなお規範的効力を有しているような状態を捉えているのに対し、アノミーの概念のばあいには、反対に、旧来の規範規定ないし準則規定が現存し、そしてそれが権力的に維持されていたとしても、社会の大部分の人々にとってその正当性を喪失していることによって、その規範的効力をも同時に失なっているような状態を捉えているのである。（この問題は、本節第5項において、規範の社会的機能障害として、新たな角度から考察される。）こうしてみると、『分業論』ではアノミーの概念から峻別され、「拘束」の概念のもとで展開された規範規定ないし準則規定の内容的正当性——人々による正当視の欠如——の問題が、『自殺論』においてはむしろアノミーの概念のなかに包摂されて論じられているとしても、何ら矛盾するものではない。

このように規範規定ないし準則規定の内容的正当性の問題とりわけ人々による正当視の欠如の問題を「拘束」の概念からアノミーの概念へと移行させて捉える理解の仕方に立ってこそ、『分業論』と『自殺論』のつぎのそれぞれの記述を照応させることができる。準則自体が悪の原因たりうることを指摘したさきの『分業論』の引用文に続く箇所で、デュルケムは拘束的分業の例証としてこう記している。「階級やカーストの制度は、なるほど分業の一組織を構成す

る。しかもその組織は緊密に規定されている。だが、しばしばこの組織は紛争の根源である。下層の諸階級は慣習や法によって付与された役割に満足していないか、あるいはもはや満足することはないので、彼らに禁じられている諸職能を熱望し、それらの職能の遂行にあたっている諸階級からそれを奪いとろうとする。そこから、労働の配分様式にもとづく内紛がおこるのである。」¹⁹⁾(傍点筆者)。

ここで述べられている「拘束」概念の内容としての所与の慣習もしくは法に対する人々の不満(人々による正当視の欠如)は、『自殺論』においては、経済的繁栄の危機下に現象するところの、「職能に人々を補充する仕方」の規定とそれによって与えられた地位に対する人々の不満との衝突を、アノミー状況として捉えた一節において、つぎのように展開されている。「危機のおかげで特別の利益にあずかった階級は、もはやそれまでのような(与えられた地位への)忍耐に甘んじることはできない。また、そのことへの反動として、その階級の巨大な富をまのあたりにした周囲の者、あるいは下位の階級の者は、ありとあらゆる羨望をそそられる。・・・繁栄が増すので、欲望も高揚するというわけである。欲望にたいして供される豊富な餌は、さらに欲望をそそりたて、要求がましくさせ、あらゆる準則を耐えがたいものとしてしまうのであるが、まさにこのとき、伝統的な諸準則はその権威を喪失する。したがって、この脱規定的(dérglement)状態あるいはアノミーの状態は、情念がより強い規律を必要とするまさにその瞬間に、それがより規律に服さなくなってしまっているという事実によって、ますます度を強める。」²⁰⁾(カッコ内宮島、傍点筆者)。

ここにあげた『分業論』と『自殺論』のそれぞれにおける記述を対比してみれば、『分業論』では「拘束」概念のもとで展開された規範規定ないし準則規定に対する人々の正当視の欠如——その現象としての人々の不満——の問題が、『自殺論』においては、アノミーの概念のなかに包摂されていることは明確である。これまでみてきたことから、結局、『分業論』におけるデュルケムの「拘束」概念の主張にもかかわらず、デュルケム・アノミーが規範規定ないし準則規定の内容的正当性の問題とくに人々による正当視の欠如の問題をその概念的範疇に含めていると結論づけることは妥当である。²¹⁾

このように、デュルケム・アノミーの標識の1つとしての<規範的機能障害>に内在する2つの次元のうち、その1つを成す社会的規範化機能の障害は、たんに規範規定ないし準則規定そのものの欠如としてのみ現象するのではなく、さらに、そしてこの点こそが重要なのが、その内容の正当性の欠如としても、つまり、規範規定ないし準則規定に対する人々の正当視の欠如もしくは社会構造との相応性の欠如としても現象する、ということができるのである。

第4項 規範の社会的機能の二側面

つぎに、<規範的機能障害>のいま1つの次元を成す規範の社会的機能障害について考察す

る。これは、第2項でみたように、個別具体的な諸関係において必要な社会的諸機能の遂行を不可能とするような規範それ自体の機能障害として把握され、デュルケムによれば、社会的諸機能の規則正しい調和の不可能化として現象するとされているところのものである。

したがって、ここには考察されるべき2つの課題が含まれている。ひとつは、規範の社会的機能（以下、規範機能と省略することもある）それ自身の考察である。他のひとつは、社会的諸機能の調和化の様式の考察である。これに関しては、さらに、規範機能によって規則的に調和されるべき他の社会的諸機能の範疇の確定が関連的に問題となる。本項では、もっぱら前者の課題に焦点を合わせ、後者の課題については、次項で考察することとする。

ところで、第2項では、規範の社会的機能障害との連関において、社会の構成要素としての個々人の（あるいは個々の社会的諸器官の）個別現実的関係を調整し、相互に結合させ、協力的たらしめることが、規範のもつ社会的機能として措定されていた。このような規範機能は、2つの側面に分析的に峻別される。ひとつの側面は、遵守的義務とサンクションの体系化としての機能の側面であり、他の側面は行為の方向性の付与とその履行の当為化の機能という側面である。

[一] 遵守的義務とサンクションの体系化としての規範機能

遵守的義務とサンクションの体系化としての規範機能、つまり、社会構成員に対して一定の事項の遵守を義務と課し、この義務に違反したばあいに相応のサンクションを科すという社会の道徳的機能を体系化している点に、規範のもつ1つの社会的機能が認められるということは、『道徳的事実の決定』あるいは『道徳教育論』でなされた道徳ないし道徳的事実の構成要素としての義務（obligation）の観念の詳細な分析内容を想起すれば、疑問の余地がない。しかし、すでに『分業論』の段階において、デュルケムは規範のもつこのよう社会的機能に着目していたといってさしつかえない。この点に関しては、規範の1つの現象形態である（道徳的）準則についての『分業論』第一版「序論」におけるつぎのような意味規定を抜粋してあげておけば十分であろう。そこでは、（遵守的）義務とサンクションの付与という道徳的機能の体系的表出が（道徳的）準則の本質であるとされており、したがって、そのことから、準則あるいはより一般的に規範の機能的本質の1つをこのよう道徳的機能の体系的表出、体系化に求めるような理解、を導出することができる。

「…道徳的事実が行為の準則 (des règles de conduite) からなることは明白である。…道徳的準則はつぎの2つの特徴によって前者（非道徳的規則）とは区別される。／1. その性質からして、ある道徳的準則に一致するようにしいられている行為がこの準則から逸脱するばあい、社会がもしそれを知れば、社会はこの逸脱に介入してこれを妨げる。社会は、この行為主体に積極的な仕方で反作用を加える (réagit) のである。…／2. 違反行為があると、この社会的反作用 (réaction sociale) がまさに必然的に生ずる。そしてしばしばこの

反作用は、その様態にいたるまですでに予定されている。／＼準則違反者にたいして社会が科するこの予定された反作用は、サンクションとよばれるものを構成する。／＼いまやわれわれは探究すべき基準をもつことになった。すなわち、いっさいの道徳的事実はその違反者に対してサンクションを科す行為準則 (une règle de conduite sanctionnée) にこそある、というのがそれである。／＼道徳的準則をきわだたしめるものが義務的なものであるということは、じっさいには周知のことである。だが、この特質の存在をどんな方法によって知りうるのか。／＼じじつ、ある行為準則がそれを侵すいっさいの行為に反作用を加えるのでなければ、その社会の全員がこの準則を義務として認知することは不可能である。／＼もしわれわれが道徳的準則をそれと結びついたサンクションによって定義するとしても、それは、われわれが義務の感情をサンクションの産物としてみるからではない。逆に、サンクションは義務の感情から生ずるものであり、サンクションはこの感情を象徴化するのに役立つからなのである。]22)(／は段落の切れ目、カッコ内および傍点筆者)

[二] 行為の方向性の付与とその履行の当為化としての規範機能

望ましさの観念からの分析

行為の方向性の付与とその履行の当為化という規範機能の認識は、究極的には、デュルケムによって規範の本質たらしめられているところの道徳の1つの構成要素としての望ましさ(désirabilité)の観念に帰着している。したがって、この望ましさの観念からこの種の規範機能を析出することが可能となる。

デュルケムは、望ましさの観念についてこう述べている。「われわれにはたんに命ぜられたというだけの理由で、内容を問わずにひとつの行為を遂行することは不可能である。われわれがわれわれ自身を道徳の行為者となしうるためには、道徳事実がある程度われわれの感受性の興味をそそり、何かの関係から望ましきものとして現われねばならない。義務あるいは當為 (le devoir) は道徳の1つの表相、しかも抽象的な表相を表わしているにすぎない。望ましさという性質が前者(義務の性質)と同じく(道徳の)基本的なもう1つの特質である。]23)(カッコ内筆者、傍点は原文のイタリック)。「事実、われわれは命ぜられたというだけで、わけのわからぬ行為をなしうるものではない。われわれに興味もなく、善いこととも思われず、われわれの感情を動かすこともない目的を追うということは心理学的に不可能である。したがって、道徳的目的は義務的特質のほかに望まれ、また望まるべきものである必要がある。この望ましさという特質は、いっさいの道徳行為の第2の特質である。／＼ただ、道徳生活に特殊な望ましさはさきに述べた特質、義務的特質からその性質を享けている。それは、われわれの普通の欲望が執着する品物の欲しさとは似ていない。われわれは特殊的様式の準則によって命ぜられる行為を欲する。／＼準則によってわれわれに命ぜられ、ただ命ぜられているという理由だから、道徳行為の遂行にわれわれはある魅力を見出すのである。われわれは、それ

が當為とされているという理由からその當為をまっとうするとき、特殊な歓びを感じる。善（望ましさ）の觀念が當為の觀念内にまで浸透していることは、當為と義務の觀念が善の觀念の中に浸透しているのと同じである。」²⁴⁾（カッコ内および傍点筆者）。

みられるように、望ましさの觀念とは、一方において、社会構成員が道徳行為の遂行に対して抱く魅力として、言い換えれば、社会構成員をしてある行為を遂行せしめる準則に内在的な積極的誘因として捉えられており、他方において、引用文における傍点箇所に着目するなら、特殊的に様式化された準則の命じる行為の遂行の當為化として捉え直されるものである、ということに気づくのである。これを（規範の1つの現象形態であるところの）準則に即していえばこうである。すなわち、準則は、それが道徳的であるかぎり、社会構成員に対して一定の行為の遂行を命じるものであるが、社会構成員によるこの命じられた行為の遂行は、一般に善として理解される望ましさの觀念を媒介することによって、當為的なものへと転化されている、ということになるのである。こうして、デュルケムの規範認識のなかから、社会構成員に対する行為の方向性の付与とその履行の當為化という規範機能を、しかも望ましさの觀念と結合させて析出することが可能となる。

物質的満足礼讃と進歩の教説とに内在した考証

行為の方向性の付与とその履行の當為化を規範の本質的機能の1つとするデュルケムの認識は、すでに、個人的意識・行為は集合意識（conscience collective）によって決定されるという『分業論』——そこではまた、規範は集合意識の表現様式として捉えられている——におけるテーゼから一般的様式において承認されるところでもあるが、『自殺論』においてはより現実的で具体的に表現されている。そこにおいて着目すべきは、まず、第1節であげたデュルケム・アノミーの諸属性のうち、10と12の属性である。属性10は「物質的満足礼讃」に関するものであり、属性12は「進歩の教説」に関するものである。

「物質的満足礼讃」についてデュルケムはこう述べている。「しかし、現実にアノミーが慢性的状態にあるような社会生活の一領域がある。商工業の世界がそれだ。／＼／事実、宗教はいまやその勢力の大半を失ってしまった。政治権力も経済生活を調整する（régulateur）主体でなくなり、経済生活に奉仕する手段ないし下僕となってしまった。＼＼＼産業は、それに優越したある目的のための手段であるとはみなされず、かえって個人および社会の至上の目的となってしまった。こうして、産業によってあおりたてられた欲望は、それを制限してきたあらゆる権威から身を解き放つことになった。この物質的満足礼讃は、いわば欲望を神聖化し、欲望を人間のあらゆる法よりも上位におくようなものである。その欲望をさまたげることは、あたかも冒瀆であるかのようにさえおもわれる。」²⁵⁾（傍点筆者）。

「進歩の教説」についてはつぎのよう述べている。「しかし、こうした傾向（無秩序な経済的状態下で個人の活動に対するいっさいの制限を苦痛だと感じる傾向）はいまやあまりにも慢性化しているので、社会もそれに慣れてしまい、むしろそれを常態とみなす習わしになって

いる。しきりに説をなす者は、たえず休みなく、不確定な目的に向かって前進し、永久に満たされずにいるのが人間の本性なのだ、という。無限なものを目ざす情念は、脱規定的 (dérégées) な意識——それは当の意識を苛んでいる脱規定性 (dérèglement) を原理 (règle) にまでしている——のなかでしか生まれないにもかかわらず、つねに卓絶した道徳性のしるしとして説明される。進歩の教説、それも可能な限り急速な進歩を強調する教説が、1つの信条となってしまった。」²⁶⁾(カッコ内および傍点筆者)

これらの叙述からみて、「物質的満足礼讃」にしても、「進歩の教説」にしても、それなりの行為の方向づけと規範的当為性を有していることは間違いない。「物質的満足礼讃」に関しては、デュルケムは、これを、「欲望を神聖化し、欲望を人間のあらゆる法よりも上位におくものである」とし、そして、「その欲望をさまたげることは、あたかも冒瀆であるかのようにさえおもわれる」と述べている。このような認識が欲望の追求つまり行為の方向づけとその規範的当為性を言い当てているということは、明らかである。欲望の神聖不可侵化とは、欲望の追求の神聖不可侵化を当然のこととして内在しているからであり、そして、欲望の追求の神聖不可侵化は、主体に内面化された積極的な欲望追求活動の規範的当為化としてこそまさに現実的意味を有しているからである(『宗教生活の原初形態』“Les formes élémentaires de la vie religieuse : Le système totémique en Australie” 1912 で展開された「聖」(sacré) もしくは「聖なるもの」(choses sacrées) の観念を想起されたい)。²⁷⁾

「進歩の教説」が行為の方向づけと規範的当為性を有しているということも、これについてのさきの引用文からすでに明らかである。すなわち、そこから容易に読み取れるように、この教説は、デュルケムにおいて規範の本質たらしめられている道徳性を付与されているのであり、かつ、個々人の間で社会によって承認された1つの信条となっているからである。そして、これらのこととは、さらに、進歩を個人が追求すべき当為的事象として規定することになるからである。

なお、「物質的満足礼讃」に関しても「進歩の教説」に関しても、ここでは、これらが行為の方向性の付与とその履行の当為化として機能するような規範の一種として把握されるか否かが問題なのであって、それらに対してデュルケムが実践的意味において懷疑的であった²⁸⁾か否か、それらがデュルケムにとって否定的に評価されるべき性質のものか否かという問題は当面の考察の対象外である、ということに留意しておく。

このように「物質的満足礼讃」なり「進歩の教説」なりから行為の方向性の付与とその履行の当為化という規範機能を析出することができるということは、すでに何人かの論者によって認められているところでもある。ここでは、ポッジ (Poggi, G.) と宮島喬の見解に言及しておく。

ポッジは、個人の行動にとって標準を設定し、個人にこの標準を遵守するよう圧力をおよぼすことによって個人の行動を方向づけるような、十分に限定された表象 (representations) の

全体としての社会、という視点においてデュルケムの社会認識を総括したうえで、『自殺論』から3つのメタノルム (metanorm) すなわち規範原則を剔出している。これら3つのメタノルムとは、①アルトルイズム (altruism, 集団本位主義) と対応するところの、共通的善 (common good) のための自己否定の必要 (メタノルム A), ②エゴイズム (egoism, 自己本位主義) と対応するところの、個人性 (individuality) の推進の当為化 (メタノルム B), ③アノミーと対応するところの、自己行為をとおしての自己と人類同胞の存在境界の拡大の当為化 (メタノルム C) のことである。²⁹⁾

つまり、ポッジの解釈にあっては、行為の方向性の付与とその履行の当為化という規範機能は、それがデュルケム・アノミーの概念範疇に位置するかぎり、自己および人類同胞の存在・活動領域の拡大すなわち進歩のために個人は行動し、思惟することが当為化されるような規範原則 (メタノルム C) として、実体的に把握されている。

このようなメタノルム C は、いうまでもなく、デュルケムの「進歩の教説」を照射するものである。ポッジは、デュルケムにおいてメタノルム C がアノミー的自殺と対応づけられていることを指摘せんとする叙述のコンテクストにおいて、つぎのように述べている。「『進歩の教説は、あらゆる代償を払いかつできるかぎり急速に、1つの信条となる。』それゆえ、社会全体において、従来は特殊的社会階層に留保されていた所有と特権のあらゆる様式に他の階層も接近することができるようになる。換言すれば、このような所有と特権は、かつてそれらを独占していた集団にとって、もはや何の意味もなくなり、こうして、これらの集団は、新しい所有と特権の獲得を強いられる。／＼いまや、メタノルム C が、あらゆる人をして、ますます多くのことを企て、ますます多くのものを求めるよう助長している。」³⁰⁾（／は段落の切れ目）。

宮島喬は、以上にみたポッジの『自殺論』の読み込みを敷衍的に継承する。宮島は、「社会的規範とは、社会的な場で個人の思考や行為に同調を要求する當為命題であるが、それは一般に積極的規定(望ましい目的・手段にかんする)と消極的規定(禁止さるべき目的・手段にかんする)を表裏の関係としてふくんでいる。デュルケムの規範の概念は——社会的事実の『拘束性』という語のニュアンスのせいであろうか——一般に消極的・禁止的な性格がつよいと考えられがちであるが、実際はかならずしもそうではなく、のぞましい価値についての積極的規定を内包していないわけではない。」³¹⁾(傍点原著者)と述べたうえで、ポッジのいうメタノルム C に着目し、これを「遂行」原則として捉え直している。宮島によれば、この「遂行」原則は、伝統的規範にかわる新しい別種の規範であって、一方において、「遂行」に極端にアクセントをおく新たな文化の一般化、つまり、欲求の対象をたえず更新し、その限界をたえず上向的に拡大していくという極度に動的な行動様式を善とする価値意識を一般化するものであると同時に、他方において、欲求充足行動の正当性を万人に対して認めるような「平等主義」を規定するものである。³²⁾

つまり、宮島は、ポッジのメタノルムCを「遂行」原則として敷衍的に捉え直すことにより、行為の方向性の付与とその履行の当為化という規範機能を、「欲求」の拡大的充足を目ざすような「遂行」行為を「善」とし、当為化する規範的強調として、『自殺論』から実体的に剔出し、しかも「平等主義」という近代市民社会に特有なイデオロギーがそのような規範的強調に内在されているという点をも同時に読み取っているのである。

さらに、宮島は、彼のいう「遂行」原則がデュルケムのいう「進歩の教説」と同義的に置換され、その産業社会における転態が「物質的満足礼讃」として総括されるとする。これを、宮島はつぎのように端的に表現している。「では、産業社会のこの経済的・イデオロギー的文脈のなかで『遂行』原則、もしくはかれ（デュルケム）のいう『進歩と完全化の道徳』（『進歩の教説』と同義）は、具体的にはどのような変容をこうむり、どのような性格をおびて機能することになるのか。この点はもはや再論の要もあるまいが、かれ（デュルケム）の有名な叙述からポイントをひろえれば、次のとくである。第1に、産業発達が人間にとて手段性をうしない、『個人および社会の至上の目的』とされていること。第2に、欲望が神聖視され、その充足が至上のおきてとされていること。第3に、それらの規範が、完全に充たされることのない目標にむけて全個人の行為を、ほとんど強迫的に動機づけていること。『物質的満足の神格化』（*apothéose de bien-être*, 本論では『物質的満足礼讃』の訳語を用いている）という注目すべき表現が以上の状況を総括する。」³³⁾（カッコ内は原語を除いて筆者）。

目標と手段に対する規範的規定に即した考証

デュルケムにおいて行為の方向性の付与とその履行の当為化が規範の社会的機能の1つとして認識されている、とする理解は、欲望ないし欲求あるいは幸福の追求（目標ないし目的）とその達成のための手段との関係に関するデュルケムの認識からも証左される。デュルケムは、まず、つぎのように問題提起する。

「もしも欲求が、手段のうえで許容されるもの以上を求めたり、あるいはたんにその手段とかかわりのないものを求めたりするならば、欲求は、たえず裏切られ、苦痛なしには機能しえないのであろう。・・・／動物においては、少なくとも平常では、自動的な自発性にもとづいてこの欲求と手段との均衡が生まれているが、それは、動物がもっぱら物的な条件に依存しているからである。・・・／ところが、人間の場合にはそうはいかない。・・・では、人間が正当に追求することの許される幸福、快適さ、贅沢の量は、どのようにして決めることができるのであろうか。人間の肉体的構造のなかにも、心理的構造のなかにも、このような欲求傾向に限界を画してくれるものはない。・・・では、とくに、それぞれの地位（les conditions）、職業、職務などの相対的な重要性、にしたがって異なるはずの欲求の様式は、どのようにして確定されるのか。・・・人間の本性が、この欲求に必要な種々の限界を設定することは不可能なのである。」³⁴⁾（傍点筆者）。

この問題提起においてつぎの3点が着目される。第1点は、目的ないし目標と手段との対応

的連関を枠組として、欲望ないし欲求あるいは幸福の追求とその達成のための手段との均衡が、人間（個人）に外的な様式において産み出され、維持されなければならない、と認識されていることである。第2点は、目的ないし目標と手段との対応的連関が着目されているといつても、それは、けっして功利主義的観点からなされているのではない、ということである。つまり、目的ないし目標がその達成にとって合理的な手段を規定するのではなく、反対に、手段が達成されるべき目的ないし目標の様式を規定する、と認識されていることである。換言すれば、欲望、欲求あるいは幸福が個々人によって追求されるべき様式は、個々人の合理的な計算に委ねられてはならず、個々人に外的に規定されなければならない、しかも、それは、それ自身独立的に規定されるのではなく、手段の枠のなかで手段に相応して規定されなければならない、という認識である。第3点は、このような手段として、地位、職業、職務などが指定されている、ということである。

これらの点に留意しながら、さきの問題提起に対してデュルケム自身がどのように解答しているかみてみよう。

デュルケムは、まず、欲望ないし欲求あるいは幸福の追求に対する個々人の情念は、社会によってのみその限界が画されるとする。「…情念に限界を画すことのできるものは個人のなかには存在しないから、個人の外部にあるなんらかの力が必然的にここに介入してこなければならない。…^{アベティ}欲望が生理的メカニズムによって自動的に抑制されない場合には、その欲望は、みずから正当とみとめる限界を前にしてしかふみとどまることができない。…この正義の法（人々が正当とみとめた限界）も…彼らみずからが自分自身に課するというわけにはいくまい。だから、人々は、尊敬し、自発的に服従しているある権威から、この法を与えられなければならないのである。そして、ただ社会だけが、あるときは直接的、全体的に、またあるときにはその諸器官の1つを媒介にして、この中庸化（modérateur）の役割を果たすことができる。なぜなら、社会は個人に優越した唯一の道徳的権力（pouvoir moral）であり、個人はその優越性をみとめているからである。社会は、法律を布告し情念にこえてはならない限界をしめすうえで、必要にして唯一の権威である。」³⁵⁾（カッコ内宮島、傍点筆者）。

そして、これに続く段落で、デュルケムは、個々人の情念が社会によって中庸化される様式は、欲望なり欲求なり幸福なりの追求をその手段に相応させるべき一種の規範規定に結晶化されるとする。換言すれば、欲望、欲求、幸福の追求の様式をそれぞれの職能に相応して規定する一種の規範が存在するとする（職能の原語は *fonction* であるが、デュルケムはこの語を地位、職業、職務あるいは前項で問題とした役割などを機能的観点から総括するものとして用いている、と解する）。デュルケムはこう述べている。「事実、歴史の各時期には、それぞれの社会的職務の相対的な価値や、各職務に与えられるべき相対的な報酬、したがって、それぞれの職業の一般の従事者にふさわしい生活の快適度などを定める、漠然としたある感情が、その社会の道徳意識のなかにひそんでいる。それぞれの職能は、このように世論のなかにおいて序列

づけられていて、各職能に与えられるべき幸福の度合いも、その序列のなかに占める地位の上下によって定められている。……必ずしも法的形式こそとらないが、社会の各階級が正当に追求することのできる快適さの限度を、とにかくも比較的厳密に定めた実際の規定が存在するということである。」³⁶⁾(傍点筆者)。

このように把握される規範規定が前項で述べた「職能の序列」の規定であることは、すでに明らかである。こうして、デュルケムは、まず、「職能の序列」の規定によって欲望ないし欲求あるいは幸福の追求が職能つまり手段と相応的に決定されることを明らかにする。しかし、彼は、各個人がこれらの手段に接近する様式自体がさらに規定されていなければならないとして、つぎに、「職能に人々を補充する仕方」の規定に着目する。

「しかし、世論によって設定されたとおりの職能の序列が正当なものとみとめられていても、同時に、それらの職能に人々を補充する仕方もひとしく正当なものとみとめられていなければ、それは無意味であろう。労働者が、それがまさに自分の占めるべき社会的地位(situation sociale)であると納得しなければ、彼はその社会的地位と調和していない。当然他の地位を占めるべきだと信じているならば、現在の地位は彼を満足させることはできまい。したがって、それぞれの地位について、平均的な欲求水準^{コントロール}が世人の感情によって規定されているだけでは、まだたりない。そのうえなお、もっと厳格な別の規定が、いろいろな地位が各個人にたいしてどのように開放されていなければならないかを定めていることが必要である。」³⁷⁾(傍点筆者、一部前出)。

要するに、デュルケムは、一方で欲望ないし欲求あるいは幸福の追求が「職能の序列」の規定によって職能という手段の枠のなかで様式化され、他方で、このような手段すなわち職能への各個人の接近が「職能に人々を補充する仕方」の規定によって様式化されていなければならない、と主張するのである。つまり、各人の行為は、「職能の序列」の規定と「職能に人々を補充する仕方」の規定という二種の規範規定によって、目的ないし目標——これは、欲望、欲求、幸福として指定されている——を追求すべく、かつその達成のための手段すなわち職能に接近すべく方向づけられている、とするのである。ここに、デュルケムにおいて行為の方向性の付与とその履行の当為化が、とくに前者の側面が規範の社会的機能の1つとして認識されているとする1つの根拠を見い出すことができる(これら2種の規範規定が人々によって正当視されていなければならないとするデュルケムの主張のなかに、規範的当為性——方向づけられた行為の履行の当為化——の認識が内在されている、と考える)。

このように目的ないし目標と手段との関係に関するデュルケムの認識から彼の規範機能の認識を理解しようとする試みは、パーソンズによてもなされている。

パーソンズは、規範概念に内在する当為性を前提とし、もっぱら行為の方向性の付与の側面に焦点を合わせて、社会的行為の基本的範疇としての目的と手段とがそれぞれ規範によって規定されているとする理解を、『自殺論』から析出している。「この一般的命題(個人的行為を

コントロールするエージェンシィ (agency) としての規範的準則に関するデュルケムの強調は出発点からして経験的関心の中心である、という命題) の基礎のもっとも明確な理論的公式化は、たぶん、『自殺論』におけるアノミーの論議のなかに見い出される。ただたんに契約的関係のみならず、安定的な社会的関係一般が存在し、かつまた、社会集団のメンバーの人格的均衡 (personal equilibrium) できえ、概して道徳的権威をもつものとしてコミュニティのメンバーによって受容されるような、行為に関連した規範的構造の存在と、このような規範へのメンバーの効果的な服従とに依存しているとみなされる。これらの規範は、たんに個人のその目的に対する手段の選択を規定する (regulate) にとどまらず、まさにそのニードと欲望それ自身をも部分的には決定するものである。」³⁸⁾(カッコ内および傍点筆者)。

また、こうも述べている。「個人の欲求は原則的には制限されないから、それが規範によって規定されるべきことが社会的連帯と個人的幸福の両者についての本質的条件である。しかし、ここでは、契約の準則のように、ただたんに『外的に』たとえば契約関係に介入する条件として、規範による規定を考えられているのではない。規範は行為者の目的それ自体の構成にも直接的に介入するものであると考えられているのである。」³⁹⁾(傍点筆者)。

みられるように、これらの章句においては、規範の機能は、行為者の目的とその達成のための手段のそれぞれを規定する点にあるとして捉えられており、したがって、パーソンズをとおしても、行為の方向性の付与とその履行の当為化という規範の社会的機能とくにその前者の側面を、デュルケムの規範機能の認識から剔出することが可能である。

また、作田啓一は、パーソンズの配分概念図式からデュルケム・アノミーにアプローチし、そこにおいて、人員の配分に関する業績本位の基準すなわち業績主義が「種々の職務への市民の配置を司る原則」として、さきに本論で用いた用語法において総括するならば「職能に人々を補充する仕方」の規定として機能している、と主張する。そして、このような業績主義は、限りない願望に正当性を与える機能をもつとしている。⁴⁰⁾このような把握からも、裏面からではあるが、「種々の職務への市民の配置を司る原則」あるいは「職能に人々を補充する仕方」の規定が業績主義にその実体を置くことによって、無限の「欲求」の充足行動を当為化しているとする規範機能の理解を読み取ることができる。無限の「欲求」の充足行動は業績主義によって規範的に正当化されかつ個々人に内面化されるのみならず、このような業績主義は、競争原理に立脚し、マートン (Merton, R.K.) が『社会構造とアノミー』(“Social structure and Anomie” 1938, 1949, 1957) において力説しているように、競争に打ち勝つことを至上目的たらしめているからである。作田がつぎのように述べている点も、このような意味に解しておく。「・・・近代社会においては情緒的に支持される基準が欠如しているのではない。それはやはり存在する。ただそれは能力と努力次第でどんな役割でも望むことを無制限に許すような（業績本位的）基準である。それは欲求を抑制する基準ではなくて、欲求に拍車をかける基準である。この基準が十分な程度に内面化する時、人は諦観と自足がもたらす『中庸の満

足』を見失い、限りのない成功の夢を追うのである。』⁴¹⁾(カッコ内筆者)。

ま と め

以上、望ましさの観念から行為の方向性の付与とその履行の当為化という規範機能のデュルケムの認識を析出し、これを、『自殺論』に内在して、すなわちデュルケム自身の「物質的満足礼讃」および「進歩の教説」における規範の実体的認識と行為の目的と手段に対する規範規定的認識とに即して、考証してきた。それを角度を換えて要約すれば、こうである。すなわち、行為の方向性の付与とその履行の当為化という規範機能の認識は、究極的には、道徳——デュルケムによれば規範の本質を構成——に本質的に内在的な望ましさの観念の認識に収斂されており、そのかぎりでこれは普遍的である。この普遍的に認識される規範機能はその具体的把握において二様に表出されている。ひとつは、特殊歴史的な、つまり有機的連帶を基礎とする高度社会への移行過程にある産業（中心型）社会に固有な規範的現象形態としての表出である。このような規範的現象形態が「物質的満足礼讃」と「進歩の教説」である。他のひとつは、規範—行為連関の普遍的次元における行為の目的と手段に対する規範的規定（規範による規定）としての表出である。つまり、望ましさの観念に究極的に収斂される行為の方向性の付与とその履行の当為化という規範機能は、「物質的満足礼讃」および「進歩の教説」という産業（中心型）社会に固有な規範的現象形態を媒介として、人々人の行為の目的と手段に対する規範的規定として具体的に貫徹していく、と理解することができる。〔したがって、行為の目的と手段に対する規範的規定の歴史普遍的特性もまた、「物質的満足礼讃」と「進歩の教説」とによって特殊歴史的に制約されることになる。〕この点は、視点を新たにして別の機会に再び問題とする予定である。

とまれ、デュルケムによって認識された規範の社会的機能において、2つの侧面が、すなわち遵守的義務とサンクションの体系化という機能の側面および行為の方向性の付与とその履行の当為化という機能の側面とが識別されることは間違いない。この点を踏まえて、つぎに、規範の社会的機能障害それ自体の考察を行なうこととする。

第5項 規範の社会的機能障害

第2項でみたように、デュルケム・アノミーの主要標識としての「規範的機能障害」は2つの次元から構成されている。そのうちのひとつは、社会の規範化機能の障害であり、これについては第3項で考察した。他のひとつは、規範の社会的機能障害であり、これが本項での考察対象である。これは、第2項および前項の冒頭で指摘されているように、個別具体的な諸関係において必要な社会的諸機能の遂行を不可能とするような規範それ自体の機能障害として把握され、デュルケムによれば、他の（規範機能以外の、以下同じ）社会的諸機能の規則正しい調和の不可能化として現象すると表現されているところのものである。

ところで、このような規範の社会的機能障害を考察するにさいして、その前提として、2つの大きな課題を解明しておかなければならない。ひとつは、問題となる規範の範疇の確定と規範の社会的機能それ自体の分析であり、他のひとつは、規範機能によって規則的に調和されるべき他の社会的諸機能の範疇の確定である。このうち、前者の課題については、すでに第3項および第4項で解明されている。すなわち、規範の範疇としては、「職能の序列」の規定と「職能に人々を補充する仕方」の規定という2つの規範規定が確定されており（第3項）、また、規範の社会的機能としては、遵守的義務とサンクションの体系化としての機能および行為の方向性の付与とその履行の当為化としての機能という2つの規範機能が識別されている（第4項）。

それらにしたがえば、規範の社会的機能障害とは、「職能の序列」の規定と「職能に人々を補充する仕方」の規定という2つの規範規定のいずれかまたはその両者が遵守的義務とサンクションの体系化として、かつ行為の方向性の付与とその履行の当為化として機能していない状態を意味している、ということができる。また、これら2つの規範機能の相互的矛盾としても、規範の社会的機能障害を捉えることができる。デュルケムは、道徳における義務の観念と望ましきの観念とが矛盾することもあると認めているからである。⁴²⁾

他方、後者の課題、すなわち規範機能によって規則的に調和されるべき他の社会的諸機能の範疇の確定という課題の解明に関しても、問題となっているのが経済的アノミーであることを想起すれば（第1節参照）、多言を要しない。つまり、『分業論』第2版「序文」および『自殺論』第3編第3章「実践的な結論」（‘Conséquences Pratiques’）の3における同業組合ないし職業集団に関する叙述から明らかのように、そのような範疇は経済的機能に限定されるのである。したがって、問題は、この経済的機能がデュルケムにおいてどのように解されているか、という点の解説へと転化することになる。（全体社会あるいは社会的全体の領域において現象するアノミーが経済的アノミー以外に措定されうるか否かという問題は、ここでの関心ではない。）

デュルケムに即するかぎり、経済的機能すなわち経済的領域において遂行される社会的機能は、個人が個々の経済的器官として営む職業活動として捉えられる。このばかり、2つの点に留意しなければならない。ひとつは、経済的機能という社会的機能が社会の一領域を構成する経済的器官の活動として、社会の器官としての個人の行為として捉えられている点である（ここで個人の行為といえばあい、行為主体としての、社会の器官の実体的担い手としての個人に注目しているのであって、社会的行為と対峙される個人的行為を意味しているのではない）。他のひとつは、経済的に社会的な機能が職業活動として総括されている点である。

前者は、個人に外在的な社会の営為を社会を構成する諸器官の活動の機能的連関として捉える視点から帰結するものであり、これは、とくに『分業論』において方法的に用いられた社会有機体の生物有機体からのアナロジーから明らかである。デュルケムは、機能を、生命の運動

と有機体の諸要求との間に存在する対応関係を示す概念として位置づけている⁴³⁾が、このような生命の運動（つまり、有機体の再生産運動）と（そのための）有機体の諸要求との対応関係は、まさに社会の個々の器官の活動に収斂されるものとして把握されうる。つまり、社会的機能とは、第1に、社会の個々の器官の活動として捉えられるのである。しかし、この個々の器官の活動は、現実には個々人の個別具体的な行為をとおして展開されなければならないものもある。とすれば、社会の器官の活動としての社会的機能は、個々人の行為をとおしてのみ遂行されることになる。したがって、現実には、社会の器官の活動として営まれる個々人の行為こそが社会的機能として位置づけられることになる。換言すれば、個々人の行為はすべて、それが社会的連関において営まれるかぎり、社会の器官としての活動として捉えられ、社会の営為の一部を機能的に構成するものとして位置づけられている、と解することができるのである。

後者すなわち経済的に社会的な機能の職業活動への総括という点は、社会の器官の活動としての社会的機能が個々人の行為によってのみ遂行されるということの顕現化された様式である。すなわち、経済的に社会的な機能が職業活動に総括されるということは、社会有機体の再生産にとって不可欠な、それゆえその再生産を可能とするために規則的に調和されるべき種々の経済的諸器官の活動が個々人の行為によって営まれる職業活動をとおしてのみ展開されるということを示している。このことは、デュルケムが、アノミー的分業の実例としてつまりアノミーの結果現象として、商工業の恐慌、倒産および労働と資本の対立をあげていることからも如実に示される。これらの現象は、個々人の職業活動における功利主義的な自由競争の必然的な帰結として、そして、これは、さらに、その内実において、分業つまりその活動が経済的機能であるところの社会の経済的諸器官の相互依存関係の崩壊の帰結として、有機的連帶の欠如の帰結として、捉えられているからである。⁴⁴⁾

こうして、規範機能によって規則的に調和されるべき他の社会的諸機能とは、社会の経済的諸器官の実体的担い手としての個々人の職業活動へと範疇化される、といえるのである。だからこそ、デュルケム・アノミーにおいては、その克服策として、それぞれの産業形態において経済機構の運転に協力するさまざまな担当者の権利と義務を決定し、それぞれの職業についてさまざまな職能（機能）担当者たちの労働量と彼らが受けとる正当な報酬、彼ら相互の義務、その団体に対する義務などを決定する諸準則の体系を設定しうるような⁴⁵⁾同業組合または職業集団の再建が第1の主要課題とされるのである（デュルケム・アノミーの属性13・17）。また、デュルケム・アノミーの規範的範疇として、「職能の序列」の規定と「職能に人々を補充する仕方」の規定とが問題となるのである（同属性9）。

したがって、以上にみてきたことから、規範の社会的機能障害とは、個々人の職業活動の遂行に関して、「職能の序列」の規定と「職能に人々を補充する仕方」の規定のいずれかもしくはその両者が、遵守的義務とサンクションの体系化として、かつ行為の方向性を付与しその履

行を当為化するものとして機能していなかったり、あるいはこれら2つの規範機能間において矛盾したりしている状態として捉えられる。

このような規範の社会的機能障害が、デュルケムに即すれば、規範機能によって他の社会的諸機能が規則的に調和されえていない状態であるとして表現されているのであるが、それでは、この社会的諸機能の規則的調和の欠如状態は、その内実においてどのように解されるであろうか。逆にいえば、社会的諸機能すなわち職業活動の規則的調和化の様式とはどのようなものであろうか。

第1節で剔出したデュルケム・アノミーの諸属性のうち15(b)の属性は、この点を解く鍵を提供している。15(b)の属性は、（職業道徳の欠如ないし萌芽的状態としての経済生活における法的・道徳的）アノミーを、経済という集合生活の全領域がその大半において準則の中庸化作用を除去されている状態、として特徴づけている。デュルケムはこう述べている。「経済生活が現実におかれている法的・道徳的アノミーについて、われわれは、本書（『分業論』初版）でくりかえし強調してきた。この経済という機能の分野では、じつ、職業道徳は存在するにしても、まことに萌芽的な状態であるにすぎない。……経済という集合生活の全領域が、その大半において、準則の中庸化作用を除去されてしまっているような結果に終っている。／経済界の悲惨な光景が呈する、あのたえまなくくりかえされる闘争（les conflits）やあらゆる種類の解体（les désordres）がよってきたるべきところは、まさにこのアノミーの状態である。」^[46]（一部前出、／は段落の切れ目、カッコ内および傍点筆者）。

ここでは、経済界における闘争やあらゆる種類の解体は、準則の中庸化作用を除去されているような状態としてのアノミーから帰結するものである、とされている。すなわち、闘争や解体という経済的機能領域における現象は、準則の中庸化作用の欠如に起因するとされている。裏を返せば、準則が経済的諸機能つまり個々人の職業活動に対して中庸化作用を発揮しえていれば、闘争とか解体とかいう経済的領域における社会的機能障害の現象が結果されることはない、と解することができる。ということは、ここでは、準則より一般的にいえば規範の機能が個々人の職業活動に対する中庸化作用として具体的に位置づけられている、ということである。しかし、他方で、規範規定の欠落が諸機能の規則正しい調和を不可能にするというデュルケムの認識（第2項参照）からすれば、すでに折に触れて指摘してきたように、規範の社会的機能は（経済的に社会的な）諸機能の規則的調和化として統合的に捉えられているということを想起しなければならない——一方における遵守的義務とサンクションの体系化と他方における行為の方向性の付与とその履行の当為化という機能的峻別は、このような規範機能に内在して試みられたものである。つまり、『分業論』初版（1893）において社会的諸機能の規則的調和化として把握されていた規範機能が、同第2版「序文」（1902）では、種々の職業活動に対する中庸化としてより明確に捉え直されている、と理解できるのである。言い換えれば、社会的諸機能すなわち職業活動の規則的調和化という事象は、職業活動の中庸化として様式化され

ているのである。

しかし、この職業活動の規則的調和化の様式としての職業活動の中庸化とは、たんなる職業活動の中庸化を意味するものではなく、むしろ、職業活動をとおして充足される経済的利得欲求の中庸化にその実際的意味を有しているのである。その内容は大きく2つに区分される。ひとつは、種々の職能に相応的な経済的利得の規定づけである。「職能の序列」の規定——社会的職務の相対的価値と各職務に与えられるべき相対的な報酬、総じて幸福の度合いを職能の序列に占める地位の上下によって定めた規定——がこの点に関係することはいうまでもない。しかし、このばかりにも、各職能に位置づけられた経済的諸器官相互の均衡化（社会的職務の相対的価値の規定づけと対応）と、この経済的諸器官の現実的担い手たる個々人の経済的利得欲求とその充足のための手段との均衡化（各職務に与えられるべき相対的な報酬の規定づけと対応）とが内容的に区分される。

各職能に位置づけられた経済的諸器官相互の均衡化とは、経済的諸力（種々の経済的器官が有する経済的利得の獲得能力）の個々それぞれの際限のない伸張を制限し、経済的諸力間の均衡を維持することをその内容としている。これは、『分業論』第2版「序文」におけるさきの引用文に続くつぎの文脈から明らかである。「(アノミーの状態つまり準則の中庸化作用が除去されている経済的生活領域にあっては) たがいに對峙している諸力を抑制するものも、それらに守るべき限界を指示するものも、いずれもまったく欠けているので、これらの力は際限なく伸びていこうとするし、たがいに激突して、圧しあい、つぶしあってしまうことになるからである。いうまでもなく、ついには最強者が最弱者を圧しつぶしてしまうか從属させてしまう結果となる。……この從属関係が安定した均衡を構成することは不可能であろう。……支配するものは弱肉強食の法則であって、潜在的にせよ顯在的にせよ、戦争状態は必然的に慢性的である。」⁴⁷⁾(カッコ内および傍点筆者)。

他方、経済的諸器官の現実的担い手としての、つまり職業活動に従事する個々人の経済的利得欲求とその充足のための手段との均衡化については、年代的に『分業論』初版と同第2版「序文」との間に介在する『自殺論』(1897)の叙述から明確となる。デュルケムは「職能の序列」の規定を述べた文脈のなかでこう記している。「通念にしたがえば、たとえば労働者が生活向上につとめるとき、その目ざしうる上限とみなされるある生活様式と、なにか重大な罪過を犯した者でなければ、容易にそれ以下にまで甘んじて下降しないような下限の生活様式とがある。」⁴⁸⁾

この記述は、個々人の生活様式には上限と下限とがあることを表わしているが、これをすでに(第3項・第4項)みてきた「職能の序列」の規定と関連させるとき、つぎのような理解が可能となる。すなわち、個々人の職業活動は「職能の序列」の規定によってその受けるべき報酬を規定されているのであるが、この報酬は個々人が各職能の序列のなかに占める地位に応じた中庸の——上限と下限の中間の——生活様式に相応するものであるという理解である。つま

り、個々人の職業活動は、各自に相応的な生活様式との関連において、中庸の報酬によって規定されている、とする理解である。

さらに、このような理解に加えて、「職能の序列」の規定が手段による目的ないし目標の規定づけの様式であることを、そしてこの手段が職能それ自体であることを想起すれば（第4項参照）、中庸の報酬による職業活動の規定づけは、手段と目的との、つまり個々人の位置する職能とそれをとおして充足される経済的利得欲求との均衡化を意味することになる。個々人の経済的利得欲求は報酬において具象化されており、また、この報酬は、それが中庸的であるかぎり、その手段つまり職能に相応したものであるからである。

こうして、「職能の序列」の規定についてのデュルケムの洞察から、職業活動の中庸化——職業活動をとおして充足される経済的利得欲求の中庸化——の1つの内容をなす種々の職能に相応的な経済的利得の規定づけの内実として、職業活動に従事する個々人の経済的利得欲求とその充足手段との均衡化を析出することができる。なお、中庸の意味を欲求と手段との均衡として捉えることが可能であるということは、「職能の序列」の規定に関する叙述に先行したつぎの一節からも明らかである。

「どんな生物も、その欲求が十分に手段と適合していないかぎり幸福ではありえないし、また生きることもできない。・・・／動物においては、少なくとも平常では、自動的な自発性にもとづいてこの欲求と手段との均衡が生まれているが、それは、動物がもっぱら物的な条件に依存しているからである。・・・／ところが、人間の場合にはそうはいかない。・・・では、人間が正当に追求することの許される幸福、快適さ、贅沢の量は、どのようにして決めることができるのであろうか。・・・歴史の発端より、それらの欲求はもっぱら発達する一方であったし、また不断により申し分のない充足がそれに与えられてきたが、なお欲求の中庸の健全さ(*la santé moyenne*)はそこなわれていなかつた。」⁴⁹(一部前出、／は段落の切れ目、傍点筆者)。

職業活動をとおして充足される経済的利得欲求の中庸化のいまひとつの内容は、経済的利得欲求を充足するための手段(職能として総括される地位、職業、職務、役割など)へのアクセスの規定づけである。すなわち、経済的器官としての個々人の各職能への適正配置である。デュルケムは、「・・・職能の序列が正当なものとみとめられていても、同時に、それらの職能に人々を補充する仕方もひとしく正当なものとみとめられていなければ、それは無意味であろう。」⁵⁰(前出)と述べている。すなわち、「職能の序列」の規定と同時に、いろいろな地位が各個人に対してどのように開放されなければならないかを、つまり手段へのアクセスそれ自体の様式を定めた「職能に人々を補充する仕方」の規定によっても、経済的利得欲求は中庸化されなければならない、というのである。換言すれば、職業活動をとおして充足される経済的利得欲求の中庸化は、職業活動が展開される場としての諸職能へのアクセスの規定づけを不可欠の内容としているのである。

このような規定づけの意味するところは、経済的諸器官の現実的担い手としての個々人の能力とその個々人が経済的器官として占めるべき職能との間における自然的差異にのみもとづいた調和化、すなわち、経済的器官としての個々人の各職務への適正配置である。この点について、デュルケムはこう述べている。「實際、この理想的な平等状態（競争者どおしの競争がまったく平等な条件のもとで行なわれうるような状態）に近づくにしたがって、それだけ社会的拘束の必要性が弱まるであろうということは疑いをいれない。しかし、それも程度の問題にすぎない。なぜなら、いつになってもある種の遺伝——生来の才能の遺伝——は存続するにちがいないからである。……したがって、この自然の恩恵に恵まれなかつた人々に、出生の偶然のめぐりあわせに由來する劣った地位を甘受させる、ある種の道徳的規律（諸職能へのアクセスを規定する「職能に人々を補充する仕方」の規定）もまた必要であろう。」⁵¹⁾（カッコ内 および傍点筆者）。要するに、ある種の個人により劣等の地位を付与するのは、社会的条件によってではなく、個人の生来的な才能によってなされなければならない、つまり、各職能への人々の配置が自然的差異にのみもとづいた適正的様式でなされなければならない、としているのである。

以上、経済的に社会的な諸機能が規範機能によって規則的に調和されるべき様式を職業活動の中庸化として捉え、この職業活動の中庸化の実際的意味内容すなわち職業活動をとおして充足される経済的利得欲求の中庸化の様態について考察してきた。前項で考察した、遵守的義務とサンクションの体系化としての、かつ行為の方向性の付与とその履行の当為化としての規範機能は、このような経済的利得欲求の中庸化機能として総括されうる。言い換えれば、「職能の序列」の規定なり「職能に人々を補充する仕方」の規定なりによる、あるいはこれら2つの規範規定による経済的利得欲求の中庸化は、これらの規定が有する2つの規範機能に、遵守的義務とサンクションの体系化としての機能および行為の方向性の付与とその履行の当為化としての機能に起因している、といえるのである。デュルケムに即するかぎり、職業活動に従事する個々人の経済的利得欲求が中庸化されうるには、個々人が従事すべき職能とその職能に付与される経済的利得とが規定されており（行為の方向性の付与）、そして、このような規定に即して行為することが個々人によって当然かつ正当視されていなければならず（履行の当為化）、さらに、これらの規定が個々人をこのように履行するよう拘束し（遵守的義務の体系化）、その違反に対しては相応的なサンクションが科せられなければならない（サンクションの体系化）からである。

以上のことから、デュルケム・アノミーの主要標識としての＜規範的機能障害＞の1つの次元を成す規範の社会的機能障害をつぎのように総括的に定義することができる。すなわち、規範の社会的機能障害とは、「職能の序列」の規定と「職能に人々を補充する仕方」の規定とのいずれかあるいはその両者が、遵守的義務とサンクションの体系化として、かつ行為の方向性の付与とその履行の当為化として機能しないがために、あるいはこれら2つの機能が相互に

矛盾しているために、職業活動をとおして充足される、経済的器官の現実的担い手としての個人の経済的利得欲求を中庸化しないような規範的状態である。

注

- 1) Durkheim, É. "L'Education morale", op. cit., p. 27. 麻生・山村訳, 前掲書, 58頁。
- 2) Durkheim, É. "De la division du travail social" 1^{er} édit., 1893, op. cit., pp. 22—32. 田原訳, 前掲書, 412—420頁。"L'Education morale" op. cit., pp. 19—53. 麻生・山村訳, 前掲書, 51—58頁。"Sociologie et philosophie" Librairie Félix Alcan, 1924, pp. 49—94. 山田吉彦訳『社会学と哲学』創元社, 1952年, 77—141頁。
- 3) Durkheim, É. "De la division du travail social" nouvelle édit., 1973, op. cit., p. 360. 田原訳, 前掲書, 355頁。
- 4) ibid., pp. 357—358. 前掲邦訳書, 355頁。
- 5) ibid., p. 360. 前掲邦訳書, 355頁。
- 6) Durkheim, É. "De la division du travail social" 1893, op. cit., p. 23. 田原訳, 前掲書, 412—413頁。"Sociologie et philosophie" op. cit., pp. 59—61. 山田訳, 前掲書, 92—95頁。
- 7) Durkheim, É. "De la division du travail social" 1973, op. cit., pp. 356—358. 田原訳, 前掲書, 352—354頁。
- 8) Durkheim, É. "Les règles de la méthode sociologique" Presses Univ. de France, 1968, pp. 3—14. 宮島喬訳『社会学的方法の規準』岩波文庫, 1978年, 51—69頁。"Sociologie et Philosophie" op. cit., pp. 49—90. 山田訳, 前掲書, 77—141頁。
- 9) Durkheim, É. "De la division du travail social" 1973, op. cit., pp. 79—102. 田原訳, 前掲書, 111—131頁。
- 10) ibid., pp. 344—365. 前掲邦訳書, 343—360頁。
- 11) ibid., p. VI. 前掲邦訳書, 5頁。
- 12) ibid., pp. XI—XII. 前掲邦訳書, 9頁。
- 13) Durkheim, É. "Le suicide" op. cit., pp. 275—281. 宮島訳, 前掲書, 1968年, 206—211頁。作田啓一『価値の社会学』岩波書店1972年, 194—195頁。
- 14) Durkheim, É. "Le suicide" op. cit., p. 277. 宮島訳, 前掲書, 1968年, 208頁。
- 15) ibid., p. 279. 前掲邦訳書, 209頁。
- 16) Durkheim, É. "De la division du travail social" 1973, op. cit., p. 367. 田原訳, 前掲書, 361頁。
- 17) ibid., p. 370. 前掲邦訳書, 363頁。
- 18) Durkheim, É. "Le suicide" op. cit., p. 279. 宮島訳, 前掲書, 1968年, 209頁。
- 19) Durkheim, É. "De la division du travail social" 1973, op. cit., p. 367. 田原訳, 前掲書, 361頁。
- 20) Durkheim, É. "Le suicide" op. cit., p. 281. 宮島訳, 前掲書, 1968年, 211—212頁。
- 21) ここで用いられている拘束の概念とデュルケムの通常的意味での拘束概念とは、個人に外在的で超越的な社会による個人の制約という本質的側面を共有しながらも、用語法にかなりの差異があることは否めない。ここでの用語法からすれば、拘束とは、道徳的に悪であり、社会的に克服されるべき対象として把握されるのに対して、通常の用語法によれば、それは、道徳的に善であり、かつ人間の幸福や自由にとって必要不可欠なものとして位置づけられている、と解することができるからである。したがって、このような用語法的差異に留意する必要から、ここでは、「拘束」すなわち

- ちカッコづきの拘束を用いている。この語の意味するところは、作田のいう「『条件 (condition)』のもつ拘束」と部分的に一致する。作田啓一、前掲書、200頁。
- 22) Durkheim, É. "De la division du travail social" 1893, op. cit., pp. 23—25. 田原訳、前掲書、412—414頁。
 - 23) Durkheim, É. "Sociologie et philosophie" op. cit., p. 50. 山田訳、前掲書、79頁。
 - 24) ibid., pp. 64—65. 前掲邦訳書、99—101頁。
 - 25) Durkheim, É. "Le suicide" op. cit., pp. 283—284. 宮島訳、前掲書、1968年、213—215頁。
 - 26) ibid., pp. 286—287. 前掲邦訳書、216—217頁。
 - 27) デュルケムは、宗教を「聖なるものすなわち分離され禁止されたものと関連する信念と行事との連帶的な体系、教会と呼ばれる同一の道徳的共同社会に、これに帰依するすべての者を結合させる信念と行事である」(p. 65, 邦訳86—87頁)と定義し、「聖」と「教会」の観念を本質的要素としているからこそ、宗教は一定の社会的力をもつとする。そして、この「聖」もしくは「聖なるもの」についてつぎのようにいいう。「聖なるものとは、禁止が保護し孤立させるものである。……宗教的信念とは、聖なるものの性質およびこの聖なるものが相互に、あるいは俗なるものと保つ関係を表わす表象である。……儀礼とは、人が聖なるものに対してどのように振舞うべきかを定めた行為準則である。」(p. 56, 邦訳77頁)。みられるように、「聖」もしくは「聖なるもの」の観念は、宗教的信念として表象され、かつその力を儀礼という一種の宗教的規範によって担保されている。そして、このことは、現実には、「聖」もしくは「聖なるもの」への崇拜と忠誠となって表われる、と解せる。この意味で、「聖」もしくは「聖なるもの」への接近、自己同一化の努力は、個人にとってまさに当為化されている、ということができる。したがって、欲望の追求が神聖不可侵なものとされているということは、この行為自体が「聖なるもの」とされていることであるから、欲望の追求がまさに規範的に当為化されていることにはかならない、とすることができるのである。なお、文中の引用はすべてつぎの文献からのものである。Durkheim, É. "Les formes élémentaires de la vie religieuse : Le système totémique en Australie" Presses Universitaires de France, 1968. 古野清人訳『宗教生活の原初形態』(上), 岩波文庫, 1975年。
 - 28) たとえば、大村英昭「今日のアノミー——レイブリング論とデュルケム再評価に寄せて——」『ソシオロジ』第22巻2号、1977年、16頁。
 - 29) Poggi, G. "Images of Society : essays on the sociological theories of Tocqueville, Marx and Durkheim" Stanford Univ. Press, 1972, p. 197, pp. 202—207。
 - 30) ibid., p. 207。
 - 31) 宮島喬「アノミーと文化の構造——社会的規範の構造に照準を合わせて——」『現代社会学』3号、第2巻第1号、1975年、128頁。
 - 32) 前掲論文、129—130頁、132頁。
 - 33) 前掲論文、137頁。
 - 34) Durkheim, É. "Le suicide" op. cit., pp. 272—273. 宮島訳、前掲書、1968年、202—204頁。
 - 35) ibid., p. 275. 前掲邦訳書、205—206頁。
 - 36) ibid., pp. 275—276. 前掲邦訳書、206—207頁。
 - 37) ibid., pp. 277—278. 前掲邦訳書、208頁。
 - 38) Parsons, T. "The Structure of Social Action" op. cit., p. 377.
 - 39) ibid., p. 382。
 - 40) 作田啓一、前掲書、193—205頁。
 - 41) 前掲書、201頁。

- 42) Durkheim, É. "Sociologie et philosophie" op. cit., pp. 65—66. 山田訳, 前掲書, 102—103頁。
- 43) Durkheim, É. "De la division du travail social" 1973, op. cit., p. 11. 田原訳, 前掲書, 52頁。
- 44) ibid., pp. 343—365. 前掲邦訳書, 342—359頁。
- 45) ibid., p. XXXV. 前掲邦訳書, 26頁。
- 46) ibid., pp. II-III. 前掲邦訳書, 1—2頁。
- 47) ibid., p. III. 前掲邦訳書, 2頁。
- 48) Durkheim, É. "Le suicide" op. cit., p. 276. 宮島訳, 前掲書, 1968年, 206頁。
- 49) ibid., pp. 272—273. 前掲邦訳書, 202—203頁。
- 50) ibid., p. 277. 前掲邦訳書, 208頁。
- 51) ibid., p. 278. 前掲邦訳書, 209頁。

第4節 デュルケム・アノミーの概念的枠組

第1節で剔出したデュルケム・アミナーの諸属性のうち, 2・6・7・11・18は枠組的属性群を構成する。これは、アミナー概念の実体がそのなかで展開され、条件づけられるところの概念的枠組を構成するような諸属性の集合である。そして、この枠組的属性群からデュルケム・アミナーの4つの概念的枠組すなわち、歴史的範疇（属性2）、現象契機（属性6・7）、現象様態（属性11）、現象範域（属性18）を識別することができる。これらの概念的枠組をおいてデュルケム・アノミーの概念に帰せられる種々の理論的被規定性を明確化することが本節の狙いである。

ここで、歴史的範疇とは、アノミーの位置する歴史的社会を特定する枠組であり、その内容において、アノミーが問題となる歴史的段階が、有機的連帶に基くべき組織的類型の高度社会に移行すべきでありながらまだその連帶が十分に組織化されていないような歴史的社会に限定される。現象契機とは、アノミー現象の顕在化の契機を特定する枠組であり、その内容において、アノミーが顕在的に現象する契機として社会変動およびその内実としての欲望の解放と経済的危機とが指定される。現象様態とは、アノミーがどのような様態において現象しているかを特定する枠組であり、その内容において、アノミーは常態的に現象しており、たんに偶然的、一時的に現象するものではないことが明確化される。現象範域とは、アノミーが現象するさいの社会の空間的、機能的範域を特定する枠組であり、その内容において、アノミーの現象は、空間的には、局地的範域に限定されることなく一定の社会全体（全体社会）をその範域としており、また社会の機能的領域からみれば、職業活動がそこにおいて展開されるところの経済社会をその範域としていることが明らかにされる。以下、これらのデュルケム・アノミーの概念的枠組内容について、これを構成する諸属性の分析を拠り所としながら、順次、考察していく。

第1項 歴史的範疇

デュルケム・アノミーが経済的諸関係の急速な拡大化をもたらした歴史的移行過程としての近代社会もしくは産業（中心型）社会をその歴史的範疇として指定している、ということは間違いない。たとえば、ラカプラ（LaCapra, D.）は、デュルケム・アノミーを歴史的移行期としての近代社会の病理を把握する概念であるとし、¹⁾また、ギデンスは、道徳的危機としての近代社会の危機がデュルケムにとってアノミーであるとしている。²⁾あるいは、宮島は、デュルケム・アノミーが経済的諸関係を排他的に拡大した産業社会という歴史的現実によってひき起こされたものであると解している。³⁾このようなデュルケム・アノミーの歴史的範疇が、デュルケム自身に即したばあい、どのように把握されうるであろうか。この点の解明がここでの課題である。

『分業論』第3編第1章「アノミー的分業」（La Division du Travail Anomique）の叙述から明らかのように、アノミーは分業の異常形態の1つを特徴づけている（デュルケム・アノミーの属性2）。この属性において、2つの点が着目される。ひとつは、アノミーが分業とかかわる事象であるということであり、他のひとつは、分業一般ではなく、その異常形態こそがアノミーによって特徴づけられる事象であるということである。デュルケム・アノミーが分業とかかわる事象であるということは、「アノミー的分業」という標題からも明らかであるが、つぎの一節から如実に示される。「…分業が連帶を生じていないとすれば、それは、諸器官の関係が規定されていないからであり、それらの関係が、まさしくアノミーの状態にあるからである。」⁴⁾（前出、傍点筆者）。

ところで、デュルケムは、分業にどのような意味づけを行なっているであろうか。この点を明らかにする章句をいくつか『分業論』から取り出してみることにする。「…歴史をさかのぼるほど同質性がいよいよ大きくなるということ、他方では、より高度な社会類型に近づくほどますます分業が発達するということ、以上のことが確認できるのである。」⁵⁾「（有機的連帶が優越している）社会は、類似した同質の諸環節が反復して構成されたものではない。それぞれが特殊な役割をもったさまざまな器官から成る一体系によって構成されたものである。そして、これらの器官もまた、それ自体が分化した諸部分から成っている。社会の諸要素は同じ性質のものではないと同時に、同じ様式で配置されているわけでもない。」⁶⁾（カッコ内筆者）。「われわれがそこに生きる諸社会（有機的連帶に基く組織的類型の高度社会）を凝集させるために最大の役割を果たすのは分業であり、同時に、これらの社会構造の構成的特徴を決定するのもまた分業である。」⁷⁾（カッコ内筆者）。

これらの章句から明らかのように、デュルケムにとって、分業とは、何よりもまず、有機的連帶の不可欠な条件であり、かつ、この種の連帶様式によって基礎づけられた組織的類型の高

度社会を構成する原理として位置づけられるのである。しかも、このように位置づけられる分業は、デュルケムにとって、きわめて歴史的な概念であるといえるのである。というのは、環節的に構成された社会がもはや存続しえなくなるような段階になってはじめて社会の構成原理としての分業が出現する、つまり、分業は一定の歴史的段階においてのみ社会の構成原理としてのその優越的地位を占める、とされているからである。デュルケムはつぎのように述べている。

「われわれがみてきたところでは、組織的構造、したがってまた分業は、環節的構造が消滅してゆくにつれて、規則正しく発展する。したがって、問題は、環節的構造の消失が分業の発展の原因であるか、あるいは、後者が前者の原因であるか、である。この後者の仮説は認めがたい。理由は、前にみてきたように、環節による構成（l'arrangement segmentaire）は分業にとって越えることのできない障害であり、少なくとも部分的にせよ、分業が出現しうるためにはすでに消滅していたはずだからである。分業は、環節的構成がその存在を終えたかぎりにおいてのみ存在しうる。」⁸⁾（傍点筆者）。

分業のこのような歴史的性格を、デュルケムはつぎのような命題として定式化する。「分業は諸社会の容積と密度に正比例して変化する。また、分業が社会の発展過程に即して継続的に進歩するとすれば、それは社会が規則正しく密度を大にしてゆくからであり、一般にその容積を増すからである。」⁹⁾

このように、デュルケム・アノミーが分業にかかわる事象であること、そして、分業が有機的連帶によって基礎づけられた組織的類型の高度社会を構成する原理として位置づけられ、かつ一定の歴史的性格を有しているということから、デュルケム・アノミーが位置する特殊歴史的範疇を特定することが可能となる。つまり、デュルケムに即するならば、アノミーとは、一定の社会が、その連帶の様式において、有機的連帶を基礎としてのみ存続しうるような歴史的段階（高度社会）において出現する社会的・規範的事象である、として歴史的に範疇化することができるるのである。

しかし、このことは、デュルケム・アノミーが有機的連帶を基礎とする組織的類型の高度社会一般において出現する事象であるということを、言い換えれば、分業一般にかかわる事象であるということを意味するものではない（デュルケムにとって、分業それ自体はきわめて道徳的性格をもつものとして捉えられている）。『分業論』第3編において、アノミーの分業が分業の異常形態として総括されていることを想起するならば、デュルケム・アノミーによって特徴づけられるべき事象は、分業一般ではなく、その異常形態なのである。このことは、デュルケム・アノミーの歴史的範疇をより限定されたものとする。

さきに引用した「・・・分業が（有機的）連帶を生じていないとすれば、それは、諸器官の関係が規定されていないからであり、それらの関係が、まさしくアノミーの状態にあるからである。」（カッコ内筆者）という記述は、また、分業の異常形態の説明でもある。さきにみたよ

うに、デュルケムにとって、分業とは有機的連帶の基盤をなすべきものとして位置づけられるのであるから、有機的連帶を生み出さないような分業こそがその異常形態として措定されうるのである。加えて、「分業が（有機的）連帶を生じていないとすれば、それは、諸器官の関係が規定されていないからであり」という部分から、この有機的連帶を生み出さないような分業形態は、分業を担う諸器官の関係の無規定性に起因するものである、とするデュルケムの認識を理解することができる。つまり、分業によって有機的連帶が生み出されるには、分業を担う諸器官の関係が十分に規定されていることが必要である、とされているのである。この点は、つぎの記述からも明確である。

「……有機的連帶が観察されるところでは、どこにおいてもこの連帶と同時に諸機能の相互関係を決定する十分発達した規定がみられる。有機的連帶が存在するためには、たがいに相手を必要とする諸器官の体系が存在すること、この諸器官が一般にその連帶を感じているということだけでは不十分である。そこにはさらに、諸器官の協力すべき様式が、あらゆる機会でなくとも、少なくとももっとも頻度の高い状況において、あらかじめ決定されていることが必要である。」¹⁰⁾（前出、傍点筆者）。

さらに、これに続く段落で、デュルケムは、「さらに正常状態においては、これらの（諸器官の協力すべき様式をあらかじめ決定しているような）準則そのものが分業からでてくる。これらの準則は分業の延長のようなものである。」¹¹⁾（前出、カッコ内筆者）と述べている。この点に着目するなら、分業を担う諸器官の関係の無規定性は、デュルケムにとって、けっして分業の異常形態の実体的内容に外的なものとして位置しているのではなく、むしろ、分業の異常形態それ自体の構成的内容の1つを成すものとして捉えられなければならない。

しかし、ここでの主要な関心事は、分業を担う諸器官の相互的関係のこのような無規定性が、環節的類型から組織的類型への移行という社会構造の変遷過程の急速かつ広汎な展開の帰結として捉えられている、という点にある。この点に関して、デュルケムはこう述べている。

「われわれの社会構造のうちには、深刻な変動が生じている。それもごく短時日のうちにである。われわれの社会は、歴史上かつて先例をみない速さと広がりをもって、環節的類型から解放されてきている。その結果、この環節的類型に対応する道徳は退行してきたが、それがわれわれの意識のなかに空白のまま残していった領域は、他の道徳が急速に発達してそれを埋めあわせるまでにいたっていない。……この動乱の過程でバラバラになった機能は、相互に調整しあうゆとりもなく、突如としてあらわれた新しい生活は、完全に組織化されるまでにいたっていない。……必要なことは、このアノミーの状態をとめることであり、まだバラバラのままの動きのなかでぶつかりあっているあの諸器官を調和的に協同させる手段を発見することであり、惡の根源であるあの外的な不平等をいよいよ減少させることによって、諸器官の諸関係のうちにより多くの正義を導入すること、これである。」¹²⁾（一部前出、傍点筆者）。

ここにみられる、環節的類型からの解放すなわち環節的類型から組織的類型への社会構造的

移行に随伴する諸器官の関係の無規定的状態は、『自殺論』において、つぎのようにより具体的に洞察されている。「……現実にアノミーが慢性的状態にあるような社会生活の一領域がある。商工業の世界がそれだ。／実際、19世紀の初頭以来、経済の発展は主として、産業上の諸関係をあらゆる規定から解き放つことを通じてすすめられてきた。近年まで、すべての道徳的権威の体系（宗教、世俗的権力＝政治権力、同業組合など）は、産業上の諸関係を規律に服せしめる任务をとどめていた。……／事実、宗教はいまやその勢力の大半を失ってしまった。政治権力も経済生活を調整する主体でなくなり、経済生活に奉仕する手段ないし下僕となってしまった。……産業は、それに優越したある目的のための手段であるとはみなされず、かえって個人および社会の至上の目的となってしまった。」¹³⁾（一部前出、／は段落の切れ目、カッコ内および傍点筆者）。

みられるように、ここでは、環節的類型から組織的類型への社会構造的移行に随伴する諸器官の関係の無規定的状態が、19世紀初頭以来の産業上の諸関係のあらゆる調整的規定からの解放として捉えられている。つまり、ここでは、分業の異常形態が、産業上の諸関係のこれに内的・外的なあらゆる器官による調整的規定づけからの離脱として、19世紀初頭以来の産業中心型社会において慢性化しているとされているのである。（このような離脱が前節第5項で考察した規範の社会的機能障害の1つの具体的様相であるのは、無論のことである。）

したがって、デュルケム・アノミーの1つの属性が分業の異常形態とかかわるものであるということを、より適確には、デュルケム・アノミーはそもそも分業の異常形態の1つを総括するため概念化されたものであるということを想起するならば、デュルケム・アノミーの歴史的範疇として、19世紀初頭以来の（フランスに出現した）「産業がそれに優越したある目的のための手段であるとはみなされず、かえって個人および社会の至上の目的となってしまった」ような産業中心型社会の段階を指定することができるのである。¹⁴⁾

第2項 現象契機

デュルケム・アノミーが社会構造的変動と密接不可分である（デュルケム・アノミーの属性7）ということは、前項で引用した『分業論』のつぎの章句「われわれの社会構造のうちには、深刻な変動が生じている。……その結果、この環節的類型に対応する道徳は退行してきたが、それがわれわれの意識のなかに空白のまま残していく領域は、他の道徳が急速に発達してそれを埋めあわせるまでにいたっていない。……必要なことは、このアノミーをとめることであり……」から明らかである。

このように、デュルケム・アノミーの現象が社会変動に起因しているとする理解は、デュルケム・アノミーが産業中心型社会が出現する歴史段階をその歴史的範疇としている、とする前項での考察から論理必然的に帰結することである。ここで注目されるのが、社会の連帶的諸器

官が十分に接触を保ち、かつその接触が十分に持続的であれば、アノミーの状態は存在しえないとする、デュルケム・アノミーの属性5である。つまり、社会の連帶的諸器官の接触が不十分であったり、あるいは、接触が十分であってもその持続性が欠けたりすることによって、アノミーが生じるとするデュルケムの認識である。¹⁵⁾

このような事態が社会変動に起因するものであること、また、ここでいう社会の連帶的諸器官がとりもなおさず社会の経済的諸器官であることは、前項までの考察から明らかであるが、社会の連帶的諸器官の接触とその持続性の不十分さを社会有機体の均衡の崩壊として捉え、これをアノミー的分業の実例において指摘したつぎの一節からも明確に証左される。

「環節的類型の特徴がきわめていちじるしいかぎり、それぞれ異なる諸環節とほぼ同数の経済市場が存在する。したがって、各市場は非常に限定されている。・・・均衡は苦もなくたてられ、生産はみずからの手で調整される (*se régler*)。反対に、組織的類型が発達するにつれて、さまざまの環節相互の融合が、多くの市場を融合させ、ほとんどその社会全体にわたる単一の市場へとみちびく。この単一市場は、その社会の限度をこえてまで広がり、普遍的になろうとする。・・・したがって、その接触は十分ではなくなる。・・・経済的機能を周期的に襲う恐慌は、ここからくる。倒産という局部的、限定的な恐慌の増加も、これと同じ原因の結果であることはほぼまちがいない。／市場が拡大するにつれて、大工業が出現する。ところが、大工業は雇主と労働者との関係を一変する結果をもたらす。・・・産業生活のこうした新しい諸条件は、自然に新しい組織化を要求する。しかし、以上の変化の達成は極度に速いために、対立する諸利害は、まだ均衡する余裕をもちえないでいる。」¹⁶⁾(／は段落の切れ目、傍点筆者)。

要するに、デュルケム・アノミーは、社会の経済的諸器官相互の接触とその持続性の不十分さを媒介として、社会変動と因果的に連関するわけであるが、しかし、デュルケムにあっては、アノミーと社会変動との一般的因果連関のみが論じられているわけではない。産業中心型社会を出現せしめるような社会変動過程に内在的な種々の具体的契機がアノミーの現象化に介在しているということを、デュルケムは明らかに洞察しているのである。このような契機として、大きく2つを識別することができる。ひとつは、産業中心型社会において構造化された欲望の解放 (*déchaînement des désirs*) という契機である。他のひとつは、産業中心型社会において周期的に現出するとされている経済的危機という契機である(デュルケム・アノミーの属性7)。前者は慢性的(*chronique*)アノミーと対応するものであり、後者は断続的(*intermittent*)あるいは尖鋭的(*aiguë*)アノミーと対応するものである。

欲望の解放という契機は、これを現出せしめる2つの下位的契機の総括として把握される。これらの下位的契機とは、ひとつは経済的機能を規定する経済外的諸権威の衰退であり、いまひとつは産業の発展と市場の拡大である。

デュルケムは、経済的機能を規定する経済外的諸権威の衰退という事象が欲望の社会的解放

の契機となり、そのことをとおして慢性的アノミーの現象契機として機能すると認識する。このことは、前項でデュルケム・アノミーの歴史的範疇を確定するさいに着目した、19世紀初頭以来の産業上の諸関係のあらゆる規定からの解放という『自殺論』におけるデュルケムの洞察から明らかである。すなわち、デュルケムによれば、宗教、政治権力、同業組合などによる経済外的諸制約からの産業上の諸関係の脱皮、換言すれば、純粹に経済的な諸機能の経済外的諸機能からの独立（ひとり歩き）によって、欲望があらゆる経済外的規定から解放され、慢性的アノミーが現象するとされているのである。

他方、デュルケムは、同じく『自殺論』において、「この欲望の解放は、産業の発展と市場のほとんどとどまることを知らない拡大によって、いっそう拍車をかけられた。」¹⁷⁾と述べている。したがって、デュルケム・アノミーにおいて、産業の発展と市場の拡大が欲望を解放せしめる（そして、それをとおして慢性的アノミーを現象せしめる）1つの契機として位置づけられていることも明らかである。このことは、また、デュルケム・アノミーと社会変動との一般的因果連関を証左するためにさきに引用した『分業論』におけるアノミー的分業の実例に関するデュルケムの分析からも示唆されている。

このように、経済的機能を規定する経済外的諸権威の衰退によって引き起こされ、産業の発展と市場の拡大によっていっそう促進せしめられる欲望の解放、正しくは欲望の社会的解放という事象が、デュルケム・アノミーの現象契機として把握されうるということは、それが、欲望の様式と欲望達成のための手段へのアクセスのそれぞれに関する規範規定（「職能の序列」の規定と「職能に人々を補充する仕方」の規定）の質的変容を惹起するものである、ということを意味している。前節で考察したように、デュルケム・アノミーの実体は、「職能の序列」の規定と「職能に人々を補充する仕方」の規定とを基軸とした＜規範的機能障害＞に求められるからである。

ところで、欲望の様式と手段へのアクセスに関する規範規定の質的変容には、相異なる2つの側面が同時的に内包されている。ひとつは、欲望の追求・達成を中庸の状態に維持せしめてきた旧来の規範規定の衰退であり、他のひとつは、「物質的満足礼讃」に端的に表わされているように、無限の欲望の追求・達成を方向づけ、当為化するような新たな規範規定の抬頭である。言い換えれば、規範規定の質的変容とは、「職能の序列」の規定および「職能に人々を補充する仕方」の規定とにおいて、それらが中庸の欲望の追求・達成の規定づけから無限の欲望の追求・達成の規定づけへと転換したことを意味しているのである。

こうしてみると、経済的機能を規定する経済外的権威の衰退と産業の発展と市場の拡大という2つの下位的契機は、一方において、欲望の追求・達成を、これを中庸状態に制約していた旧来の規範規定から解放し、他方において、無限の欲望の追求・達成を方向づけ、当為化するのに寄与するものとして理解できるのである。そして、この点にこそ、これら2つの下位的契機が欲望の社会的解放として総括され、かつ、慢性的アノミーの現象契機が欲望の社会的解放

に求められることの基底的根拠を認めることができるのである。なお、規範規定の質的変容については、別の機会に詳述するつもりである。

他方、すでに周知のことであるが、断続的あるいは尖鋭的アノミーの現象契機としてデュルケムが着目するのは、経済的破綻および経済的繁栄の2つの経済的危機である。もっとも、これら二様の経済的危機においてデュルケムが問題としているのは、欲望ないし欲求に関して現に必要とされる規範規定と現行の規範規定との間に存する内容的乖離である、ということができる。

経済的破綻のばあい、この規範規定の内容的乖離はつぎのように表現されている。「実際、経済的破綻が生じるさいには、ある個人を、それまで占めていた地位からそれ以下の地位ににわかに突き落としてしまうような、一種の没落現象がみられるものである。したがって、そのような個人は、その要求を引きさげ、^{フツツ}欲求を制し、前よりもいっそう自制することを学ばなければならない。こと彼らにかんしては、（これまでの）社会のはたらきかけの成果も、すべてむだになってしまふ。道徳教育は、もう一度はじめからやりなおされなければならない。ところが、社会はただちに個人を新しい生活に順応させることはできないし、また不慣れなさらに激しい緊張（contention）を課すことに慣れさせることもできない。」¹⁸⁾（カッコ内筆者）。

つまり、産業界が経済的破綻に陥ちいるばあい、地位の降下という没落現象が惹起されながらも、欲望ないし欲求に関する規範規定がそれに相応的に対応しえないような事態が生ずるとされているのである。個々人に習得されている現行の規範規定（「職能の序列」の規定）は経済的破綻が生ずる以前のより高い地位に相応した欲望ないし欲求の様式を規定しているため、経済的破綻によって低下させられた新たな地位に相応して欲望ないし欲求の様式が現実に規定づけられえないような状態が産み出されるのである。

しかし、ここで留意すべきは、デュルケムが経済的破綻を単純に貧困と等置されうるものとしては捉えていないという点である。デュルケムにとって貧困とは、それ自体で個々人の欲求を限定しうるものであるからである。¹⁹⁾むしろ、ここで経済的破綻といばあい、それは端的に経済的不況を意味していると考えられる。より適確にいえば、社会の状態が欲望の解放・拡大に向って進行していく過程に内在する一種の反動状況として位置づけられるものである。

経済的繁栄の危機においては、規範規定のその現実的必要からの内容的乖離は、つぎのように表わされている。「（危機が勢力と富の突然の増大に由来している）場合も、生活の諸条件は変わってしまうので、それまで欲求を規定してきた尺度は、もはやそのままではありえなくなる。というのは、その尺度は、各種の生産者に帰せられるべき分配をほぼ決定しているので、社会的な諸手段のあり方が変われば、その欲求の段階規定も変わるからである。こうして段階規定（la graduation）は混乱してしまうが、さりとて、新しいそれが、時をうつさず用意されるわけでもない。・・・一時すべての規定が欠如するという状態が生まれる。・・・この動搖がすこしでも深刻になると、それは、各職務への市民の配置を司る当の原理にまでおよ

んでいく。なぜなら、社会のそれぞれの部分の関係が、その動搖によって必然的に変化するから、それらのあいだの関係を表現している理念も、もはやそのまま存続するわけにはいかなくなるためである。」²⁰⁾(カッコ内筆者)。

ここでは、経済的繁栄の危機を契機として惹起される、現に必要とされる欲望ないし欲求に関する規定づけと現行規範規定との内容的乖離が、欲望ないし欲求の段階規定の混乱として、および各職務への市民の配置の規定原理の崩壊として洞察されている。前者が「職能の序列」の規定の形骸化を、後者が「職能に人々を補充する仕方」の規定の形骸化を照射していることはいうまでもない。すなわち、経済的繁栄によって、従来の欲望ないし欲求の規定尺度が現実的意味を喪失し(つまり、現行の欲望ないし欲求の段階規定に混乱をきたし)、かつ新たな現実に相応した尺度ないし段階規定が用意されないままであるため、それぞれの職能に応じた欲望ないし欲求の様式が規定されないままに放置され(「職能の序列」の規定の形骸化)，さらにこれに加えて、各職務への市民の配分に関する現行の規定が非現実的なものとして無視され、欲望達成ないし欲求充足の手段へのアクセスが脱規定的状態においやられる(「職能に人々を補充する仕方」の規定の形骸化)，とされているのである。

要するに、断続的あるいは尖鋭的アノミーの現象契機として経済的破綻あるいは経済的繁栄といった経済的危機が位置づけられるのであるが、これは、経済における景気循環それ自体が問題とされているからではない。拡大再生産的に展開される景気循環に内在した現に必要とされる欲望ないし欲求に関する規定づけと現行規範規定との内容的乖離が注目されているからこそ、そのような経済的危機が、デュルケムに即して、断続的あるいは尖鋭的アノミーの現象契機とされるのである。このような規範規定の内容的乖離といった事態においては、「職能の序列」の規定および「職能に人々を補充する仕方」の規定とが人々によって正当視されなくなり、したがって、これらの規範規定が職業活動をとおして達成・充足されるべき欲望ないし欲求を中庸化しうるほどに機能しえなくなるからである。

ところで、本項においては、デュルケム・アノミーを慢性的アノミーと断続的あるいは尖鋭的アノミーとに峻別して考察してきた。これら2種のアノミーの現象契機にすでにみたような差異が存するからである。しかし、このようなデュルケム・アノミーの2区分は本質的で絶対的なものであるとはいえない。なぜなら、経済的危機が生じるさいに断続的あるいは尖鋭的に現象するアノミーそれ自体は、少なくとも商工業の世界では、慢性的に状態化しているとされているからである。つまり、デュルケムにあっては、断続的あるいは尖鋭的アノミーと慢性的アノミーとはその実体において同質だとされているからである。『自殺論』におけるつぎの章句はこのことを如実に物語っている。

「・・・アノミーが、・・・もっぱら断続的な発作として、またもっぱら尖鋭な危機の形態のもとに生ずるにすぎないならば、それは、たまに社会的自殺率の変動をうながすことがあっても、変動の規則的・恒常的要因となることはできないであろう。しかし、現実にアノミーが

慢性的状態にあるような社会生活の一領域がある。商工業の世界がそれだ。」²¹⁾

このようにデュルケム・アノミーの2区分が本質的で絶対的なものでないということは、慢性的アノミーの現象契機としての欲望の社会的解放と断続的あるいは尖鋭的アノミーの現象契機としての経済的危機といった区分が相対的なものでしかないことに起因している。結論だけを示せば、経済的破綻や経済的繁栄といった経済的危機は、欲望の社会的解放という社会の一般的傾向の特殊な具現形態として位置づけられるからである。あるいは、欲望の社会的解放という一般的契機が経済的危機として特殊化されているといえるからである。結局、欲望の社会的解放を一般的契機として慢性的に状態化するアノミーが、経済的危機を特殊的契機として断続的あるいは尖鋭的にそれゆえ特殊的に現象すると解することができる（たとえば、アノミー的分業の一例としてあげられている恐慌は、一面において慢性的アノミーの結果現象として把握され、それゆえ、他面において慢性的アノミーが断続的あるいは尖鋭的アノミーへと転化して現象するさいの契機としても位置づけられる）。

第3項 現象様態

第1節で指摘しておいたように、デュルケム・アノミーの属性11として、アノミー現象の常態性をあげることができる。つまり、デュルケムは、（少なくとも商工業の世界においては）アノミーの現象をノーマルなものとして、常態として捉えているのである。このことは、『自殺論』におけるつぎの記述に端的に表現されている。「社会のその部分（商工業の世界）を支配している沸騰状態(l'effervescence)，またそこから他の部分に波及していく沸騰状態は、以上のようにして生じる。つまり、それは、危機とアノミーの状態が、そこに不断に存在し、いわば常態(normal)になっているからである。階級の上下をとわず、^{エシニル}^{コソブクテイース}欲望が刺激されているが、それは最後的に落ち着くべきところを知らない。」²²⁾（カッコ内宮島、傍点筆者）。

ところで、アノミーの現象が常態として把握される理論的根拠は、デュルケムに内在するかぎり、すでに前項での考察のうちに内包されているといえる。すなわち、アノミーは欲望の社会的解放を一般的契機として慢性的に状態化しているとする認識そのものから、デュルケム・アノミーの現象の常態性という属性を理論的に導出することができる。それは、第1に、アノミーが慢性的に状態化しているとするデュルケムの認識それ自体のなかにアノミー現象の常態的把握への視点が包含されているからであり、第2に、より本質的には、欲望の社会的解放というアノミーの現象化に介在する一般的契機が、一定の歴史的制約を受けながら社会的に構造化され、社会の支配的なありようとして現象するという性格を有しているからである。

第1の点に関しては、「・・・現実にアノミーが慢性的状態にあるような社会生活の一領域がある。」²³⁾（前出）という文言中の「慢性的」という語と「状態」(l'état) という語の意味を

確定すれば十分である。ここで、「慢性的」といえば、それはアノミーの現象がたんに偶然的、一時的であるのではなく、逆に、必然的、恒常的であることを意味している（偶然的、一時的現象にとどまるかぎり、それはけっして慢性的たりえないからである）。また、「状態」という語は、アノミーの現象が相当期間持続的に存続していることを意味していると解する。したがって、アノミーの慢性的状態化というデュルケムの認識は、そのままアノミー現象の常態化の認識に等置されうると考えることができる。

つぎに、第2の点、すなわち、欲望の社会的解放の社会構造的連関とその解放が社会の支配的ありようとして現象しているということから、現象の常態性というデュルケム・アノミーの属性が導出される点に関して考察する。前項で考察したように、欲望の社会的解放が歴史的、社会的に構造化されたものにはかならないというのは、この欲望の社会的解放が、経済的機能を規定する経済外的諸権威の衰退によって引き起こされ、産業の発展と市場の拡大によって促進せしめられたものであり、環節的類型から組織的類型へと移行する社会の構造的変動過程に出現した産業中心型社会における特殊的社会構造つまり社会の諸器官・諸機能の特殊的連関様式に起因するものであるとされているからである。

このように歴史的、社会的に構造化されたものにはかならない欲望の社会的解放は、しかし、たんにその構造的源泉を産業中心型社会のなかに有しているだけにとどまらない。それは、さらに、社会の支配的ありようとして現象している、とデュルケムはみるのである。このことは、欲望を神聖化し、欲望を人間のあらゆる法よりも上位におくような「物質的満足礼讃」への彼の着目に端的に表われているし、また、本項冒頭の引用文中「階級の上下をとわず、欲望が刺激されている」という章句のなかにも認められる。

こうして、欲望の社会的解放が産業中心型社会にその構造的源泉をもち、かつその社会の支配的ありようとして現象しているのであれば、この欲望の社会的解放を一般的現象契機として現象するデュルケム・アノミーは、その現象様態において本質的に常態的とならざるをえない。現象契機それ自体が歴史的、社会的に構造化され、かつ社会の支配的ありようとなつていれば、そのような契機をとおして結果される社会現象（アノミー現象）もまた歴史的社會の構造的特性が当の社会の支配的ありようとして状態化された現象にはかならないことになり、そして、こうして状態化された現象は、必然的に当の社会において常態的に存続することになるからである。

以上のように、デュルケム・アノミーの現象様態の内実として現象の常態性を析出することができるるのであるが、この点と関連して留意すべきことがなおいくつかある。

第1に、デュルケム・アノミーの現象様態が常態的であるといつても、それは、すでに示唆されているように、一定の歴史段階にある社会すなわち産業中心型社会においてのみいえることであって、あらゆる歴史的社會に普遍的に妥当するものではない。つまり、没歴史的意味で常態的であるのではないのである。このことは、デュルケム・アノミーが産業中心型社会をそ

の歴史的範疇としていること（本節第1項）を想起すれば、いっそう明確である。

第2に、これもすでに示唆されていることだが、常態的に現象するとされているアノミーとは、前項で用いた用語法にしたがえば、慢性的アノミーに限定されるのであって、その特殊具現形態としての断続的あるいは尖鋭的アノミーをも含むものではない。とはいっても、断続的あるいは尖鋭的アノミーもまた、たんに一時的、偶然的に現象するものではない。経済的危機の2側面——経済的繁栄と経済的破綻——が周期的に繰り返えされる以上、それを契機としてこの種のアノミーも周期的に現象することになる。しかし、理論的にみるかぎり、このような断続的あるいは尖鋭的アノミーは、経済的危機が存しないばあいには現象することなく、その意味で常態的に現象するとはいえないのである。

もっとも、断続的あるいは尖鋭的アノミーの概念は、それ自身において常態的現象の属性を排斥するものである。しかし、断続的あるいは尖鋭的アノミーの基底には慢性的アノミーが位置しているということを想起するならば、この種のアノミーは、その現象様態において常態的であるような一般化された慢性的アノミーが、経済的危機に特殊的に媒介されたばあいに、断続的あるいは尖鋭的に現象したものとして解されるべきである。それゆえ、常態的アノミーの範疇から断続的あるいは尖鋭的アノミーが排除されるといつても、それは、デュルケム・アノミーがつねにかつ無媒介的に断続的あるいは尖鋭的に現象するものではない、ということを意味しているにすぎないのである。

第3に、アノミー現象の常態性の認識からすれば、この現象は当該社会において「ノーマル」であるとして位置づけられる。しかし、『分業論』および『自殺論』をとおして明らかであるように、アノミーは、^{常態的}に現象するとはいって、本質的には異常なもの、^{病理的}なものとして捉えられなければならない。これを換言すれば、本質的に異常なるもの、病理的なもの（アノミー）が「ノーマル」なものとして現象するという転倒された社会の構造的・状況的様式についての認識が、デュルケムがアノミーの現象を常態的なものとして把握することのうちに内在しているのである。つまり、アノミー現象の常態性の認識は、本質的に異常で病理的なアノミーが一定の社会においてすでに所与の前提として状態化されており、それゆえにこそ「ノーマル」なものとして現象している、という社会の転倒したありようを指摘しているのである。そして、さらに、このことは、断続的あるいは尖鋭的アノミーをしてその特殊具現形態たらしめる慢性的アノミーこそが——ドラスティックに現象するのが前者であるとはいって——社会の根源的病理性を内包しているのである、ということをさし示している。

第4に、第3の点と関連して、アノミーの現象を常態的なものとして把握するデュルケムの認識から、デュルケム・アノミーの社会構造的連関を析出することが可能となる。これは、さきに考察したように、デュルケム・アノミーの一般的現象契機としての欲望の社会的解放がすべて社会構造的事象であることからの必然的帰結であるが、この点に関しては、その理論的限界性と止揚の方向性とともに、稿を改めて詳述したい。

第4項 現象範域

デュルケム・アノミーの現象範域は、社会の空間的範域と機能的領域——全体社会の機能的分野——の2つにおいて考察される。まず、社会の空間的範域からみてみると、デュルケム・アノミーはその現象範域として全体社会を指定しているといえる（デュルケム・アノミーの属性18の前半）。このことは、少なくとも3つの点から証左される。

その第1の点は、デュルケム・アノミーの実体が規範的機能障害に求められているということである。第3節で展開された内容に即するかぎり、規範的機能障害が全体社会の次元に位置することは論を待つまでもない。その意味で、デュルケム・アノミーは全体社会をその現象範域としているといえるのである。

第2の点は、デュルケム・アノミーの現象契機としての欲望の社会的解放と経済的危機とが全体社会の構造的変動に起因している（本節第2・3項参照）ということである。現象契機が全体社会の構造的変動に起因する以上、結果される現象も必然的に全体社会をその範域とすることになる。

第3の点は、デュルケム・アノミーの実践的超克方法としての同業組合または職業集団の再建が全国的規模で企図されているということである。以下、この点に関してデュルケムの叙述に即しながら簡単に考察してみる。

デュルケムは、アノミーを超克する実践的方法として同業組合または職業集団の再建を提起している（デュルケム・アノミーの属性17）。したがって、この同業組合または職業集団の再建がどのような範域において企図されているかを知ることによって、あるいは、逆に、同業組合または職業集団の欠如がどのような範域において問題とされているかを知ることによって、デュルケム・アノミーの現象範域を確定することが可能となる。そこで、この点とかかわる文言をいくつか『分業論』第2版「序文」から拾い出してみることにする。

「……一国の物質的道徳的集中化とその成果である大工業とが、人びとの精神(esprits)を新しい欲望にむかって解放し、新しい欲求にめざめさせ、これまで知られていなかった動きを趣味や嗜好にみちびきいたれたとき、旧慣をかたくなに固執してきた同業組合が、このような新しい要求に応じきれない状態にあったのである。けれども、全国的同業組合になると、その大きさと複雑さという理由そのものによって、こうした危険にさらされることはないとであろう。」²⁴⁾(傍点筆者)。

「かつて同業組合は自治都市組織の基本的構成区分であった。かつては自律的な有機体であった自治都市が、自治都市的市場が国内市場に吸収されていったように、国家のなかに姿を消していくまでは、同業組合もまた、それにみあった変化をとげ、国家の基本的な構成区分に、政治の基礎的単位になるにちがいないと考えることは、はたして正しいといえないだろう

か。社会は、こんにちもなおそれが存在している状態のままに、すなわち地域的諸区画の並列的な一集合体としてとどまるのではなくて、さまざまな全国的同業組合の一大組織となるであろう。」²⁵⁾(傍点筆者)。

「われわれに欠けているものは、すべて、共同生活の正常な機能にとって必要な諸器官の組織（同業組合）である。このような構成的欠陥は、あきらかにその社会の一地方にかぎられた局地的な病（un mal）ではない。それは、まさしく有機全体に影響する全身にわたる疾患（une maladie）である。したがって、この疾患をなくそうとする企ては、きわめて広範な結果をもたらさずにはおかないのである。この企図（同業組合の再建）が関心をよせるところは、社会体の一般的健康（la santé générale du corps social）なのである。」²⁶⁾(傍点およびカッコ内筆者)。

これらの文言から、アノミーの実践的超克方法としての同業組合または職業集団の再建にさし、デュルケムが、これらの集団にかつて課せられていた地域的制約を除去し、全国的規模での再建の必要性を強調していることが理解できる。同業組合（または職業集団）の欠如は、社会の一地方に限られた局地的な欠陥ではなく、有機全体に影響する全体的疾患だからである。要するに、デュルケムにとって、同業組合または職業集団の再建は、全国的規模で企図されてこそ意味があったのである。言い換えれば、一国の全体をその存立範域とするような同業組合または職業集団の欠如こそが問題であったのである。

してみれば、同業組合または職業集団の再建範域に関するデュルケムのこのような認識に即するかぎり、アノミーは、局地的にではなく、全国的規模で、社会全体をとおして現象することになる。つまり、デュルケム・アノミーは、空間的に捉えるかぎり、国民社会の全体、その意味での全体社会をその現象範域としている、といえるのである。

以上、デュルケム・アノミーの空間的現象範域を考察してきた。つぎに、社会の機能的領域の観点からみたばあい、この現象範域はどのように確定されうるかを見てみる。

ここで、本論で扱っているデュルケム・アノミーが、経済的アノミー、すなわち経済社会において生起する事象を中心として現象するアノミーに限定されていることを想起したい（第1節参照）。のことから、社会の機能的領域の観点からみたばあい、端的に、デュルケム・アノミーは必然的に経済社会をその現象範域として指定している、ということができる。そして、この経済社会の実体は、第3節で＜規範的機能障害＞を分析するさいに関連的に言及されてるように、社会の諸器官としての個々人が営む職業活動の連関的総体として把握される。してみれば、結局、デュルケム・アノミーの機能領域的現象範域は、そこにおいて職業活動——それがなんであれ——が展開されているような社会的領域に限定されている、ということになる。

このことは、前節第5項で分析したように、デュルケム・アノミーの主要標識としての＜規範的機能障害＞の1つの次元を成す規範の社会的機能障害が、職業活動をとおして充足される

経済的器官の現実的扱い手としての個々人の経済的利得欲求を中心化しないような規範的状態、として総括されるということから、つまり、個々人の営む職業活動がデュルケム・アノミーの1つの基本的な概念的構成要素として位置づけられうるということから、より本質的に証左される。

このように、社会の機能的領域の観点からすると、デュルケム・アノミーそれ自体の現象範域は、経済社会に、より適確にいえば、職業活動が展開される社会的領域に確定されうるのであるが（デュルケム・アノミーの属性18の後半）、これを、デュルケムは、アノミーの現象形態別に、すなわち、慢性的アノミーと断続的あるいは尖鋭的アノミーの別において捉え直している。すでに本節第2項で引用してあるところだが、デュルケムは、『自殺論』においてつぎのように述べている。「…アノミーが…もっぱら断続的な発作として、またもっぱら尖鋭な危機の形態のもとに生じるにすぎないならば、それは、たまに社会的自殺率の変動をうながすことがあっても、変動の規則的・恒常的要因となることはできないであろう。しかし、現実にアノミーが慢性的状態にあるような社会生活の一領域がある。商工業の世界がそれだ。」²⁷⁾（前出）。

文字どおり解釈するならば、この文言からとりあえずつぎの2点が引き出される。ひとつは、アノミーが慢性的状態であるような、つまり常態的に現象しているような社会の機能的領域は、商工業の世界に限定されているということである。他のひとつは、アノミーが断続的あるいは尖鋭的に現象するような社会の機能的領域は、商工業の世界に限定されないということである。

しかし、これらのこととは、本論におけるこれまでの論理展開と必ずしも相応するものではない。主たる矛盾点は2つである。ひとつは、慢性的アノミーと断続的あるいは尖鋭的アノミーとの間で、その現象範域において差異がみられるか否かという点に関するものである。ここでの引用文から剔出したところによれば、慢性的アノミーの現象範域は商工業の世界に限定され、他方、断続的あるいは尖鋭的アノミーの現象範域は必ずしもこのようないくつかの領域に限定されるものではないとされている。しかし、本節第2・3項で考察したところによれば、断続的あるいは尖鋭的アノミーは、一般化された慢性的アノミーの特殊具現形態として位置づけられる。言い換えれば、断続的あるいは尖鋭的アノミーの基底には慢性的アノミーが位置しているのである。これからすれば、慢性的アノミーの現象しない領域では断続的あるいは尖鋭的アノミーも現象しえないことになり、あるいは、断続的あるいは尖鋭的アノミーが現象している領域では、その基底に慢性的アノミーもまた現象していることになり、したがって、これら2種のアノミーの間でその現象範域に差異を求めるることは論理的に困難となる。

いまひとつの矛盾点は、現象契機の一般性と現象範域の特殊性という、慢性的アノミーの概念化における論理矛盾に求められる。つまり、慢性的アノミーの現象範域がかりに商工業の世界に限定されるとすると、この種のアノミーの現象契機（欲望の社会的解放）が少なくとも経

済社会の諸領域をとおして一般的でありながら（本節第2項参照），その現象範域は商工業の世界という特殊な領域に限定されるという矛盾が生ずるのである。これを言い換えれば，ここで取り上げた引用文の内容からすれば，慢性的アノミーの現象範域は商工業の世界に限定されることになるのだが，しかし，この種のアノミーの現象契機に即して捉えるかぎり，その現象範域は必ずしも商工業の世界に限定されることなく，少なくとも経済社会一般をその現象範域としている，ということになる。

この第2の矛盾は，商工業の世界を，社会の諸器官としての個々人の営む種々の職業活動がそこにおいて不斷に展開されているような経済社会として拡大的に捉え直せば，おのずから解決しうるものである。つまり，慢性的アノミーの現象範域が商工業の世界に限定されているとする認識を，デュルケム・アノミーは経済社会において——それが経済的アノミーである以上当然のことだが——慢性的に状態化され，それゆえ常態的に現象している，として理解し直すのである。

そして，これを受け，第1の矛盾点に関してもつぎのように理解しておきたい。すなわち，経済社会は商業と工業とから成る中核的領域（本来の商工業の世界）とその他の職業活動が展開される周辺的領域とに二分され，その両方の領域においてともにアノミーは慢性的に状態化しているのであるけれども，しかし，前者の領域では，さらにこの状態が不斷に顕在化されており，アノミーが不断にドラスティックに現象しているのに対し，後者の領域では，アノミーは慢性的に状態化されているものの，それは前者の領域に比してさほど顕在的でなく，その現象は，経済的危機を媒介として，断続的に顕著になったり，一時的に尖鋭化したりするにすぎない，と解するのである。

このようにして2つの矛盾が解決されうるならば，デュルケム・アノミーそれ自体の機能領域的現象範域として経済社会を指定することは論理的に妥当である，ということができる。

注

- 1) Lacapra, D. "Emile Durkheim:Sociologist and Philosopher" Cornell Univ. Press, 1972, pp. 183—184。
- 2) Giddens, A. op. cit., p. 99. 大塚先訳，前掲書，117頁。
- 3) 宮島喬，前掲論文，1970年，24頁。
- 4) Durkheim, É. "De la division du travail social" 1973, op. cit., p. 360. 田原訳，前掲書，355頁。
- 5) ibid., p. 108. 前掲邦訳書，135頁。
- 6) ibid., p. 157. 前掲邦訳書，178頁。
- 7) ibid., p. 169. 前掲邦訳書，187頁。
- 8) ibid., p. 237. 前掲邦訳書，248頁。
- 9) ibid., p. 244. 前掲邦訳書，253頁。
- 10) ibid., p. 356. 前掲邦訳書，352頁。

- 11) ibid., p. 357. 前掲邦訳書, 353頁。
- 12) ibid., p. 405. 前掲邦訳書, 391頁。
- 13) Durkheim, É. "Le suicide" op. cit., pp. 283—284. 宮島訳, 前掲書, 1968年, 213—214頁。
- 14) ここで産業社会といわずにあえて産業中心型社会という用語を用いたのはつぎの理由による。すなわち、産業社会という用語を用いると経済社会という用語法が連想されうるが、本論におけるこの用語法は、社会の1つの機能的領域としての経済的領域をさし示しており、したがって、これからの類推によって、産業社会という用語法が社会の特殊機能的領域の1つとしての産業の分野を捉えていると解される可能性をとどめており、このばあいには、社会全体が産業関係を中心として再編成されるような全体社会の動向が把握されることに必ずしもならないからである。また、ギデンスが指摘しているように、デュルケム自身産業社会という用語を使っていないからである。Giddens, A. op. cit., p. 203. 犬塚訳, 前掲書, 236頁。
- 15) Durkheim, É. "De la division du travail social" 1973, op. cit., pp. 360—361. 田原訳, 前掲書, 355—356頁。
- 16) ibid., pp. 361—362. 前掲邦訳書, 356—357頁。
- 17) Durkheim, É. "Le suicide" op. cit., p. 284. 宮島訳, 前掲書, 1968年, 215頁。
- 18) ibid., p. 280. 前掲邦訳書, 210頁。
- 19) ibid., p. 282. 前掲邦訳書, 212頁。
- 20) ibid., pp. 280—281. 前掲邦訳書, 211頁。
- 21) ibid., pp. 282—283. 前掲邦訳書, 213頁。
- 22) ibid., pp. 284—285. 前掲邦訳書, 215頁。
- 23) ibid., p. 283. 前掲邦訳書, 213頁。
- 24) Durkheim, É. "De la division du travail social" 1973, op. cit., pp. XXIX—XXX. 田原訳, 前掲書, 22頁。
- 25) ibid., p. XXXI. 前掲邦訳書, 23頁。
- 26) ibid., p. XXXIV. 前掲邦訳書, 25頁。
- 27) Durkheim, É. "Le suicide" op. cit., pp. 282—283. 宮島訳, 前掲書, 1968年, 213頁。

第5節 デュルケム・アノミーの概念的総括

以上、『分業論』および『自殺論』からデュルケム・アノミーの諸属性を剔出し、それを拠り所としてデュルケム・アノミーの概念的標識と概念的枠組について分析・考察してきた。本節では、まず、これまでの分析・考察結果を総括し、ついで、デュルケム・アノミー概念の中心的事項であるところの規範の連関構造について少しく検討を加え、最後に、デュルケムのアノミーの概念化に内在するいくつかの問題にコメントを行なってみたい。

第1項 デュルケム・アノミーの概念定義

第2節および第3節でデュルケム・アノミーの概念的実体が<道徳的非統合性>の標識と<規範的機能障害>の標識とによって識別されることが考察された。したがって、デュルケ

ム・アノミーの概念は、これら 2つの標識の意味内容を基礎として定義されることがある。

まず、<道徳的非統合性>について振返ってみてみると、これは、道徳の社会的統合化機能の喪失として、言い換えれば社会の道徳的統合性の喪失として表現されるような道徳的機能障害を意味しており、そして、その内実においては、特定の社会における道徳が、その社会構造との相応性を欠如することによって、社会的諸機能の調整能力ないし生活の組織化能力を喪失している状態を指定しているのである。それゆえ、このことからすれば、デュルケム・アノミーの概念は、道徳が社会的諸機能を調整したり生活を組織化したりする能力を喪失しているような道徳的機能障害として、ひとまず定義されることがある。

ところで、ここで想起したい点が 2つある。ひとつは、デュルケムにおいて、道徳は規範の本質として位置しているということ、換言すれば、道徳は規範をとおして現実化しているということである。他のひとつは、本稿で問題としているアノミーとはあくまでも経済的アノミーであり、したがって、ここでいう社会的諸機能とは社会の経済的諸機能をその中核としており、また、生活の組織化とは（社会の器官としての）個人の職業生活の組織化をその中核としているということである。この 2つの点に留意しながら、つぎに、<規範的機能障害>について振返ってみる。

<規範的機能障害>とは、まず、特定の社会における規範的総体もしくは個別諸規範の連関において規範機能が遂行されえないような社会状態を識別するところの総括的標識である、として定義される。そして、このように定義される<規範的機能障害>の範疇には、社会の規範化機能の障害と規範の社会的機能障害という 2つの次元が内包されている。いずれの次元においても、ここで論議されているのが経済的アノミーであるため、職業活動を規定する諸規範つまり「職能の序列」の規定と「職能に人々を補充する仕方」の規定とが問題となる。したがって、社会の規範化機能の障害は、「職能の序列」の規定と「職能に人々を補充する仕方」の規定の両者もしくはそのいずれかに関して、これらの規定そのものの欠如として、あるいは規定の内容的正当性の欠如として把握されることになる。他方、規範の社会的機能障害は、「職能の序列」の規定と「職能に人々を補充する仕方」の規定とのいずれかあるいはその両者が、遵守的義務とサンクションの体系化として、かつ行為の方向性の付与とその履行の当為化として機能しないがために、あるいはこれら 2つの機能が相互に矛盾しているために、職業活動をとおして充足される、経済的器官の現実的担い手としての個々人の経済的利得欲求を中庸化しないような規範的状態である、として定義される（規範の社会的機能として遵守的義務とサンクションの体系化および行為の方向性の付与とその履行の当為化の 2つが指定されていること、かつこれらの規範機能が職業活動をとおして充足される経済的利得欲求を中庸化すべく機能として総括されることを想起されたい）。

このように<規範的機能障害>は分析的には 2つの次元に峻別されて考察されたのであるが、しかし、デュルケム自身がいよいよ、「職能の序列」の規定にしろ「職能に人々を補充

する仕方」の規定にしろ、これらの規範規定それ自体がまったく欠如しているような社会は、理論的にも歴史事実的にも想定することが不可能である。¹⁾これらの規範規定は、特定の歴史的社会に特殊固有な具体的規定であるのではなく、逆に、その個別具体的内容がどうであれ、種々の職業（職能）の相対的評価と社会構成員の職業活動（職能）へのかかわり方とを規定するあらゆる規範規定の総称として把握されるべきであるからである。換言すれば、「職能の序列」の規定および「職能に人々を補充する仕方」の規定は、個々の歴史的社会においてその内容が個別具体的に規定されておりながらも、その個別具体的な内容が種々の職業の相対的評価と社会構成員の職業活動へのかかわり方のそれぞれの規定として一般的に総括されうるという意味で、歴史的社会一般において構造化されているからである。

してみれば、社会の規範化機能の障害として実際に問題となるのは、「職能の序列」の規定と「職能に人々を補充する仕方」の規定の両者もしくはそのいずれかが内容的正当性を欠如しているばかり、つまり、これらの規範規定のうち少なくとも1つが内容的に社会構造との相応性を喪失し、社会の大部分の人々によって正当視されえていない状態に限定されることになる。「職能の序列」の規定もしくは「職能に人々を補充する仕方」の規定のいずれかあるいはその両者の規定そのものの欠如という状態は、その内容において社会の大多数の人々によって正当視されえていないような旧来の規定が因襲的に存続し、それに代わって社会構造と内容的に相応する新たな規定がいまだ出現していないような状態としてのみ問題となる。このばかりでも、2つの規範規定の内容的正当性が一面において問題とされているのはいうまでもない。

さらに、第3節第3項において考察したように、デュルケムがアノミーの概念的範疇においてこのような規範の内容的正当性を問題とするばかり、規範的効力の喪失こそがその中心的関心事として位置づけられている、といってさしつかえない。つまり、「職能の序列」の規定および「職能に人々を補充する仕方」の規定が内容的に社会構造との相応性を喪失し、人々によって正当視されえていない状態は、これらの規範規定の社会的機能障害として問題とされているのである。

以上の諸点を踏まえれば、結局、社会の規範化機能の障害は、規範の社会的機能障害として顕現することになる。しかし、このことは、規範の社会的機能障害がすべて社会の規範化機能の障害に、より適確にいえば規範規定の内容的不正当性に起因している、ということを意味するものではない。〈規範的機能障害〉がデュルケムに即して2つの次元に分析的に峻別されうるということは、1つのそれなりの基本的意義を有しているのである。ある特定の社会において規範規定がその社会構造と内容的に相応しており、大部分の社会構成員によって正当視されていたとしても、そのような規範規定が社会的機能障害に陥ちいることもありうるからである。すでにみたように（第3節4項の〔二〕）、デュルケムは、「進歩の教説」なり「物質的満足礼讃」なりをとおして無限の欲望の追求・達成が規範的に方向づけられ當為化されている、ことを認識している。この「進歩の教説」なり「物質的満足礼讃」なりは、まさに、デュルケム・

アノミーの土壤であるところの産業中心型社会構造に相応して出現したとされているのであり、さらに「職能の序列」の規定および「職能に人々を補充する仕方」の規定と内容的に連関するものであるから、これら後者の規範規定もまた産業中心型社会構造に相応した内容をもつことになる（典型的には「職能に人々を補充する仕方」の規定の内容において業績主義が貫徹することになる）。²⁾にもかかわらず——むしろ、それだからこそ——これらの規範規定をとおして、個々人の経済的利得欲求が中庸化されえないような状態——経済的諸器官相互の均衡化の崩壊、個々人の経済的利得欲求とその充足手段との均衡化の崩壊、充足手段へのアクセスの社会構造的制約——が産み出され、デュルケムの規範機能の認識に即するかぎり、規範の社会的機能障害が結果されることになるのである（第3節5項参照）。

とまれ、社会の規範化機能の障害が規範の社会的機能障害として顕現するということ、換言すれば、分析的に2つの次元に峻別された＜規範的機能障害＞がそのうちの1つの次元としての規範の社会的機能障害のなかに集約されているということから、デュルケム・アノミーの概念はつぎのように定義されることができる。すなわち、デュルケムに内在して概念化されるアノミーとは、「職能の序列」の規定および「職能に人々を補充する仕方」の規定という2つの規範規定のいずれかもしくはその両者が、個々人の営む職業活動に関して、これを規定するようつまりその経済的利得欲求を中庸化しうるよう機能しえなくなっているような規範的機能障害である、と。

これをいま少し敷衍すれば、これら2つの規範規定のいずれかもしくはその両者が、特定の社会においてその社会構造との内容的相応性を喪失し、大多数の社会構成員から正当視されえなくなることから、あるいは社会構造との内容的相応性を維持し、大多数の社会構成員から正当視されていても、その内容の特殊歴史的被規定性のゆえに、職業活動をとおして充足されるべく経済的利得欲求を中庸化しえないような、つまり各職能に位置づけられた経済的諸器官相互を均衡化し、またこの経済的諸器官の現実的担い手たる個々人の経済的利得欲求とその充足のための手段とを均衡化することによって種々の職能に相応的な経済的利得を規定するよう機能しえなかったり、あるいは経済的利得欲求を充足するための手段へのアクセスを規定するよう機能しえないような規範的機能障害の状態として、デュルケム・アノミーの概念を定義することができる。

さきに＜道徳的非統合性＞に基いてなされた定義では、道徳が社会的諸機能を調整したり生活を組織化したりする能力を喪失しているような道徳的機能障害がアノミーとして把握されたのであるが、このような道徳的機能障害は、ここでは、個々人の営む職業活動をとおして充足される経済的利得欲求を中庸化しえないような、換言すれば、経済的利得欲求を中庸化しうるよう職業（職能）の相対的評価と社会構成員の職業活動（職能）へのかかわり方のそれぞれを規定しえないような規範的機能障害として、より現実化されて捉え直されている。

しかし、デュルケム・アノミーの概念は、以上のように定義されるだけでは十分でない。第

4節でみたように、デュルケム・アノミーの概念は、その歴史的範疇・現象契機・現象様態・現象範域を枠組として理論的に規定されているからである。第4節で展開された内容を考慮に入れるなら、デュルケム・アノミーは、産業中心型社会の出現に歴史的に条件づけられ、空間的には全体社会を、しかし社会の機能的領域からすればその一分野としての経済社会を範域とし、欲望の社会的解放を一般的契機として慢性的・常態的に現象するところの、2つの規範規定つまり「職能の序列」の規定と「職能に人々を補充する仕方」の規定のいずれかもしくはその両者の社会的機能障害として概念定義されうる。そして、断続的もしくは尖鋭的アノミーの概念は、このように定義された（慢性的）アノミーが経済的危機を媒介とし、経済社会の中核に位置する商工業の世界を範域として、よりドラスティックに具現する特殊派生的現象を捉えたものである、という点を付記しておきたい。

とまれ、デュルケム・アノミーの本質は、「職能の序列」の規定および「職能に人々を補充する仕方」の規定という2つの規範規定のいずれかもしくはその両者が、個人の営む職業活動に関して、これを規定するようつまりその経済的利得欲求を中庸化しうるように機能しえなくなっているような規範的機能障害に求めることができるのであるが、この点に関して、いま少し論議しておくべき点がある。それは、デュルケム・アノミーの概念は、コントロール概念をその下位概念として措定しながらも、一面的に〈社会的無規制〉の意味においてのみ理解されるべきではなく、より広く〈社会的無規範〉として捉えられなければならない、ということである。

第2項 社会的無規範としてのアノミー

デュルケム・アノミーの概念がコントロール概念をその下位概念として措定しているということ、あるいは少なくともこの概念と連関しているということは、すでに何人かの研究者によって明らかにされている。たとえば、パーソンズは、デュルケム・アノミーの概念化を可能とする理論的契機としてソーシャル・コントロールと道徳的適合（moral conformity）の2つをあげ、このうちソーシャル・コントロールの視点から、デュルケム・アノミーを、規則の調整体系（a regulatory system of rules）と行為との間で生じるコントロールの崩壊として定義している。³⁾また、宮島は、（『自殺論』における）アノミーを「諸個人の欲求と社会的規範との不統合状態、およびその結果としての欲求の脱規制化の動きを指す概念」として把握し、パーソンズに依拠しながら、「個人の内部にあってかれの欲求や行為を規制している社会的なもの」（傍点原著者）に言及しようとする「『内在的』視角」に着目している。⁴⁾これも、また、コントロール概念がデュルケム・アノミーの概念に内在していることを支持する見解である、といえるであろう。

このようにデュルケム・アノミーの概念がコントロール概念をその下位概念として措定しう

ること、あるいはこれと連関しうるということは、デュルケム・アノミーの本質が職業活動をとおして充足されるべく個々人の経済的利得欲求を中庸化しえないような規範的機能障害に求められる、ということからの論理必然的な帰結である、といえる。

これに対して、デュルケム・アノミーの概念をコントロール概念から切り離して理解しようとする見解もないわけではない。たとえば、大藪寿一は、デュルケム・アノミーと社会解体とを比較検討し、その概念的差異についてつぎのように述べている。「デュルケームによって規定されたアノミーとは規範のない状態であり、人びとにどう行動したらよいかを知らせるにたる十分な規範が欠如している状態である。すなわちそこには規範についての混乱や衝突があり、また適切な規範が欠如しているということが一般に認知されている状態である。この状態は一般に支配的なものとして認知された規範はあるが、それを維持するための統制が欠如している状態よりもはるかに深刻な状態である。後者の状態は社会解体として規定された。すなわち社会解体とは体制化され、一般に支配的なものと認知された規範の個人的行為の上への影響力の崩壊であり、規範のもつ社会的統制力の弱化の状態であり、したがってその分析は行為と規範の一致・不一致に重点をおく。」⁵⁾(傍点筆者)。

ここでは、みられるように、コントロール概念はデュルケム・アノミーの概念から切り離され、社会解体概念と連関せしめられている。しかし、アノミーとして捉えられた規範についての混乱・衝突あるいは適切な規範の欠如と社会解体として捉えられた規範のもつ社会的統制力の弱化との区分は形式的着目にすぎず、むしろ、一面において両者は実体的に一致するものである。規範についての混乱・衝突が生じていたり、規範が適切性を喪失していれば、たとえその規範が支配的なものであったとしても、規範に内在的な社会的統制力(規範の個人的行為への影響力——コントロール)が十分に機能しえないからである。本論においてこれまでに分析・考察したところからすれば、この引用文中で社会解体として捉えられている内容は、デュルケムにとってむしろ、アノミーの概念によって把握されるべきであり、あるいは同じことの別の表現になるが、デュルケム・アノミーの概念はここで把握されているような社会解体概念をも内包している、といえるのである。

デュルケム・アノミーの概念が社会解体の概念を内包しているということは、パーソンズのつぎの記述からも明らかである。「アノミーとは、まさに個人的行為におよぼす規範の支配力が崩壊しているような、この解体状態である。その極限は、ホッブス(Hobbes)にとっては万人の万人に対する闘いであったように、デュルケムにとっては『純粹個人主義(pure individualism)』の状態である。アノミーの状態と正反対にあるのは『完全なる統合(perfect integration)』の状態である。これは、2つのこと——コミュニティにおいて行為を支配している一群の規範的要素が一貫した体系を形成しているということ、および個人におよぼすそのコントロールが現実に効果的であるということ——を意味している。」⁶⁾(傍点は原文のイタリック)。

とまれ、デュルケム・アノミーの概念がコントロール概念をその下位概念として指定しているということ、あるいは少なくともこの後者の概念と連関しているということは、これまでみてきたところから間違いない。であるならば、このコントロール概念はいかなる意味内容を有しているのであろうか。

ここで想起したいのが前項で試みたデュルケム・アノミーの概念定義である。そこでは、デュルケム・アノミーの概念は、「職能の序列」の規定および「職能に人々を補充する仕方」の規定という2つの規範規定のいずれかもしくはその両者が、人々人の営む職業活動に関して、これを規定するようつまりその経済的利得欲求を中庸化しうるよう機能しえなくなっているような規範的機能障害を把握するもの、として本質的に定義された。これによれば、デュルケム・アノミーの概念においては、「職能の序列」の規定と「職能に人々を補充する仕方」の規定のそれぞれに内在する規範機能としてのコントロールが問題とされ、その実体として職業活動をとおして充足されるべく人々人の経済的利得欲求の中庸化が指定されている、ということができる。

そして、この経済的利得欲求の中庸化とは、第3節5項でみたように、①人々人をその現実的担い手とする社会の経済的諸器官相互の均衡化（職能の相対的評価=各社会的器官に与えられる報酬の相対化）、②人々人の経済的利得欲求とその充足手段との均衡化、③充足手段へのアクセスの規定づけ、の3つをその内容としている。このような内容に照らしてみると、ここで問題とされているコントロールが、たんに行為（ここでは経済的利得欲求を充足しようとする職業活動）を抑制するのみならず、さらに行行為を一定方向へと導くものとしても位置づけられている、ことが理解される。経済的諸器官相互の均衡化という点および人々人の経済的利得欲求とその充足手段との均衡化という点からすれば、各個人の職業活動に対する経済的報酬は各職能の相対的評価とこの評価との相応性によって規定されることになり、したがって、各個人の職業活動は、このように規定された経済的報酬の獲得に向かって方向づけられることになるからである。また、充足手段へのアクセスの規定づけという点からすれば、人々人が特定の職能に従事する様式自体がまさに規範的・社会的に方向づけられることになるからである。

このように、デュルケム・アノミーの下位概念として指定される、あるいは少なくともそれと連関するコントロールが行為の抑制としてのみならず行為の方向づけとしても機能するものであるということは、コントロールの概念自体がパッシィブな側面とアクティブな側面とをともに有している⁷⁾ということにもよるが、また、デュルケムが認識する規範機能の抽象的二側面にも起因しているのである。第3節4項で分析・考察したように、デュルケムの規範認識から規範の2つの社会的機能を導出し、抽象化することができる。ひとつは、遵守的義務とサンクションの体系化としての機能であり、他のひとつは、行為の方向づけとその履行の当為化としての機能である。前者の規範機能がコントロールの抑制機能と対応するのに対し、後者の

規範機能はコントロールの方向づけ機能と対応している、といえる。換言すれば、社会的規範が遵守的義務とサンクションの体系化として、かつ行為の方向づけとその履行の当為化として機能するということは、規範が行為の抑制という面においてのみならず行為の方向づけとしてもコントロール機能を有している、ということを意味している。すでにみた、「職能の序列」の規定と「職能に人々を補充する仕方」の規定とが有する経済的利得欲求の中庸化機能は、このような規範の抽象的二機能のコントロール機能としての具現化に他ならないのである。

こうしてみると、デュルケム・アノミーの概念がコントロール概念を下位概念として指定しているといっても、あるいは少なくとも後者の概念と連関しているといっても——むしろ、それゆえにこそ——デュルケム・アノミーの概念的本質を単純に社会的＜無規制＞として捉えきれるものでないことが理解される。「職能の序列」の規定と「職能に人々を補充する仕方」の規定とに内在する経済的利得欲求の中庸化機能としてその具体的意味内容を把握されるコントロール機能は、人々人の行為（職業活動およびこれに従事するための関連的諸行為）を一定の範囲内に制限すると同時に、これを一定の方向へと導くものとしても捉えられなければならないからであり、そして、＜無規制＞という用語がもつ含蓄は、その用語法からうけるニュアンスから判断するかぎり、コントロール機能の前者の側面すなわち抑制機能に限定的に言及している、と解するからである。宮島が「デュルケムの規範の概念は——社会的事実の『拘束性』という語のニュアンスのせいであろうか——一般に消極的・禁止的な性格がつよいと考えられるがちであるが、実際はかならずしもそうではなく、のぞましい価値についての積極的規定を内包していないわけではない。」⁸⁾（一部前出、傍点原著者）と述べているのも、このようなコンテキストにおいて理解しておきたい。

デュルケム・アノミーの概念的本質を一言で要約すれば、*l'état de dérèglement* として定義されることは間違いない。⁹⁾この *dérèglement* の訳語としては従来＜無規制＞の語が充てられてきた。言い換えれば、*dérèglement* の意味は＜無規制＞であると解ってきた。しかし、この *dérèglement* の意味内容（すなわちデュルケム・アノミーの概念的本質）は、すでにみたように、「職能の序列」の規定および「職能に人々を補充する仕方」の規定という2つの規範規定のいずれかもしくはその両者が、人々人の営む職業活動に関して、これを規定するようつまりその経済的利得欲求を中庸化しうるよう機能しえなくなっているような規範的機能障害として、つまりこれら二種の規範規定におけるコントロール機能の喪失として特定される。

したがって、*dérèglement* の訳語として、あるいはその意味として＜無規制＞を充てることは妥当であるといえない。本稿では、この *dérèglement* の語に＜脱規定＞の意味を付している。＜規定＞という用語法には、規範による行為の抑制と方向づけの2つの意味が含まれている。それゆえ、＜脱規定＞という用語法には、行為を抑制しつつそれを方向づけうるような社会的規範に内在的なコントロール機能の喪失という意味が含まれているのである。

このようにしてみてくると、デュルケム・アノミーの概念は、<社会的無規制>としてよりも、むしろ<社会的無規範>として把握されるべきである。もっとも、<社会的無規範>として把握されるべきであるといつても、それが、単純に規範それ自体の欠如のみをつまり規範の社会構造的欠損のみを意味しているのではないことは、前項での考察からして当然である。ここで<社会的無規範>とは、規範の社会構造的欠損と同時に規範の機能的欠損をも同時的に意味しているのである。つまり、旧来から存続している因襲的規範が、その社会構造との不相応性からあるいはその内容の特殊歴史的被規定性のゆえに、もはや行為を抑制したり方向づけたりしうるようなコントロール機能を喪失しておりながらも、このような機能を現に担いうる新たな規範がいまだ出現しえていないような社会状態を意味しているのである。このような意味において捉えられる<社会的無規範>の実体的内容は、すでに前項で考察したところであるが、産業中心型社会の歴史的出現に条件づけられ、空間的には全体社会を、しかし社会の機能的領域からすればその一分野としての経済社会を範域とし、欲望の社会的解放を一般的契機として慢性的・常態的に現象するところの、2つの規範規定つまり「職能の序列」の規定と「職能に人々を補充する仕方」の規定のいずれかもしくはその両者の社会的機能障害として識別される。この社会的機能障害が職業活動をとおして充足される個人の経済的利得欲求を中庸化しえないような社会の規範的状態を意味していることは、いうまでもない。

第3項 デュルケム・アノミー概念に内在的な規範の連関構造

デュルケム・アノミーの概念に内在する諸規範の連関構造については、稿を改めて詳細に論すべきところであるが、デュルケム・アノミーの概念的本質が規範の社会的機能障害に求められる以上、ここで簡単に考察しておくことが必要である。デュルケム・アノミーの概念的本質において問題とされる規範は、すでに明らかであるように、「職能の序列」の規定と「職能に人々を補充する仕方」の規定である。そして、前者が社会的職務の相対的価値と各職務に与えられるべき相対的な報酬、総じて幸福の度合いを職能の序列に占める地位の上下によって定めた規定の総括的名称であり、また、後者が、いろいろな地位が各個人に対してどのように開放されていなければならないかを定めた規定の総括的名称であることも、すでに明らかである（第3節3項および本節1項参照）。それゆえ、これら2種の規範規定は、相互に密接に連関しながらも、それぞれ別箇独立的に位置している、ということもまた明白である。すなわち、「職能の序列」の規定が行為の目標つまり欲望達成あるいは欲求充足それ自体の様式を規定しているのに対し、「職能に人々を補充する仕方」の規定はこのような目標を達成するための手段つまり職能へのアクセスの様式を規定している、といえる。

他方、デュルケム・アノミーの概念は、また、「進歩の教説」とか「物質的満足礼讃」とか

についても、これを社会規範の一種として問題としている。「進歩の教説」とは、『自殺論』における文言に忠実に従うかぎり、無限なものを目指す情念を卓絶した道徳性のしるしとし、可能なかぎり急速な進歩を強調するものであり、また、「物質的満足礼讃」とは、^{アベバイト}欲望を神聖化し、欲望を人間のあらゆる法よりも上位におくものである（第1節および第3節4項の[二]参照）。

したがって、ここで検討されるべきことは2つである。ひとつは、「進歩の教説」と「物質的満足礼讃」とがどのような関係にあるか、ということであり、他のひとつは、「職能の序列」の規定および「職能に人々を補充する仕方」の規定と「進歩の教説」および「物質的満足礼讃」とがどのように連関しているか、ということである。

「進歩の教説」は、「無限のものを目ざす情念は、脱規定的な意識——それは当の意識を苛んでいたる脱規定性を原理にまでしている——のなかでしか生まれないにもかかわらず、つねに卓絶した道徳性のしるしとして説明される。進歩の教説、それも可能なかぎり急速な進歩を強調する教説が、1つの信条となってしまった。」¹⁰⁾（前出、傍点筆者）という『自殺論』の一節とくに傍点箇所からするかぎり、デュルケムによって否定的につまり社会の病理性の1つの現象として捉えられている、と考えることができるかもしれない。事実、大村英昭は、「だがデュルケムにおいては、『物質的欲望の神格化』（apothéose de bien-être、本稿では『物質的満足礼讃』の訳語を用いている——筆者）を通して自殺というネガティブな結果を生むという理由だけでなく、『進歩の教説』そのものに対して懷疑的であったよう見える。少くとも、ダーウィニズムとの結合のもとに主張される淘汰論的（あるいは膨脹主義的）進歩史観にかれは鋭く反対したはずである。『進歩の教説』は、個人主義に対する対抗規範になるどころか、個人主義と相携えて、搾取される自由、搾取のまえの平等を正当化する功利主義（実は俗流化された）に結晶していたからである。」¹¹⁾（傍点およびことわりのないカッコ内は原著者）と述べている。このことは、「進歩の教説」が功利主義的実益の脱規定的追求を産み出している、という指摘として読み取れる。

しかし、デュルケムは、同じく『自殺論』で、「……およそあらゆる進歩と完全性の道徳は、ある程度のアノミーと不可分の関係にある。」¹²⁾としながらも、つぎのように述べている。「社会によってその比重に大小の差はあっても、自己本位主義、集団本位主義、そしてある程度のアノミーと結びついていないような道徳的理想的は存在しない。なぜなら、社会生活は、個人が一定のパーソナリティをもっていること（個的パーソナリティの確認）、個人は集団の要求によってはそのパーソナリティを放棄する覚悟をもっていること（集団要求による個的パーソナリティの放棄）、そして個人にはある程度進歩の觀念を受けいれる用意のあること（進歩の觀念）、などを同時的に想定してなりたっているものだからである。」¹³⁾（カッコ内筆者）。

この記述からするなら、「進歩の教説」それ自体は社会の病理性の現象としてよりも、むし

ろ、あらゆる社会に不可欠な道徳的あるいは規範的構成要素として捉えられなければならない。さらに、社会構造的条件によってこの記述にみられる3つの規範的潮流のいずれかが特定の社会において支配的なものとなることもありうる、とするデュルケムの認識¹⁴⁾を『分業論』で展開された機械的連帶から有機的連帶へというシェーマに照応させるとき、この「進歩の教説」が、個的パーソナリティの確認ないし解放を規定する規範的潮流とともに、有機的連帶を原理とする組織的類型の高度社会において支配的規範として位置することも、確かなことである。これを、ポッジはつぎのように理解している。

「・・・『自殺論』において、デュルケムは、各社会の『道徳的構成』においてこれらのメタノルムの1つが他の2つを凌駕する傾向にある、と論じている。このことから、諸規範は、普遍的であるけれども、多様な成態を呈するのである。ことに、メタノルムのさまざまな『混合』がある社会を他の社会に対して、ある社会のある発達段階を他の発達段階に対して、ある社会のある下位単位(subunit)を他の下位単位に対して特徴づける、と想定される。たとえば、『原初』社会を『発達した』社会と比較するならば、前者においてはメタノルムAがメタノルムBとCに優越しており、他方、後者においてはメタノルムBとCがメタノルムAよりも浸透しており、強力である。」¹⁵⁾

ここで、メタノルムとは規範原則であること、そして、メタノルムAとは集団本位主義と対応するところの共通的善のための自己否定の必要を、メタノルムBとは自己本位主義と対応するところの個人性の推進の当為化を、メタノルムCとはアノミーと対応するところの自己行為をとおしての自己と人類同胞の存在境界の拡大の当為化をその内容としている、ということはすでに第3節4項の[二]から明らかであるが、また、デュルケムのいう3つの規範的潮流に照らし合わせるとき、メタノルムAが集団要求による個的パーソナリティの放棄、メタノルムBが個的パーソナリティの確認、メタノルムCが進歩の観念と相応していることも疑問の余地がない。

してみれば、「進歩の教説」に内在的な進歩の観念は、無限なものを目指す情念としてではなく、自己行為をとおしての自己と人類同胞の存在境界の拡大として捉えられるべきであり（無限のものを目ざす情念は、この自己と人類同胞の存在境界を拡大しようとする意欲の転態化されたものとして把握される）、そして、このように捉えられる進歩の観念は、「進歩の教説」それ自体においてあるいはポッジのいうメタノルムCにおいてそれなりに規定されている、と理解することができるのである。

以上のことから、「進歩の教説」は、有機的連帶を原理とする組織的類型の高度社会において支配的に位置すべき規範として把握されるのであり、それゆえ、これがデュルケムによってアノミーと結合するとされていたとしても、有機的連帶を社会的連帶の支配的原理とすべき高度社会にあっては、「進歩の教説」による規範的支配はノーマルな社会現象として捉えられなければならない、ことが明らかとなる。

しかし、デュルケム・アノミーが有機的連帶を原理とする組織的類型の高度社会への移行過程に出現するところの、あるいは組織的類型の異常形態として把握されるところの産業中心型社会において問題とされている（第4節1項参照）ということを想起するならば、「進歩の教説」もまた、このような特殊的社会形態に相応した特殊具体的な内容をもって現象することになる。結論を先取りしていえば、デュルケム・アノミーの概念的範疇にあっては、「進歩の教説」は「物質的満足礼讃」として特殊具体的に現象する、といえるのである。あるいは、宮島の理解に即していえば、「進歩の教説」は「物質的満足礼讃」へと転態して存することになるのである。¹⁶⁾そして、この点にこそ「進歩の教説」と「物質的満足礼讃」との連関を求めることができるのである。また、「進歩の教説」をデュルケムがネガティブなものとして捉えていけるとする理解がそれなりに可能なのは、この規範の内容が「物質的満足礼讃」をとおして特殊具体的に現象していることにも起因している、といえるのである。

「進歩の教説」に内在的な進歩の観念は、産業中心型社会において無限なものを目指す情念として転態されて捉えられ、そしてこの無限のものを目ざす情念は経済的利得欲求の無限の肥大化として、さらにはより多くの経済的利得欲求の充足を可能にするような職能への従事欲求として実体的に把握される。第4節1項で記してあるように、産業中心型社会とは、産業が個人および社会の至上の目的となっているような社会を意味しており、さらに、産業が個人および社会の至上の目的となっているということは、個々人の経済的利得欲求がその職業活動をとおしてできるだけ多く（無限に）充足されることが社会の支配的かつ最高位の目的となっているということを意味しているからである。そして、経済的利得欲求の無限の充足が社会の支配的かつ最高位の目的となっているということは、「物質的満足礼讃」における欲望の神聖化つまり欲望を人間のあらゆる法よりも上位におくような社会的傾向として結実することになる。このような意味において、「進歩の教説」は「物質的満足礼讃」をとおして特殊具体的に現象する、といえるのである。

ところで、「物質的満足礼讃」は、欲望を神聖化し、欲望を人間のあらゆる法よりも上位におくものであるから、職能の相対的評価とかかわりなく、また欲望を達成すべく手段との均衡を考慮することなく無限の欲望の達成に向けて個々人を方向づけ、そのような行為の履行を当行為化するよう機能する、といえる。したがって、「物質的満足礼讃」を、職業活動をとおして充足されるべく経済的利得欲求の中庸化という規範機能を阻害するものとしてつまり病理的なものとして、位置づけることが可能となる。

すなわち、「進歩の教説」が有機的連帶を原理とする組織的類型の高度社会において支配的でノーマルな規範として位置づけられるのに対して、このような社会の異常形態としての産業中心型社会における「進歩の教説」の特殊具体的現象形態としてのあるいはその転態としての「物質的満足礼讃」は、産業中心型社会構造に相応して支配的に社会の諸領域に浸透しておりながらも——むしろ、そうであるがゆえに——規範的機能障害を惹起するものとして、つまり

病理的な規範として位置づけられることになるのである。こうして、ノーマルな「進歩の教説」の病理的な「物質的満足礼讃」としての特殊的具現化、あるいはノーマルな前者の病理的な後者への転態という規範的連関構造が、デュルケム・アノミーの概念において把握されうるのである。（ここで病理といえばあい、経済的利得欲求を中庸化しえないような社会の機能障害を意味している。）

つぎに、「職能の序列」の規定および「職能に人々を補充する仕方」の規定と「進歩の教説」および「物質的満足礼讃」とがどのように連関しているか、という点の分析・考察を試みよう。しかし、この課題は、「物質的満足礼讃」が「進歩の教説」の特殊具現形態として位置づけられるのであるから、結局、「職能の序列」の規定および「職能に人々を補充する仕方」の規定と「物質的満足礼讃」との連関構造の分析・考察に帰着することになる。

すでにみたように、「職能の序列」の規定とは、社会的職務の相対的価値と各職務に与えられるべき相対的な報酬、総じて幸福の度合いを職能の序列に占める地位の上下によって定めた規定の総括的名称であり、また、「職能に人々を補充する仕方」の規定とは、いろいろな地位が各個人に対してどのように開放されていなければならないかを定めた規定の総括的名称である。したがって、いずれの規定もそれ自体においてつまり無条件的に特殊具体的内容を有するものではない。換言すれば、「職能の序列」の規定にせよ、「職能に人々を補充する仕方」の規定にせよ、これらの規定が特定の歴史的社會において現実的に機能しうるには、種々の段階にある歴史的内容を特殊具体的に有していかなければならないのである。

デュルケム・アノミーの概念的枠組を成す歴史的社會の範疇は産業中心型社會であるから、デュルケム・アノミーの概念において問題とされる「職能の序列」の規定と「職能に人々を補充する仕方」の規定の実体的内容は、ともに産業中心型社會の構造に相応して特定されることになる。端的にいって、これら2つの規範規定の産業中心型社會構造に相応した実体的内容は、いずれも「物質的満足礼讃」に求められることができる。

すでに明らかなように、「物質的満足礼讃」は、組織的類型の高度社會の異常形態であるところの産業中心型社會における「進歩の教説」の特殊的具現形態として把握されうるのであるから、「進歩の教説」が組織的類型の高度社會における支配的規範として位置する以上、「物質的満足礼讃」も産業中心型社會においては支配的な規範として位置づけられることになる。ここで支配的規範といえばあい、一定の規範が社會のあらゆる領域において優越的に機能しているという意味と、ポッジがデュルケムのいう3つの規範的潮流をメタノルムとして総括した認識のなかにみられる規範原則としての意味の2つを包含している。それゆえ、この後者の意味に着目するなら、「物質的満足礼讃」は産業中心型社會における規範原則として位置づけられることになる（ついでにいえば、ポッジは、第3節4項の[二]でみたように、メタノルムCによって「物質的満足礼讃」の原型であるところの「進歩の教説」を照射している）。ところで、この規範原則とは、ポッジによれば、所与の社會における多様な個別規範に内容的に貫徹

していくものであるから、¹⁷⁾結局、個々の個別規範の核を成す規範的価値としての意味をもっている、ということができる。これらのことから、「職能の序列」の規定と「職能に人々を補充する仕方」の規定の産業中心型社会構造に相応した実体的内容は「物質的満足礼讃」によって規定されている、といえるのである。

したがって、「職能の序列」の規定および「職能に人々を補充する仕方」の規定と「物質的満足礼讃」とは、後者が前二者の規範規定の内容を特殊具体的に実体化するものであるという点で連関している、ということができる。すなわち、「職能の序列」の規定および「職能に人々を補充する仕方」の規定の歴史貫通的で抽象的な内容を、「物質的満足礼讃」が特殊歴史的につまりここでは産業中心型社会構造に相応的に具体化している、という連関構造である。

「物質的満足礼讃」による「職能の序列」の規定の特殊歴史的な具体化は、業績本位的な報酬規定の導入として、この規定それ自体の形骸化として現象する。すなわち、個々人の経済的利得欲求の充足を、職業活動の種類如何を問わず、業績如何によって可能なかぎり無限にしていくよう規範的に方向づけ、当為化するものとして現象する。言い換えれば、各職能が社会的に序列づけられていたとしても、それゆえ、社会的職務の価値が相対化されていたとしても、また各職務に与えられる報酬が平均的には職能の社会的序列づけによって規定されていたとしても、個々人がそれぞれの職能を遂行することによって実際にえられる報酬については、社会的に序列づけられた職能の相対的価値によってではなく、職能遂行能力とその業績とによって規定されるような規範的変容、として現象する。「物質的満足礼讃」という規範原則によって欲望が神聖化され、欲望の達成が最高位の価値とされるのであるから、このような無限の欲望の達成を経済外的強制によって一定の範囲内に制約し、その範囲内での欲望達成を当為化するような旧来の規定内容はむしろ桎梏となるのである。

以上のこととは、見方を変えれば、宮島がいいうように、「禁欲意識や分限意識に代っての平等主義の登場」による「在來のあのハイアラーキカルな欲求の規制体系がもはや正当なものとして受け容れられなくなるという道徳意識上の変化」¹⁸⁾(傍点原著者)である、ということ也可能である。

「物質的満足礼讃」は欲望を神聖化し、欲望の達成を最高位の価値とするような規範原則であるから、当然、欲望の達成手段へのアクセスを規定する「職能に人々を補充する仕方」の規定の質的変容をも招来する。「物質的満足礼讃」による「職能に人々を補充する仕方」の規定の特殊歴史的なつまり産業中心型社会構造に相応的な具体化も、業績主義的内容として現象する。個々人に対し無限の欲望達成を方向づけ、これを当為化するには、欲望達成手段すなわち職能へのアクセスが、「職能に人々を補充する仕方」の規定によって、身分的制約から解放され、もっぱら個々人の能力と業績によって規定されなければならないからである。

これを作田はつぎのように述べている。「・・・人員の配分（職能への人々の補充）に関するアノミーとは何を意味するのだろうか。彼（デュルケム）によればそれはこの配分を司る伝

統的基準が権威を失った状態である。しかしアノミーの語がもつ含蓄に従えば、ただそれだけではまだアノミーではない。それは伝統的な基準への支持が失われ、それに代るべき何ものも見出されない状態を意味する。それでは近代社会においては、このような配分に関して規範的権威を有する基準は全く存在しないであろうか。この点については、彼も基準の全くの不在を強く主張できないだろう。・・・近代社会においてもこのような基準が明らかに存在しているからである。業績本位がそれである。」¹⁹⁾(カッコ内筆者)。

ここでは、近代社会における人員配分基準が業績本位におかれているとされているが——そして、このことはデュルケムにおいて不明確ではあるがアノミーの概念に内在的であるとされている——、これは、産業中心型社会における「職能に人々を補充する仕方」の規定が業績主義をその実体的内容としている、ということを示している。

このように業績本位的に規定される「職能に人々を補充する仕方」の規定にあっては、個人の経済的利得欲求をより多く充足させうるような社会的地位ないし職能への上昇移動が万人に対して方向づけられ、当為化されることになる。このことは、「進歩の教説」における進歩の観念が、産業中心型社会においては、無限なものを目指す情念へと転態され、さらにこのような情念が「物質的満足礼讃」によって経済的利得欲求の無限の充足と充足手段としての社会的地位ないし職能への無限の上昇移動を求めるアスピレーションとして実体化されている、ということを意味している。

以上にみてきたことを以下に要約しておこう。デュルケム・アノミーの概念に内在的な諸規範の連関構造は、「職能の序列」の規定と「職能に人々を補充する仕方」の規定を一方の軸とし、「進歩の教説」と「物質的満足礼讃」を他方の軸とし、この2つの軸の組合せによって表示される。ただし、前者の軸においては、「職能の序列」の規定と「職能に人々を補充する仕方」の規定とが相互に密接に連関しながらもなお別箇並存的関係にあるのに対して、後者の軸においては、「物質的満足礼讃」が「進歩の教説」の産業中心型社会における特殊な具現形態として位置づけられるため、これら2つの軸の組合せは、結局、「職能の序列」の規定および「職能に人々を補充する仕方」の規定と「物質的満足礼讃」との連関を表示することになる。

この連関構造において、「物質的満足礼讃」は「職能の序列」の規定と「職能に人々を補充する仕方」の規定の産業中心型社会構造に相応した内容を規定しており、そして、それは業績主義を原理として実体化されている。「物質的満足礼讃」は「進歩の教説」の病理的転態であるから、これによってその内容が特殊具体的に規定される「職能の序列」の規定と「職能に人々を補充する仕方」の規定も病理的に機能することになる。すなわち、職業活動をとおして充足されるべく経済的利得欲求を中庸化しえないような規範的機能障害を呈している。デュルケム・アノミーの概念は、このような規範の連関構造を内在化させることによって、産業中心型社会の構造的病理性を捉えている、ということができる。

第4項 デュルケム・アノミーの概念的諸問題

最後に、これまでの論議とのかかわりで、デュルケム・アノミー概念に内在的ないくつかの基本的問題を指摘しておこう。このような問題として、ここでは、①欲望ないし欲求に関する問題、②歴史認識に関する問題、③アノミーの現象範域に関する問題、④資本主義認識の欠如の問題、の4つをあげておく。前3者の問題は、いずれも、その程度と広がりとにおいて差異があるものの、結局最後の問題に帰着する。

まず、欲望ないし欲求に関する問題は大きく2つに区分される。ひとつは、欲望ないし欲求の社会構造的視点からの把握の欠如であり、他のひとつは、欲望ないし欲求とその達成・充足手段との連関における階級的視点の欠如である。

欲望ないし欲求の社会構造的視点からの把握の欠如とは、アノミー概念における鍵闘的要素であるところの欲望ないし欲求が歴史的・社会的に規定されたものであり、かつ特殊歴史的社會において構造化されたものである、という認識の欠如を意味している。もっとも、宮島も主張するように、²⁰⁾デュルケム・アノミーにおける欲望ないし欲求が純粹に個人的なものとして、つまり非社会的で生物的なものとして位置づけられえない、ことは明らかである。換言すれば、デュルケムにおいても、欲望ないし欲求は歴史的・社会的に規定されたものとしてそれなりに捉えられているのである。このことは、デュルケム・アノミーの概念において、欲望ないし欲求への方向づけが規範的に当為化されているということ（第3節4項の〔二〕）、産業中心型社會にみられる欲望の解放が經濟外的諸權威の衰退という契機と産業の發展と市場の拡大という契機の2つに起因しているということ（第4節2項）、欲望ないし欲求が職業活動をとおして充足されるべく經濟的利得欲求として具体的に指定されうるということ（第3節5項）などから立証される。

しかし、このようにデュルケム・アノミーの概念において欲望ないし欲求が歴史的・社会的に規定されたものとしてそれなりに捉えられうるとしても、それは、必ずしも、このような欲望ないし欲求がつまり經濟的利得欲求が特殊歴史社會的に構造化されたものである、という認識にまで到達しているわけではない。言い換えれば、歴史的・社会的に規定された經濟的利得欲求は個人に内在化されていると同時に、社會的に構造化されてもいるのである、という認識の欠如がみられるのである。それは、このような認識が『分業論』および『自殺論』をとおして明確化されていないからばかりでなく、デュルケムの欲望ないし欲求概念が、たとえデュルケム・アノミー概念に内在して經濟的利得欲求として具体的に指定されうるとしても、幸福、快適、贅沢などの概念から必ずしも明確に峻別されておらず、²¹⁾その意味で依然として欲望一般としての性格をとどめているからである。また、經濟的利得欲求として歴史的・社会的に捉えられうる欲望ないし欲求が經濟外的諸權威の衰退および産業の發展と市場の拡大を契機として

無限の社会的解放へと方向づけられないと認識されていたとしても、そのメカニズムなり様式なりがつまり経済的利得欲求の歴史的・社会的特質が把握されていないからである。

デュルケム・アノミーの概念的本質が「職能の序列」の規定と「職能に人々を補充する仕方」の規定の規範的機能障害として把握され、かつ、このような規範的機能障害が産業中心型社会への移行という社会変動に因果連関的に起因し、また欲望の社会的解放を一般的契機とし、そして全体社会を空間的範域として常態的に現象するものである以上（第4節2・3・4項参照）、デュルケム・アノミーの概念を全体社会の構造的病理性を把握しうるものとして位置づけなければならないのは当然である（本節3項参照）。そして、デュルケム・アノミーの概念がこのように位置づけられるなら、この概念の鍵闇的要素である欲望ないし欲求の概念もまた、産業中心型社会という歴史的社会の構造的特質に相応して、あるいはこの歴史的社会において構造化されたものとして把握されなければならないのはいうまでもない。

にもかかわらず、デュルケム・アノミーの概念において欲望ないし欲求概念がこのように社会構造的に把握されていないというのは、結局、デュルケムにおいて資本主義認識が欠如しているからである、といってさしつかえない。説明の詳細は省くが、アノミー概念に資本主義認識を導入することによって、欲望ないし欲求は貨幣獲得欲求として歴史社会的に特定され、そして、欲望ないし欲求が貨幣獲得欲求として特定されることによって、このような欲望ないし欲求が、歴史的・社会的に規定されるのみならず、社会的に構造化されたものとして認識され、歴史的社会（資本主義的社会構成体）の構造的特質=疎外の構造を照射することが可能となる。²²⁾

他方、欲望ないし欲求とその達成・充足手段との関連における階級的視点の欠如の問題についてみてみると、この問題は、一面においてデュルケムの資本主義認識の欠如に帰着すると同時に、他面において欲望・欲求とその達成・充足手段との均衡が後者による前者の規定をとおして維持されるとする認識をデュルケムがもっているということ（第3節4項の[二]）にも起因している、といえる。

デュルケムが、欲望・欲求とその達成・充足手段との対応的連関のあるべき内実として両者間の均衡を措定しているということは、第3節4項の[二]での考察から明らかである。ところで、この欲望・欲求とその達成・充足手段との均衡に関して、デュルケムの2つの特徴的認識が着目される。ひとつは、規範の内容的正当性に関するデュルケムの主張から帰結するつぎのような認識である。すなわち、「職能の序列」の規定にしろ「職能に人々を補充する仕方」の規定にしろ——とくに後者の規範規定が問題となるのだが——、それらが効力を維持するにはその内容が人々によって正当視されなければならず、そのため、人間の出生に由来する自然的（遺伝的）差異以外の外在的不平等は規範規定から除去されなければならない。したがって、個人に外在的で因襲的に作り上げられてきた階級的不平等規定もまた、（産業中心型社会においては）とくに「職能に人々を補充する仕方」の規定が人々によって正当視されそして実

効性をもちうるために是正されなければならない、とする認識である（第3節3項参照）。

他のひとつは、「・・・人々に従属をしいるものはすべて、アノミー状態のおよぼす効果を軽減してくれる・・・。下層階級は、少なくとも上位の諸階級によって制限を課されている一線があるから、^{デジール}そのことだけからも、彼らの欲望はより限定づけられている。ところが、その上位にいかなる階級も存在しないような階級の場合には、背後から引きとめてくれる力がはたらかなかぎり、まず必然的に宙に迷いこんでしまうのである。」²³⁾という、デュルケム・アノミーの研究者からしばしば批判されてきた認識である。²⁴⁾

これら2つの認識は、アノミーとの関係で階級構造を捉えるときの、デュルケムの正反対の捉え方を示している。同じく階級構造が問題とされているとはいえ、前者においてはより下位の階級がアノミーと対応させられており、後者においてはより上位の階級にアノミーの影響が大であるとされている。デュルケムの認識にこのような矛盾がみられるのは、前者が規範規定の内容的正当性の問題に着目しているのに対して、後者がアノミーの影響客体について論じているという両者の位置する論理的次元の差異にも負うているが——後者についての問題は依然として残るのであるが——、より基本的には、階級構造に着目しながらも結局は階級的視点を欠いたまま欲望ないし欲求とその達成・充足手段との対応的連関を捉えようとするデュルケムの認識に起因しているのである。

このような階級的視点の欠如は、すでに指摘しておいたように、デュルケムの資本主義認識の欠如によると同時に——あるいはこのような認識的欠如のゆえに——、欲望・欲求とその達成・充足手段との均衡が後者による前者の規定をとおして維持される、とするデュルケムの認識に負うところでもある。資本主義認識の欠如は、デュルケムをして、欲望・欲求の達成・充足手段として位置づけられ、職能として総括されるところの地位・職業・職務などへのアクセスの階級的制約が社会的に構造化されておりながらも、このような手段へのアクセスを規定する「職能に人々を補充する仕方」の規定が内容的に人々によって正当視されていなければならぬ、という資本主義的社会構成体に固有な、社会構造と規範内容との連関様式²⁵⁾の認識を困難にさせている、といってよい。このような認識に立てば、「職能に人々を補充する仕方」の規定が人々によって正当視されていながらも、つまりより下位の階級にとって不利益となるような階級的不平等規定が是正されていたとしても、アノミーのより大きな影響の客体として労働者階級を典型とするこのより下位の階級を措定することが可能となる。

このような資本主義的社会構成体に固有な社会構造と規範内容との連関様式を認識しえなかつたがために、欲望・欲求とその達成・充足手段との均衡が後者による前者の規定（手段による目標の規定）をとおして維持される、とする認識がデュルケムから生まれることになるのである。ところで、このように手段による欲望・欲求の達成・充足様式の規定をとおして両者間の均衡が維持されうるとする認識は、手段として位置づけられ、職能として総括されるところの地位・職業・職務などに相応して欲望・欲求の達成・充足様式が規定されなければならぬ

い、という認識を必然化する。このことは、このような手段へのアクセスを規定する「職能に人々を補充する仕方」の規定をデュルケム・アノミーの本質的構成要素たらしめると同時に、上位の諸階級によって制限を課せられている下位の階級はそれだけアノミーの影響を受けることが少なくなるという認識を生み出し——というのは、欲望・欲求とその達成・充足手段との均衡がより厳格に規定されることになるからである——、「職能に人々を補充する仕方」の規定が業績本位的内容をもって貫徹しておりながらも（本節3項），より下位の階級においては、手段へのアクセスが社会構造的に制約されていることから欲望・欲求とその達成・充足手段との均衡が崩壊している、という事実を無視せしめることになる。

以上、デュルケム・アノミー概念に内在的な欲望ないし欲求に関する2つの問題点を指摘してきた。最後に、欲望と欲求の用語法について付加的に言及しておく。デュルケムは、欲望（*désir, appétit*）の語と欲求（*besoin*）の語とをほとんど区別することなく、同一のコンテクストにおいて用いている。つまり、デュルケムにおいては、欲望と欲求とは、それらがかりに個としての人間に内在的なものであったとしても、それらは社会とのかかわりを抜きにしてはけっして捉ええない性質のものである、として同一的に把握されている。しかし、これまでの考察から示唆されるように、このような欲望ないし欲求は、個々の人間から相対的に切り離されて社会的に構造化されたものとして捉えられうるばあいと、社会的に条件づけられながら個人の個的生活領域で具体化されたものとして捉えられうるばあいとに峻別されて把握されるべきである。したがって、この二様の欲望ないし欲求のそれぞれを識別する用語法が用いられなければならない。本稿で、デュルケムの用語法そのものから離れて、欲望（仏語：*désir, aspiration*, 英語：*desire, aspiration*）という語を用いるばあい——たとえば、貨幣獲得欲望——は前者の意味でつまり社会的に構造化された性質をもつものとして、また、欲求（仏語：*besoin*, 英語：*want, need*）という語を用いるばあい——たとえば、経済的利得欲求——には後者の意味でつまり個人の個的生活領域で具体化された性質をもつものとして、用いていく。これは、マートンの文化的目標——社会構造の次元あるいはより狭義に文化構造の次元で捉えられる——とマイヤーとベル（Meier, D. L. & Bell, W.）の生活目標²⁶⁾——マートンの文化的目標が個人の日常生活において具体化したものとして捉えられる——との区分²⁷⁾に類似するものである。

デュルケム・アノミー概念に内在する第2の問題、つまり歴史認識の問題は、機械的連帯から有機的連帯へといふあるいは環節的類型から組織的類型へといふ、資本主義認識を欠いた段階論的社会発展のシェーマそれ自体の問題性に収斂される。前節1項でみたように、デュルケム・アノミーの概念は、産業中心型社会が出現するような歴史段階をその歴史的範疇として指定している。そして、このように指定される産業中心型社会は、機械的連帯に基づく組織的類型社会への移行過程に随伴して出現する、として把握されている。

しかし、産業中心型社会の出現がこのように把握されることによって、この社会に内在的な構造的病理性が、この社会の構造それ自体の特殊歴史的特質の分析をとおして捉えられるというよりも、むしろ、組織的類型社会の未成熟さという意味において産業中心型社会が異常的・病理的社会として位置づけられうる、とする認識そのものから捉えられることになる。ひとつには、『分業論』で展開されたデュルケムの認識からすれば、環節的類型社会がすでに消滅しているにもかかわらず、いまだ組織的類型社会の形成が十分でないがゆえに産業中心型社会が出現するとされるのであり、それゆえ、産業中心型社会そのものが、組織的類型社会への移行が歴史必然的であるにもかかわらずいまだその形成が不完全である、とするような歴史認識それ自体のなかで範疇化されることになるからである。いまひとつには、デュルケムに内在したばあい、有機的連帶にもとづく組織的類型社会への移行が歴史必然的であるにもかかわらずその形成が不完全であるとすれば、そのような状態は異常的・病理的であるとして把握されることになるからである。²⁸⁾

こうして、デュルケム・アノミーの概念においては、その歴史的範疇として指定される産業中心型社会が歴史特殊的に実体的な社会として明確に分析されないことになり、その結果、デュルケム・アノミーの概念的諸要素についてもまた、歴史特殊的に条件づけられたものとして実体的に把握されることが困難となる。すでに考察した欲望ないし欲求に関する2つの問題点は、このことの具体的な表われでもある。

デュルケム・アノミーの概念に内在的な第3の問題、つまりアノミーの現象範域に関する問題としては、3つの点を指摘することができる。第1の点は、デュルケム・アノミーを慢性的アノミーと断続的あるいは尖鋭的アノミーとに区分したばあいにみられる、両者の現象範域に関するデュルケムの認識の不明確性である。第2の点は、慢性的アノミーの現象契機が欲望の社会的解放として経済社会の諸領域をとおして一般的に求められながら、その現象範域は商工業の世界という経済社会のうちの一特殊領域に限定されている、という慢性的アノミーの概念化における論理矛盾である。第3の点は、アノミーが社会の非経済的領域とどのようなかかわり方をするのかという点に関しての分析が論理的に不可能であるということである。これは、デュルケム・アノミーの現象範域を全体社会の機能的領域の観点から経済社会に特定するばあいに生じる問題である。これら3つの問題点のうち、第1の点と第2の点は、すでに前節4項で解決の方向性をも含めた形で触れてあるので、ここでは、第3の点についてのみ簡単に言及することにする。

本稿でとりあげているデュルケム・アノミーが経済的アノミーであり、そして、これが、「職能の序列」の規定および「職能に人々を補充する仕方」の規定という2つの規範規定のいずれかもしくはその両者が個々人の営む職業活動に関して、これを規定するようつまりその経済的利得欲求を中庸化しうるように機能しえなくなっているような規範的機能障害である、として概念定義される（本節1項）以上、この経済的アノミーの現象範域として経済社会すな

わち社会の経済的器官の担い手としての個々人がその職業活動を営むところの社会領域があげられるのは、論理的に必然でありかつ妥当である（第4節4項）。

しかし、デュルケムにおいては資本主義認識が欠如しているため、全体社会における経済社会の位置づけが、それゆえまた経済社会と非経済社会との連関性の把握がきわめて不明確なものとならざるをえず、その結果、第1に、経済的アノミーが経済社会以外の社会的領域においても現象するのか否かという点が、第2に、かりに経済的アノミーの現象範域が経済社会に限定されるとしたら、その影響は非経済社会には波及しないのか、それとも非経済社会においてもその影響はみられるのか、もし後者だとすればそれはどのような様式をとるのか、という点が論理的に分析されないこととなる。

デュルケムの経済的アノミーの概念を継承したマートンは、『社会構造とアノミー』(Social Structure And Anomie, 1938, 1949) および『続社会構造とアノミー』(Continuities In The Theory of Social Structure And Anomie, 1957)において、デュルケムの欲望ないし欲求概念を文化的目標の概念によって実体的に捉え直し、この文化的目標とこれを達成するための制度的手段およびこの手段へのアクセスを社会的に制約しているところの階級構造の3つに着目することによって——したがって、マートン自身の真意がどうであれ、それなりに資本主義認識を導入することによって——アノミー概念を再構成し、さきにみたデュルケムの経済的アノミー概念に内在する論理的困難の解決を試みている。²⁹⁾

すなわち、アノミーを「文化的な規範および目標とそれらにしたがって行為しうる集団成員の社会的に構造化された能力との間に激しい分裂が存在するときにとくに生じるような文化構造の崩壊」³⁰⁾として概念定義することによって、そしてこの文化的目標を金銭的もしくは地位の成功目標として特殊歴史的に実体化することによって、³¹⁾アノミーの現象範域を、空間的にのみならず社会の機能領域的にみても、全体社会そのものとして、全体社会の全領域として指定することに、マートンは成功しているのである。

さらに、マートンのアノミー概念から進んで、資本主義的社会構成体の構造的分析と論理的に連関させて、アノミーを「特殊歴史的な資本主義的社会構成体の土台に規定された上部構造の内的矛盾が全体社会状況において現出する病理性、換言すれば、上部構造の機能障害を意味する概念である」³²⁾として把握するならば、アノミーの概念が、経済社会に限定されることなく、社会のあらゆる機能的領域をも、つまり全体社会をその現象範域として指定している、ということは明らかである。これを言い換えれば、アノミーは経済社会において現象し、そしてそのことによって種々の社会領域に影響していくというよりも、むしろ、アノミーそれ自体が種々の社会領域でそれぞれに特殊的な形態をとって現象しており、そしてそれゆえそれぞれの社会領域に特徴的な影響をおよぼすのである、ということになる。

デュルケム・アノミーの概念がその現象範域に関してこのような認識に論理的に到達しえなかったのは、根本的には、それが資本主義認識を欠如していたことに起因している、ということ

とはすでに明らかである。

以上にみてきたところから、欲望ないし欲求に関する問題、歴史認識に関する問題、アノミーの現象範域に関する問題の3つは、いずれも、その程度と広がりとにおいて差異があるものの、結局、最後の問題つまり資本主義認識の欠如の問題に帰着するということは、明示的であるにしろ示唆的であるにしろ、すでに明らかのことである。換言すれば、デュルケム・アノミー概念における資本主義認識の欠如は、欲望ないし欲求に関する問題として、歴史認識に関する問題としてあるいはアノミーの現象範域に関する問題として具体的に把握される、といえるのである。その個々的な内容については、すでに指摘してあるとおりである。

なお、資本主義認識の欠如に起因する問題として、さらにデュルケムの規範認識に関する問題を指摘することができる。デュルケム・アノミーが本質的に規範的事象であることを想起すれば、この問題についての詳細な検討は避けることができないわけであるが、ここでは、この問題がデュルケム・アノミーにおけるつぎのような規範認識上の問題点に集約されている、ということのみ指摘するにとどまる。それは、（資本主義的社会構成体の上部構造の一構成要素としての）規範それ自体における階級的契機と超階級的契機との矛盾的統合³³⁾についての認識を欠落しているがゆえに、デュルケム・アノミーの概念にあっては病理的にその内容を規定された規範の社会的浸透のメカニズムが規範そのものに即して解明されえていない、ということである。つまり、「職能の序列」の規定と「職能に人々を補充する仕方」の規定とが「物質的満足礼讃」によって病理的にその内容を規定され、病理的に機能しておりながらも、かつ職能へのアクセスが階級的に制約されておりながらも、——あるいはそれゆえにこそ——、業績主義を原理とすることによって社会の支配的規範として位置している、ということの認識と、規範それ自体に即したその理論的分析とが欠如している点こそが問題となるのである。

デュルケム・アノミー概念において資本主義認識が欠如しているのは、デュルケムが、現存社会の病理性を認めながらも、段階的社会発展論の立場から社会の漸進的発展・改良を主張し、ラディカルな社会変革を唱えるマルクスないしマルクシズムと決定的に対決せざるをえなかつたからに他ならない。ギデンス (Giddens, A.) は、デュルケムのマルクスとの対決をつぎのように述べている。少し長いが、両者の決定的差異とデュルケム・アノミーにおいて何故資本主義認識が欠如せざるをえなかつたかを簡潔に述べているので、そのまま引用しておく。

「・・・デュルケムは次のように見ている。経済的再組織は、社会主义理念を発生させた近代社会における『危機』にたいして主要な解決とはなり得ない。なぜなら、危機の原因は経済ではなく道徳にあるからである。『拘束的』(forced) 分業が無くなるからといって、それから自然移行的に、『アノミー的』分業が終りを告げることにはならないだろう。デュルケムがマルクスと自己とを意識的に区別しているもっとも重要な根本はここにある。資本主義の病理的状態を切断するためにマルクスが考へた綱領は経済の方策に基づく。マルクスの著作では、労働者階級の利益を擁護することがそのまま、資本制の市場経済の『矛盾に満ちた』性

格というマルクスの見解と結びつけられる。『市場の無政府性』は資本主義の階級構造から由来し、集中的に統合された経済の下で生産を調節（regulate）するという体制にとってかわられることになるであろう。『すなわち、マルクス主義的社會主義者の立場では、資本は消滅しない。個人のかわりに社会によって資本が管理されるにすぎない。』ここから、マルクスの著作は、デュルケムが社会主義の決定的特徴だと理解している中心原則、すなわち、社会の生産力を国家の手へ集中するという点にやはり同じように執着していることになる。しかしこれだけでは、近代の産業社会が呈するアノミー状況（anomic condition）から結果する道徳の空隙を解消するには無力である。むしろそれは、『経済的』諸関係による社会の支配を一層強めるであろう。そしてそれゆえに、問題を前よりも一層大きくするだけである。このように国家を経済の内に没し去ることはサン・シモン（Saint-Simon）の産業主義と同一の帰結をもたらすであろう。マルクスにとって、そしてサン・シモンにとっても、『社会の平和を実現する方法は、一方ではすべての人間の経済的欲望^{アビタイト}を解放すること、他方でそれを満たすことによって彼らを満足させることとして想定されている。しかしこれを2つながら実行することは矛盾なのである。』³⁴⁾

この引用文からわかるように、デュルケムは、近代社会の危機をアノミーとして、そしてこれをさらに道徳的問題として捉え、この危機を資本主義の経済構造（土台）に根ざしたものであるとして位置づけるマルクスの分析を否定している。それでは、デュルケム・アノミーから出発しながら、アノミー概念の再構成にさいして資本主義認識を導入すること、換言すれば資本主義的社会構成体の分析からアノミー概念にアプローチすることは、不可能であろうか。思うに、それは可能である。すでにみたように、第1に、デュルケム・アノミーのもっとも基本的な概念的構成要素である欲望が、社会構造的に解放されたものであるとして認識されており、そして、このような欲望が、個人のレベルでは職業活動をとおして充足されるべく経済的利得欲求として捉えられているからであり、第2に、デュルケム・アノミーの実体をなす「職能の序列」の規定および「職能に人々を補充する仕方」の規定の機能障害が、業績主義を原理とした「物質的満足礼讃」の病理的規範機能として捉え直されているからであり、第3に、デュルケム・アノミーの現象が、少なくとも空間的にみるとかぎり全体社会をその範域としており、しかも、その現象が、病理的でありながら常態的なものとして把握されているからである。しかし、このことについての詳細な検討は、もはやこの小論の域を越えたものである、といわねばならない。³⁵⁾

注

- 1) Durkheim, É. "Le suicide" op. cit., pp. 275—278. 宮島訳、前掲書、1968年、206—208頁。
- 2) 作田啓一、前掲書、199頁。
- 3) Parsons, T. op. cit., pp. 395—396, 407。

- 4) 宮島喬『デュルケム社会理論の研究』、東京大学出版会、1977年、196—197頁。
- 5) 大藪寿一「都市文化の病理」、那須・岩井・大橋・大藪編『都市病理講座第4巻 都市文化の病理』誠信書房、1976年、7頁。
- 6) Parsons, T. op. cit., p. 377.
- 7) レマートは、ソーシャル・コントロールをパッシィブ・ソーシャル・コントロールとアクティブ・ソーシャル・コントロールとに区分する。パッシィブ・ソーシャル・コントロール (passive social control) は、伝統的規範への適合の側面を強調し、社会秩序の維持と関係する。アクティブ・ソーシャル・コントロール (active social control) は、目標と価値を実現する手段へのアクセスの過程であり、予測のつかない胎動的な社会的統合 (emergent social integrations) と関係する。より正確には、価値が意識的に吟味され、どの価値が優越するかが決定され、集合的行為が目的化される意識的過程である。Lemert, E. M. "human deviance, social problems, and social control", Prentice-Hall, 2nd. edit., 1972, pp. 53—54。こうしてみると、パッシィブ・ソーシャル・コントロールの第1次の機能が規範的同調の強制という意味での行為の抑制に重点をおき、アクティブ・ソーシャル・コントロールのそれが目的と手段の提供という意味での行為の方向づけを強調している、ということができる。
- 8) 宮島喬、前掲論文、1975年、128頁。
- 9) Durkheim, É. "Le suicide" op. cit., p. 281.
- 10) ibid., p. 287. 宮島訳、前掲書、1968年、216—217頁。
- 11) 大村英昭、前掲論文、16頁。
- 12) Durkheim, É. "Le suicide" op. cit., p. 417. 宮島訳、前掲書、1968年、344頁。
- 13) ibid., p. 363. 前掲邦訳書、292頁。
- 14) ibid., pp. 364—365. 前掲邦訳書、293—294頁。
- 15) Poggi, G. op. cit., p. 203.
- 16) 宮島喬、前掲論文、1975年、136—137頁。および、前掲書、1977年、235—242頁。ただし、宮島は、「進歩の教説」に代えて「『遂行』原則」・「進歩と完全化の道徳」・「『永続的遂行』原則」なる語を用い、また、「物質的満足礼讃」に代えて「物質的満足の神格化」なる語を使用している。
- 17) Poggi, G. op. cit., p. 202.
- 18) 宮島喬、前掲書、1977年、212頁。
- 19) 作田啓一、前掲書、199頁。
- 20) 宮島喬、前掲書、1977年、200—205頁。
- 21) Durkheim, É. "Le suicide" op. cit., pp. 272—288. 宮島訳、前掲書、1968年、202—219頁。
- 22) この点に関する詳細については、拙稿「社会病理学における社会構成体からのアプローチの可能性——アノミー概念の検討——」『社会学評論』111号、1978年、50—51、57—58頁を参照。宮島もまた、欲求を他律的に決定されかつ充足されることのない疎外態として捉えている。ここにも、アノミーにおける欲求が社会的に構造化されたものである、とする認識がみられる。宮島喬、前掲書、1977年、210—216頁。
- 23) Durkheim, É. "Le suicide" op. cit., p. 287. 宮島訳、前掲書、1968年、218頁。
- 24) たとえば、宮島喬、前掲書、1977年、215—216頁。
- 25) この点については、拙稿、前掲論文、54—56頁を参照。
- 26) Meier, D. L. & Bell, W. 'Anomia And Differential Access To The Achievement Of Life Goals', "American Sociological Review", vol. 24, 1959, p. 192。

- 27) 拙稿「逸脱行動へのアノミー論の視角」『犯罪社会学研究』4号, 1979年, 168頁, 注41。
- 28) 宮島喬, 前掲書, 1977年, 67—68頁, 73頁注5。
- 29) Merton, R. K. 'Social Structure And Anomie' "American sociological Review" vol.3, 1938, pp.672—682。Social Theory and Social Structure", Free Press, enlarged edit., 1968, pp.185—214, and pp. 215—248。森東吾他訳『社会理論と社会構造』みすず書房, 1961年, 121—148頁および148—178頁。
- 30) Merton, R. K. 1968, op. cit., p. 216. 森他訳, 前掲書, 150頁。
- 31) Merton, R. K. 1938, op. cit., p. 675, and note 8。1968, op. cit., pp. 190—191. 前掲邦訳書, 125—126頁。'Anomie, Anomia And Social Interaction : Contexts of Deviant Behavior', in Clinard, M. B. edit., "Anomie and Deviant Behavior", Free Press, 1964, p. 217。
- 32) 拙稿, 前掲論文, 1978年, 48—49頁。
- 33) この点については, 拙稿, 前掲論文, 1978年, 55—56頁を参照。
- 34) Giddens, A. op. cit., p. 204. 犬塚訳, 前掲書, 237—238頁。
- 35) 資本主義的社会構成体の分析からのアノミー概念へのアプローチの試みは, すでに, 拙稿, 前掲論文, 「社会病理学における社会構成体からのアプローチの可能性——アノミー概念の検討——」においてもなされているところである。